2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
1	【政策局】	１．カジノを含むIR誘致について	（1）カジノを含むＩＲについては、「白紙」とするなら中期4か年計画に「検討」を盛り込まないこと。	横浜市は、ＩＲを「導入する・しない」について判断していません。ＩＲについては、構成する施設の一つであるカジノに対する懸念のご意見のほか、様々なご意見があります。 国の動向を見据えながら、横浜市にとって良い方法は何かを考えるという趣旨で、中期４か年計画では「国の動向を見据え、検討します」としており、引き続き調査・分析をしていきます。	政策局	
2	【政策局】	１．カジノを含むIR誘致について	（2）ギャンブル依存症、地域社会・経済の衰退など弊害が多いカジノ誘致の前提づくりとなる1,000万円の調査費を使った構想案の募集事業は中止にすること。	ＩＲについて判断するには、国が検討を進めているカジノを含む「日本型ＩＲ」について、本市として充分理解することが必要です。このため、政省令など国からの情報を収集するとともに、ＩＲに知見や経験のある事業者や有識者から情報やご意見をいただくなど、調査・分析を行います。	政策局	
3	【政策局】	２．公共施設の保全・長寿命化	（1）施設等整備費については、高速横浜環状道路、巨大岸壁、再開発など大型公共事業偏重の予算編成を見直し、政府の地震調査委員会の発表で、30年間内に横浜市における震度６弱以上の地震が起きる確率は82％となっていることから、政策の優先順位を変えて既存の公共施設の維持管理と保全・耐震化事業に予算を重点的に振り向けること。	これまでも本市では、市民の安全安心を確保するため、公共施設に対して必要な保全費を計上するとともに、将来の横浜を見据え、経済活性化や防災・減災上重要な施策について予算を確保してきました。 今後も厳しい財政状況が続く中、政策の優先順位、必要性を吟味し、持続可能な財政状況を維持していきます。	財政局	政策局
4	【政策局】	３．住民自治について	（1）2014年５月の地方自治法改正で導入された総合区の設置にむけた検討作業に着手すること。	今後の「区」のあり方については、特別自治市の実現を見据え、「総合区」制度も含め、継続的に検討を進めていきます。	政策局	財政局 市民局
5	【政策局】	３．住民自治について	（2）市民の身近な行政窓口である区の役割をさらに拡充するため、区にさらなる財源と権限を委譲し、人員体制の強化も含めできることから進めること。	横浜市は、これまでも、地域に身近な課題は区で解決できるよう、区の役割の拡充を、他都市に先駆けて進めてきました。 今後も、区の役割や区役所の機能強化について、様々な角度から検討していきます。	市民局	政策局
6	【政策局】	３．住民自治について	（3）特別自治市制度の実現ではなく、現行制度で区政に区民が参加できる仕組みとして、地方自治法に政令市特例として規定された区協議会の設置にむけて具体的な検討に入ること。	横浜特別自治市大綱に示されているとおり、「区行政における住民参画機会の仕組み（地域で活動する区民の視点で区行政に参加する場）の設置」等によって、区における住民自治を制度的に強化していくことについて、引き続き検討していきます。	市民局	政策局
7	【政策局】	４．米軍基地、同跡地について	（1）横須賀港を母港とする米原子力空母の原子炉事故に備えて、横浜市民の命を守る立場から、本市防災計画に原子力災害を想定した対策を盛り込むこと。	横浜市域は、国の「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」に定める応急対応範囲には含まれていないことなどから、防災計画において原子力艦の原子力災害について想定していません。 しかし、万一、本市に放射性物質等による影響が及ぶ場合には、防災計画「都市災害対策編」の放射性物質災害対策を準用し、対応してまいります。	総務局	政策局

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
8	【政策局】	４．米軍基地、同跡地について	（２）根岸住宅は実質的に閉鎖状態となっていることから、直ちに返還を求めること。根岸住宅地区に囲まれた地域内に居住している市民の日常生活が制限されている現状が解決できるよう、引き続き居住者の意向に沿って、米軍および国に働きかけること。	平成30年11月14日に発表された日米合同委員会の合意に基づき、速やかに共同使用の協議を開始し、国による原状回復作業を進捗させるよう、国に求めてまいります。 なお、米軍根岸住宅地区に囲まれた地域内に居住する市民の生活環境が維持されるよう、引き続き国に適切に対応するよう求めていきます。	政策局	
9	【政策局】	４．米軍基地、同跡地について	（３）池子住宅地区での米軍住宅建設は「国との協議に応じる」とする方針を撤回し、即時返還を求めること。	池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における家族住宅等の建設については、平成30年11月14日の日米合同委員会において取り止めとなりましたが、米軍施設の早期返還に向けて、市民・市会・行政が一体となった取り組みを進めていきます。	政策局	
10	【政策局】	４．米軍基地、同跡地について	（４）ノース・ドッグ、鶴見貯油施設、小柴水域、池子住宅の飛び地の早期返還を、国･米軍に強く働きかけること。特に、横浜港の中央に位置するノース・ドッグが軍事訓練基地として利用されていることが増えているので、基地機能強化に反対するとともに、一刻も早い返還を求めること。	引き続き、米軍施設及び区域の早期返還に向けて、市民・市会・行政が一体となった取組を進めていきます。	政策局	
11	【政策局】	４．米軍基地、同跡地について	（５）深谷通信所跡地（国有地）の利用計画については、２月に跡地利用計画が示されているが、引き続き地元要望を尊重すること。計画の実施にあたっては、国の返還財産処分方針に基づくのではなく、全面的な無償貸与ならびに譲与を国に働きかけ、市の負担にならないようにすること。	旧深谷通信所の跡地利用については、泉区・戸塚区の深谷通信所返還対策協議会やこれまで利用されてきた皆様のご意見のほか、様々なご意見をいただいています。それらのご意見や市民意見募集で頂いたご意見を取りまとめ、平成30年２月に跡地利用基本計画を策定しました。 今後は、各施設の基本計画策定、都市計画決定や環境影響評価の手続きを進める中で、節目ごとにご意見を伺いながら進めてまいります。 国有地の処分については、旧深谷通信所の跡地利用の具体化促進のため、無償利用など、処分条件の特段の配慮を引き続き国へ求めていきます。	政策局	戸塚区 泉区
12	【政策局】	４．米軍基地、同跡地について	（６）上瀬谷通信基地跡地は横浜に残された貴重な緑と空地であることを考慮して、跡地の45ﾍｸﾀｰﾙにあたる民間地権者の理解を得た上で、全市的な立場から防災機能、農地、緑地を基本とした土地利用計画とすること。花博については、過大な設備投資で後年度負担として市財政を圧迫しないよう適正規模とすること。	旧上瀬谷通信施設の土地利用については、米軍施設返還跡地利用指針の四つの方向性や全市的・広域的な課題を解決する等の方向性に基づき、農業振興と都市的土地利用による郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指して、民有地の地権者や市民の皆様のご意見等を伺いながら検討を進めてまいります。	都市整備局	
				（下線部について回答） 国際園芸博覧会については、土地利用と整合を図った会場構成や規模等になるよう検討していきます。	政策局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
13	【政策局】	５．平和都市	（１）ピースメッセンジャー都市として、横浜港の平和利用を願う市民の期待に応えて横浜市が管理する横浜港への自衛隊艦船や米軍軍艦の入港・接岸を認めないこと。	入港の希望があった場合には、その目的と船舶の形状等を精査したうえで、市として、適切に対応していくべきものと考えております。	港湾局	
14	【政策局】	５．平和都市	（２）本市防災訓練に米軍の参加は防災力強化にあたらないので求めないこと。	大規模災害発生時には市民の生命や生活を守るため国内の防災関係機関だけでなく、海外の防災関係機関と協力・連携することも考えられることから、訓練を通して連携を図ることは重要であると考えています。	総務局	政策局
15	【政策局】	５．平和都市	（３）事故が起きているオスプレイをはじめ米軍機については、ノースドックの使用をはじめ、横浜上空を訓練等で飛行しないよう国と米軍に求めること。	オスプレイの配備など我が国の安全保障に関することは、国の専管事項であり、国が責任を持って対応すべきものと考えています。その上で、神奈川県や基地関係市と連携し、市民生活の安全性が確保されるよう適切な対応を行っていきます。	政策局	
16	【政策局】	５．平和都市	（４）安全保障関連法制定により、自衛隊の任務が大きく変わった中、自衛隊の各区がかかわる行事への参加はやめるよう各区へ伝えること。	自衛官募集事務は、国からの法定受託事務として実施しており、今後も法令等に基づいて行ってまいります。なお、各区行事への参加は、各区の判断で行われていると認識しています。	市民局	
17	【政策局】	５．平和都市	（５）自衛官募集業務に関して、ポスター共同作成や掲示など、市として便宜を図らないこと。	自衛官募集事務は、国からの法定受託事務として実施しており、今後も法令等に基づいて行ってまいります。	市民局	
18	【政策局】	６．原子力発電所について	（１）安定的な電力確保と経済成長を理由にした原子力発電所の再稼働は進めないように、国と電力会社に求めること。	原子力発電を含むエネルギー政策については、経済性、環境面など、さまざまな観点を考慮し、国で総合的に判断していくことだと考えています。 国でも、再生可能エネルギーの主力化が示される中、横浜市は、再生可能エネルギーを主体とする次世代のエネルギー需給システムの構築を重要な柱として、取組を進めてまいります。	温暖化対策統括本部	
19	【政策局】	６．原子力発電所について	（２）浜岡原子力発電所は、東海地震の予想震源域のほぼ中央にあり、直下の活断層が指摘されている。横浜市は、同原発の事故が起こった際には偏西風によって放射能の影響を受ける恐れが強いため、市民の命を守る立場から、廃炉を強く国に求めること。	原子力発電を含むエネルギー政策については、経済性、環境面など、さまざまな観点を考慮し、国で総合的に判断していくことだと考えています。 国でも、再生可能エネルギーの主力化が示される中、横浜市は、再生可能エネルギーを主体とする次世代のエネルギー需給システムの構築を重要な柱として、取組を進めてまいります。	温暖化対策統括本部	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
20	【政策局】	６．原子力発電所について	（３）放射能汚染対策として東京電力へ賠償請求している約30億円の支払いを、東京電力と国に強く求めること。支払い状況によっては、引き続き法的措置もとること。国に対し、東京電力への指導勧告と延滞金も含めて支払うよう指導強化を求めること。	今後も、早期に賠償金が支払われるよう、東京電力に対して粘り強く働きかけを行っていきます。 また、23年度分の未収金約２．２億円及びこれに対する遅延損害金について、議会の議決をいただいた上で、国の機関である「原子力損害賠償紛争解決センター」に対し、和解の仲介の申立てを行いました。24年度分以降の未収金についても、23年度分に係る和解の仲介の結果を踏まえ、適切に対応を進めてまいりま	財政局	
21	【政策局】	６．原子力発電所について	（４）市内に避難している福島原発被災者に対し、横浜市民に準じた福祉サービスなどの支援策を講じること。また、国に対して長期無償の住宅提供を保障するなど新たな立法措置を求めること。応急仮設住宅として市営住宅に入居している世帯への家賃減免を実施すること。	東日本大震災の発生に伴い、厚生労働省の通知により、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免や医療機関での一部負担金支払免除を行うこととしており、本市では、現在も東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等からの被災者に対して、保険料の減免や医療機関での一部負担金の支払免除を継続して実施しています。 被災者から相談があった場合には、現行制度に則して、保険料の減免や一部負担金の支払の減免等、個別に対応していきます。	健康福祉局	
				（下線部について回答） 現在、横浜市では、東日本大震災の被災者受入住宅として、市営ひかりが丘住宅と横浜市住宅供給公社の賃貸住宅を「応急仮設住宅」として提供しています。国及び被災自治体からの要請に基づき、「応急仮設住宅」を引き続き提供していきます。 また、国に対しては、県内19市の市長により構成される神奈川県市長会にて、平成28年12月27日に、原発事故避難者に対する新たな住宅支援制度の確立を求める要望を提出しました。 なお、「応急仮設住宅」として市営住宅及び横浜市住宅供給公社の賃貸住宅に入居されている世帯の家賃については、被災県へ家賃全額を求償しており、入居者の負担はありません。	建築局	
22	【政策局】	７．指定管理者制度等について	（１）指定管理者制度については、職員の専門性の確保、事業継続性の保障、公共性の確保などを重視し、導入施設を直営に戻すことを含めて、そのあり方を抜本的に見直すこと。	指定管理者制度については、効率性だけでなく、より効果的に施設の設置目的が達成できるよう、指定期間や公募の可否など、最適な選定方法を選択しながら運用してきました。 今後とも公の施設の管理運営については、施設の特性に応じた指定管理者制度の最適な運用手法について検討し、より良い施設運営を目指していきます。	政策局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
23	【政策局】	７．指定管理者制度等について	（２）指定管理者制度および委託事業において、そこで働く労働者の労働条件に不利益などが生じないよう、必要な対策を行うこと。最低賃金の変更などがあった場合、それが反映されているかについて、チェックできる仕組みを作ること。	本市の指定管理者制度では、指定管理者の選定時に、労働関係法令を遵守することを条件としており、業務実施にあたっては適正な労働条件が維持されるよう取り組んでおります。 また、本市で委託契約を締結するにあたっては、委託契約約款において、日本国の法令を遵守して契約を履行しなければならないことを定めるとともに、入札参加事業者あてに、契約関係規定や約款を遵守し、適切な履行を努めるよう依頼しています。 法令違反行為を行ったとして監督官庁による行政処分等が行われた事業者に対しては、指名停止を行い、一定期間、契約の相手方としないこととしています。不当労働行為については、労働委員会又は裁判所において不当労働行為があったと認定され、その効力が確定したときに指名停止を行うこととしています。 なお、指名停止の対象となった事業者については、横浜市ホームページ上の「ヨコハマ・入札のとびら」で公表しています。 さらに、指定管理者制度や委託事業を通じ、質の高い公共サービスを提供するためには、適正な労働条件の確保が重要であることから、国で定める最低賃金等に一定以上の変動がみられた場合に、指定管理者制度及び複数年にわたる委託契約において、２年目以降の指定管理料及び契約金額を変更する仕組みを、平成30年度に新たに指定期間を開始及び契約締結するものから実施しています。	政策局	財政局
24	【政策局】	８．男女共同参画社会の実現にむけて	（１）市内企業の男女共同参画に関する取り組みの現状等について、まずは男女間の賃金格差や昇任におけるアンバランス等の実態把握をすること。	市内企業の男女共同参画に関する取組状況を把握するため、定期的に「男女共同参画に関する事業所調査」を実施しています。その中で、性別による雇用形態割合や勤続年数の差など、賃金格差や昇任におけるアンバランス等に関連する項目についても調査しています。 国の動向も確認しながら、引き続き市内企業の実態把握に努めます。	政策局	
25	【政策局】	８．男女共同参画社会の実現にむけて	（２）男女間賃金格差等の是正の取り組みを重点施策として明確に位置づけ、具体的な事業を定めて推進すること。	女性の就労支援やキャリア形成支援、企業の認定制度等に取り組むことで、女性の継続就労や企業の環境整備等を推進しており、男女間賃金格差等の是正を含む男女共同参画推進に取り組んでいます。 引き続き、国の動向や調査の結果を見ながら、企業と個人双方に対する取組を進めて参ります。	政策局	
26	【政策局】	８．男女共同参画社会の実現にむけて	（３）市内企業における従業員女性割合の目標値50パーセント（2020年度）を実現するために、具体的な事業計画をつくり、実施すること。	「市内企業における女性の登用促進等」として、女性の能力を活用し、男女ともに働きやすい職場環境づくりを進める市内企業を認定・表彰する「よこはまグッドバランス賞」や女性の活躍推進に取り組む企業に対しての支援、公共調達等において積極的に評価することを通じて、企業における女性登用促進を図っていきます。	政策局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
27	【政策局】	８．男女共同参画社会の実現にむけて	（４）女性の社会進出を妨げている妊娠・出産による解雇、嫌がらせ（マタニティー・ハラスメント）に対し、女性労働者がすぐに相談できる相談窓口と、迅速に解決に導くことができる人員体制を強化し、周知徹底をはかること。	男女共同参画センターにおける「性別による差別等の相談」をはじめ、「女性としごと 応援デスク」の「女性のための職場の人間関係・ハラスメント相談」等でもハラスメントに関する相談を受け付け、総合的な解決に向けた支援を行っています。	政策局	
28	【政策局】	８．男女共同参画社会の実現にむけて	（５）自営業・農業女性の労働を正当に評価するために、人権侵害である所得税法56条は廃止するよう国に求めること。	所得税法第56条は、事業からの所得に対し、公平な税負担を図るため、家族間の取決めによる恣意的な所得分割を認めないという趣旨で、より適正な課税を行うための制度面からの要請に基づき定められたものと承知しています。 なお、平成23年度税制改正大綱の検討事項に、個人の白色申告者に記帳が義務化されることに伴い、記帳水準が向上した場合における現行の専従者控除について、その実態等を踏まえた見直しのあり方を検討すると掲げられていることから、国の検討について引き続き注視してまいります。	財政局	
29	【政策局】	９．市立大学	（１）研究費が不足していることを理由にして、国の軍事研究に加担しないこと。	横浜市立大学では日本学術会議より平成29年3月に出された「軍事的安全保障研究に関する声明」を受け、防衛技術の開発、またはそれへの転用を目指した民生技術についての研究は、当面見合わせるものとし、これらの問題に適切に対応できるよう、引き続き、他大学や関係機関等の動向を踏まえながら、学内外での丁寧な議論を進めてまいります。	政策局	
30	【政策局】	９．市立大学	（２）市立大学附属病院とセンター病院において、患者の希望以外には差額ベッド代をとらないこと。差額ベッドしか空いていないと誘導することはしないこと。	市大附属2病院では療養担当規則等を遵守し、差額ベッド代については患者の自由意思に基づいて徴収しており、治療上の理由や病院都合による差額個室入室については、料金の徴収をしておりません。引き続き、適切な保険診療と料金徴収に努めてまいります。	政策局	
31	【総務局】【危機管理室】	１．新市庁舎建設計画	（１）新市庁舎建設については下請け業者の事故が起きないよう、工期については事業者と進捗状況を含め協議し、完成を急がせないこと。市として労災ゼロ宣言をすること。特に下請けには違法な働き方をさせないよう発注者責任を果すこと。	新市庁舎整備は、「高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価落札方式」を採用し、竹中・西松建設共同企業体から工程の提案を受け、市も連携して進捗管理を行いながら無理のない工程で工事を進めています。また、良好な労働環境作りや安全を最優先で工事を行っていくことなどを、引き続き指導してまいります。	総務局	
32	【総務局】【危機管理室】	１．新市庁舎建設計画	（２）新市庁舎の初度調弁費や引越費用などを増やさないように、使える什器類などは廃棄せず利用すること。	新市庁舎では、新しい働き方に相応しいオープンフロア、ユニバーサルレイアウトを導入する計画ですので、そうした環境に相応しい什器や備品を新たに調達しますが、新市庁舎に転用できる什器等についてはできる限り転用していきます。	総務局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
33	【総務局】【危機管理室】	１．新市庁舎建設計画	（３）耐震補強工事を行った現市庁舎は歴史的建造物でもあることから、壊さず市民利用できるようにすること。	平成29年３月に策定した「横浜市現市庁舎街区等活用事業実施方針」において、 ・行政棟は活用を基本としつつ、「横浜らしい街並み景観の形成」及び「地区の活性化」等に資する提案があれば柔軟に対応し、様々な提案を公平に評価します。 ・市会棟・市民広間等については、既存建物の活用又は解体してい新築棟を整備するなど、地区の活性化と魅力向上につながる様々な提案を求めます。 と決定しており、この方針をもって、事業者公募を行っています。	都市整備局	
34	【総務局】【危機管理室】	２．市民利用施設の統廃合計画	（１）2012年に策定した「プール及び野外活動施設等の見直しに係る基本的考え方」に基づく公園プール・余熱利用温水プールの統廃合計画は、中止すること。	平成27年10月に策定した「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」に基づき、各施設の利用状況、施設配置等を踏まえて方針を検討するとともに、当面存続することとなった施設については、更なる利用促進、経営改善等に取り組んでいきます。	総務局	
35	【総務局】【危機管理室】	３．市職員定数	（１）計画的に非正規雇用をなくすこと。なくすまでの間は、同一労働・同一賃金にすること。育児休暇・介護休暇をいつでも取得できる職員配置を検討すること。特に、男性職員が育児休暇を取りやすい環境と体制をつくること。	育児休業等にかかる体制確保や非正規雇用については、業務実態を見極めた上で、必要性や手法を検討し、適切に対応してまいります。 また、職員の配置にあたっては、本人の適正・能力、育児や介護等の配慮事項、職場状況なども勘案し、総合的な判断のもとに行ってまいります。	総務局	
36	【総務局】【危機管理室】	３．市職員定数	（２）公務労働こそペナルティもないことから、率先して障害者の法定雇用率を引き上げるよう、市職員の障害者採用人数を増やすこと。また、障害者の雇用期間に制限を設けないこと。	職員の採用については、本市全体の定員管理の枠組みの中で募集人員を決定しています。障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、引き続き法定雇用率の達成及び障害者の雇用促進に努めてまいります。 また、横浜市としては、今後も引き続き、障害者雇用の更なる拡大、充実化を図るため、嘱託雇用の実績も踏まえ、雇用の在り方を検討していきます。	総務局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
37	【総務局】【危機管理室】	３．市職員定数	(３)精神障害者の就労については、法定雇用率の枠を広げるとともに、現行の短期雇用でなく中長期的な雇用とすること。雇用を安定させるために、コーディネーターを常勤で配置すること。	本市における精神障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨や、健康福祉局におけるアルバイト雇用・実習受入の検証を踏まえ、検討を行ってきました。その結果、平成29年度からは、全市的な取り組みとして総務局にて嘱託員採用選考を実施し、平成30年４月には２名を採用しています。さらに、平成31年４月の採用に向けて実施した嘱託員採用選考においては、精神障害区分で14名が最終合格しており、大幅な増となっています。 今後も引き続き、精神障害をはじめとした、障害者雇用の更なる拡大、充実化を図るため、嘱託雇用の実績も踏まえ、雇用の在り方を検討していきます。また、就労支援相談員を配置し、障害者嘱託員のジョブトレーニングや、次の就労先への支援等を行っているところであり、両者が綿密に連携することにより、更なる安定した雇用につなげてまいります。 また、障害のある職員がいきいきと活躍できる職場は、全ての職員にとって働きやすい職場であるという意識を持って取組を進めていきます。	総務局	健康福祉局
38	【総務局】【危機管理室】	３．市職員定数	(４)職員のストレスチェックでは、チェックの結果、職場での改善が必要な場合には、本人の希望にあわせて職務の軽減や配置転換などに丁寧に応じること。	ストレスチェックで高ストレスと判定された職員の面接指導結果等の通知を受けた管理監督者及び安全衛生所管課長は、通知内容と当該職員及び職場の実情を踏まえ、速やかに適切な就業上の措置を検討し、実施することとなっています。	総務局	
39	【総務局】【危機管理室】	３．市職員定数	(５)市民の命と財産を守るため、頻繁に発生する集中豪雨や発生確率が高まっている大規模地震などに十分に対応するために、住民の避難誘導が徹底できる職員体制を作ること。	避難所等への避難は自助・共助を基本としており、自治会・町内会や近隣居住者が協力し合って避難することが重要です。一方、災害時は被害程度等に応じた職員の配備体制の中で迅速な避難情報の提供に努めています。また、震度５強以上の地震や甚大な被害が見込まれる風水害では、全職員動員の上、対応することとしています。	総務局	
40	【総務局】【危機管理室】	３．市職員定数	(６)過労死ラインをこえる長時間労働をなくすために、適正な人員配置を行うこと。	厳しい財政状況の中、民営化や委託化、事務事業の見直しによる効率化を行う一方で、中期４か年計画の推進や国の制度改正への適切な対応など、必要な分野においては体制強化を行いながら、引き続き適正な人員配置を検討してまいります。	総務局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
41	【総務局】【危機管理室】	4．横浜市防災計画の改善	(1)横浜に今後30年以内に震度６弱以上の地震が発生する確率は82%と言われている現状と、頻発して起きる集中豪雨や大規模災害を想定し、本市の防災・減災の目標を、現行の「中長期的には限りなく被害ゼロに近づけることをめざす」から「人命被害ゼロ」にただちに修正すること。また、これまでの他都市における災害の実態から学んだことを直ちに防災計画と防災、減災施策に生かすこと。	市防災計画では、「被害を出さない地域・社会の実現」を目標としています。それを具体化するため、地震防災戦略に掲げた各種対策を実施する中で、被災者数を限りなくゼロに近づけることを目指していますが、まずは、平成34年度までの10年間に 取り組むべき内容として減災目標を定めています。引き続き、減災目標の達成に向けて、各事業を着実に推進していきます。また、防災計画の改訂の際には、過去の災害の教訓を踏まえた見直しを行い、施策を推進しています。	総務局	
42	【総務局】【危機管理室】	4．横浜市防災計画の改善	(2)ハザードマップの対象地域になっている市民には、住民説明会の町内会単位での開催など、その内容を周知徹底すること。また避難計画についてもその内容を徹底すること。また、要介護高齢者など「避難行動要支援者」への個別の避難計画を策定すること。	洪水浸水想定区域内の全世帯・事業所に、改訂した洪水ハザードマップを配付するほか、市ホームページのトップ画面から洪水ハザードマップのページにアクセスしやすくするなど、周知を図っています。	総務局	
				(下線部について回答) 避難行動要支援者への個別計画の策定については、国の要支援者の避難行動支援に関する取組指針で、さらに取り組むべき事項とされていますが、支援者の確保やマッチングなど、課題も少なくありません。 なお、本市が提供した要援護者名簿をもとに、本人を訪問し、援助が必要な理由や連絡先を記載した要援護者登録カードの作成を行うなど、具体的な避難支援につながっている地域もありますので、今後も、災害時要援護者名簿の提供などを行い、要援護者対策を推進していきます。	健康福祉局	
43	【総務局】【危機管理室】	4．横浜市防災計画の改善	(3)ハザードマップの対象地域にある区役所については、バックアップ機能を備えること。	区庁舎の浸水対策については、予備発電機や土のう、止水板の設置、排水ポンプ等で対応し、災害時の本部機能を維持します。	市民局	
44	【総務局】【危機管理室】	4．横浜市防災計画の改善	(4)同報系防災行政無線の設置は防災・減災対策にとって有効な施策であるため、河川域にとどめず、全市域に整備する計画とすること。また、各家庭に一斉配信できる防災行政無線についても検討すること。	緊急情報をお知らせする防災スピーカーを増設します。また、多様な情報伝達手段について検討します。	総務局	
45	【総務局】【危機管理室】	4．横浜市防災計画の改善	(5)防災情報の周知徹底方法については個別訪問・広報車をはじめ、防災専用に使える緊急告知FMラジオの配布を検討し、ハザードマップエリアを皮切りに全世帯に確実に行きわたるようにすること。	災害時の緊急情報の伝達は重要であると認識しており、多様な情報伝達手段について検討します。	総務局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
46	【総務局】【危機管理室】	４．横浜市防災計画の改善	（６）避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の意味について周知徹底し、発令時に、対象住民が避難場所まで速やかに移動・誘導できるよう、体制をとること。	避難情報の意味については、出水期前の「広報よこはま」への掲載、「防災よこはま」の配付や地域の方が参加する研修を通じて周知しています。引き続き、様々な機会を通じて、広報・啓発を図ります。 また、避難所等への避難は自助・共助を基本としており、自治会・町内会や近隣居住者が協力し合って避難することが重要です。一方、災害時は被害程度等に応じた職員の配備体制の中で迅速な避難情報の提供に努めています。また、震度５強以上の地震や甚大な被害が見込まれる風水害では、全職員動員の上、対応することとしています。	総務局	
47	【総務局】【危機管理室】	４．横浜市防災計画の改善	（７）災害種別によって避難場所がどこかが、誰にもわかるように表示の工夫をすること。	横浜市ホームページ、ハザードマップ、防災タウンページ等、様々な機会を捉え、広く啓発してまいります。	総務局	
48	【総務局】【危機管理室】	４．横浜市防災計画の改善	（８）防災訓練に障害者が参加しやすくなるよう、防災訓練主催者や障害者に働きかけること。地域防災拠点等の要援護者に配慮したスペースについて、要援護者参加のもとで、必要な手立てを講じること。	例年実施している横浜市総合防災訓練では、受付等に手話通訳者を配置するなど、障害者が参加しやすいよう配慮しています。その他の訓練においても、障害者が積極的に防災訓練に参加頂けるよう、広く周知し、参加を促します。 横浜市防災計画「震災対策編」では、障害者をはじめ、高齢者、乳幼児等に配慮し、あらかじめおおむね３教室を確保し、利用することとしていますので、発災時にこうした運用ができるよう、区局連携して運営委員会に働きかけていきます。	総務局	
49	【総務局】【危機管理室】	４．横浜市防災計画の改善	（９）福祉避難所の箇所数を増やすこと。<u>また、車で避難してくる人のために駐車場を確保すること。</u>	今後も引き続き、福祉避難所の確保に向けて社会福祉施設等へのはたらきかけを区局が連携して行ってまいります。	健康福祉局	
				（下線部について回答） 地域防災拠点である市立小中学校等には、物資等を運搬する車両の導線や、避難者の生活支援に必要なスペースを確保する必要があることから、拠点の中に駐車場を確保することは困難です。	総務局	
50	【総務局】【危機管理室】	４．横浜市防災計画の改善	（１０）避難所でのプライバシーを守るために必要な備品を、確保すること。また、大規模災害で受け入れできる人数が市の確保している避難所では不足していることから、簡易テントなど家族単位で避難できる工夫をすること。	横浜市と東日本段ボール工業組合と締結している「災害時における段ボール製品の調達に関する協定」に基づき、段ボール製間仕切りの供給を受けたり、地域防災拠点の備蓄品として、避難所内での着替えや授乳スペースを確保するために簡易テントを２基配備しており、プライバシーを確保します。 なお、多数の避難者で避難所のスペースが不足した場合や、被災等により機能しない避難所が発生した場合に備え、公共施設や民間施設を地域防災拠点の補充的な避難所として使用できるよう、あらかじめ施設管理者と調整しています。	総務局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
51	【総務局】【危機管理室】	４．横浜市防災計画の改善	（１１）女性用トイレ・段ボールベッド、食料・水などの不足が起きないように、防災拠点の配置数を見直すこと。	横浜市は地震被害想定に基づき、地震が発生した際の避難者約58万人と帰宅困難者約46万人を対象として、約166万食分を備蓄しています。 また、拠点で物資が不足した場合は、適宜必要物資を追加供給することとしています。	総務局	
52	【総務局】【危機管理室】	４．横浜市防災計画の改善	（１２）仮設住宅の用地を確保すること。	21年度から、公園を始めとした公有地等を対象に、応急仮設住宅を建設する用地の調査・データベースの蓄積に取り組んでおり、現在、約500箇所を建設候補地として選定しています。	建築局	
53	【総務局】【危機管理室】	４．横浜市防災計画の改善	（１３）災害ごみの配置と排出方法について計画をすること。	市防災計画の災害廃棄物処理に関する計画である「横浜市災害廃棄物処理計画」のポイントとなる仮置場及び片付けごみと生活ごみを区別した排出については、市防災計画の平成30年４月改訂に反映いたしました。	資源循環局	
54	【総務局】【危機管理室】	４．横浜市防災計画の改善	（１４）県内で広がっている地元の建設組合との防災協定・災害時協定の締結を横浜でも行うこと。	災害に関する応援協定等は発災時の対応に有効なことから、必要に応じ協定の締結について検討します。	総務局	
55	【財政局】	１．市民利用施設	（1）利用料・使用料の値上げにつながる「市民利用施設等の利用者負担の考え方」は、撤回すること。	「市民利用施設等の利用者負担の考え方」は、市民負担の公平性の観点から基本となる考え方を策定したものです。 今後、個々の施設において、市民利用施設を効率的かつ効果的に運営するために、コスト削減や利用者の工夫など、継続的に運営改善（PDCA）に取り組みます。また、料金改定を行う必要がある場合でも、多くの施設で一斉改定したり、急激に利用者負担を引き上げることがないよう、市民負担に配慮しながら進めていきます。	財政局	
56	【財政局】	１．市民利用施設	（2）篠原園地（公園プール）など県有施設の機能縮小・統廃合、市町村・団体への補助金・負担金の廃止・削減については、引き続き反対の意思を表示すること。	県有施設や補助金の見直しは、市民生活に与える影響が大きいことから、真に求められる県民、市民サービスを確実に提供していく視点から県市で連携・協力を図り、課題解決に向けた取組を推進するよう、引き続き働きかけを行っています。	財政局	
57	【財政局】	１．市民利用施設	（3）県営住宅の老朽化の実態を市として把握し、改修などについて県へ要望すること。	県営住宅については、県が策定した「神奈川県県営住宅ストック総合活用計画」において、県営住宅の適切なストック活用を図るため、今後の県営住宅の供給に関する基本方針と推進すべき施策が示されています。本市においては、「横浜市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕を実施しながら、市営住宅の長寿命化を図っています。	建築局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
58	【財政局】	２．公共施設跡地利用	(１)市民の財産である学校や区役所などの公共施設跡地の利用については、公募売却を前提とした「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」に基づいて、関係区局主導ですすめているが、売却ありきの方針を改め、地域住民・区民の要望を聞くなど住民本位を貫くこと。	「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」に基づいた後利用の検討に当たっては、立地特性のほか、地域の御意見を伺うなど、ニーズ等を十分に把握しながら、総合的な観点から関係区局において幅広く検討を行っていきます。	財政局	市民局 教育委員会事務局
59	【財政局】	３．入札・契約	(１)公共工事や指定管理者など公的職場に携わる労働者の適正な賃金が確保されることは、市内経済の好循環をもたらすものであり、本市においても公契約条例を早期に制定すること。	公共サービスの質とそこで働く労働者の皆様の適正な労働条件の確保は重要であり、公契約条例の制定を含めた各自治体での様々な取組や国の動向を注視し、また、関係団体のご意見を伺いながら、より良い取組が行えるように進めています。 その取組の一つとして、委託の複数年契約と指定管理者制度において、今年度から全国に先駆けて導入した「賃金水準の変動を反映した変更契約制度（スライド制）」については、制度の対象となる契約を受注した事業者向けに、昨年11月にアンケートを実施し、多くの事業者から、適切な制度であるとの評価を受けるとともに、今後、賃金水準の変動により契約金額が変更になった際には、人件費に反映するとの回答をいただいています。指定管理者についても、31年度から指定期間を開始する施設を管理する事業者に対して、今年度中にアンケートを実施します。今後とも、しっかりと制度検証を行い、着実に実施していきます。	財政局	政策局
60	【財政局】	３．入札・契約	(２)品確法・建設業法・入契法の通称「担い手３法」の趣旨を活かして、建築現場等で働く労働者の雇用・労働条件の向上を図る対策を講じること。	本市工事に従事する労働者の賃金等の労働条件の確保は重要だと考えていますので、本市では、低価格競争対策や社会保険未加入対策などに積極的に取り組んでいます。 また、契約の締結の際に事業者に対し、雇用・労働条件の改善、安全・衛生の確保、社会保険に加入の上保険料を適正に納付すること等福祉の充実、福利厚生施設の整備、技術・技能の向上及び適正な雇用管理など必要な事項について措置を執るとともに、適正な賃金や法定福利費などを適切に反映した下請契約の締結などについて配慮することを求めています。	財政局	
61	【財政局】	３．入札・契約	(３)市が実施している設計労務単価変更に伴う特例措置による変更契約手続きが、二次以下の下請け業者に対しても徹底されているか賃金実態を把握すること。	「公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置に関する報告書」で、二次以下の労務単価反映状況について元請人が把握している場合は、状況について照会していますが、把握している事業者は非常に少ない状況です。 なお「本市発注工事の適正な施工について」の中で、元請人に対して、二次以下を含むすべての下請業者に、社会保険に加入することや関係法令を遵守することについて指導するよう求めています。	財政局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
62	【財政局】	３．入札・契約	（４）市発注工事受注業者に対し、下請契約に際しては、適切な水準の賃金や法定福利費の支払い、社会保険等への加入徹底に関して、「お願い」ではなく、徹底した指導を行うこと。	「本市発注工事の適正な施工について」の中で、標準見積書の活用等によって法定福利費相当額を適切に含んだ額で下請契約を締結すること、社会保険等の加入状況等が優良な者と下請契約を結ぶこと、さらに作業員名簿等により労働者の加入状況を把握し、加入指導することなどを求めています。また、施工体制立入調査などの機会を通じて、請負業者に指導しています。	財政局	
63	【財政局】	３．入札・契約	（５）100万円以上の補助金を交付する事業は、市内企業への発注を原則とする現行規定を50万円以上とし、小規模事業者等の仕事につながるようにすること。	「横浜市補助金等の交付に関する規則」においては、平成22年に規則を改正し、本市補助事業の市内事業者への発注を推進していくことを規定しました。この規則の中では、補助金交付団体の事務負担なども考慮し、対象を１件100万円以上の補助金と規定しています。実態としても本市補助金にかかる工事関係費、例えば保育所整備や特別養護老人ホーム整備補助金などがその一例ですが、１件100万円以上という現行の基準により、対象をほぼもれなく補足できていると考えています。	財政局	
64	【財政局】	３．入札・契約	（６）市内企業への発注を金額ベースで工事90㌫、物件70㌫、役務80㌫以上にそれぞれ引き上げること。	本市工事の発注については、横浜市中小企業振興基本条例に基づき、市内経済の活性化の観点から、市内中小企業者への優先発注を基本方針としているところです。今後も、透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、適切に分離・分割発注をすることにより、中小専門事業者の受注機会の確保を図っていきます。	財政局	
65	【財政局】	３．入札・契約	（７）災害などによる応急工事については、地元の事情をよく知っているという観点で、当該区の企業への発注を原則とすること。	工事の発注にあたっては、入札における適正な競争性の確保の観点から、当該区の建設事業者に加えて、当該区に隣接する区の事業者も入札参加の対象としています。	財政局	
66	【財政局】	３．入札・契約	（８）市内小規模企業が仕事の確保ができるよう、入札参加資格を緩和すること。	入札参加資格については、発注する工事（委託）の内容に応じ、当該工事（委託）の履行を確保するために必要な最小限の条件を求めています。なお、一定金額以下の工事（委託）では、入札参加資格において市内中小企業に限定した一般競争入札を実施しています。	財政局	
67	【財政局】	４．税等滞納整理	（１）税外債権の滞納整理にあたっては、滞納者の生活・営業実態を把握しないまま差し押さえるなどの強権的発動は、絶対行わないこと。納税資力を判断する際には最低生活費を考慮し、滞納者が生活の維持・再建ができるよう区の生活支援課と連携し親身な対応に徹すること。	税外債権の滞納整理にあたっては、財産調査により納付資力を見極め、納付資力がない場合には納付緩和措置を適用しています。 また、差押処分の執行につきましては、今後も、関係法令等の規定にしたがい、適正に行ってまいります。 なお、生活困窮が見込まれる場合については、生活困窮者自立支援制度に基づき、区役所生活支援課を案内しています。	財政局	健康福祉局 こども青少年局

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
68	【財政局】	４．税等滞納整理	（２）国税では、猶予制度見直しが行われ、特に「換価の猶予」は柔軟な対応が進んでいる。地方税においても申請による換価の猶予制度をはじめとした納税緩和措置について、実施が可能であるなどの窓口での周知徹底をはかること。	猶予制度については、区役所税務課窓口において、制度概要や申請方法を記載した広報物「市税の猶予制度のご案内」や「猶予の申請の手引き」を備え、制度の周知に努めています。 また、広報誌「税の知識」及び本市ホームページにも制度概要を掲載しています。	財政局	
69	【財政局】	３．公共施設管理基本方針について	（１）「公共施設管理基本方針」に基づき、公共施設の更新・改修工事の優先順位にもとづき適切に実施できる予算を確保すること。	施設所管部署において、日常的な点検や、精度を上げた定期点検を踏まえて、施設の状態を確認し、必要な保全・更新の予算を計上してまいります。	財政局	
70	【国際局】	１．平和都市	（１）2018年第２回定例会で全会一致で採択された横浜市国際平和推進条例の前文「世界の平和と安定に深刻な脅威を与える核兵器については、国際社会において、廃絶が強く求められているとしている」に則り、国に核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。	核兵器のない世界の実現は、人類共通の願いであり、本市もその理念を共有しています。条約の批准については国の専管事項ですので、国において判断することと考えています。	国際局	
71	【国際局】	１．平和都市	（２）県内でヒバクシャ国際署名に署名をしていない首長は、横浜市長と横須賀市長の２人となった。市民の平和で安心な生活及び国際平和に寄与するとする横浜市国際平和推進条例第１条に基づき、市長及び国際局長は、ヒバクシャ国際署名に署名すること。	平成30年６月に制定された「横浜市国際平和の推進に関する条例」の趣旨も踏まえて、本市の核兵器廃絶に向けた姿勢を示すために、平成30年10月にヒバクシャ国際署名に賛同し、署名を行いました。	国際局	
72	【国際局】	１．平和都市	（３）市は、国際平和の推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする横浜市国際平和推進条例第２条１項に基づき、国に対し平和安全法制の廃止を求め、本市が行う予定の国際平和推進に関わる施策と、それにかかわる予算を関係局ごとにまとめ、年度ごとに公表すること。	平和安全法制に関することについては、国の専管事項であり、ご理解の程、よろしくお願いします。 また、国際平和推進に関わる施策及び予算につきましては、31年度予算案の記者発表において公表しました。	国際局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
73	【国際局】	1．平和都市	(4)国際平和に関し市民の理解を深めるため、必要な啓発及び教育を行うために、横浜市国際平和推進条例第２条の２項に基づき、次の施策を行うこと。①横浜市会の非核平和都市宣言に関する決議に基づき、横浜市として非核平和都市宣言を行うこと。②新市庁舎建設を機に、非核平和都市宣言のモニュメントを建立すること。③日本非核自治体協議会に加盟すること。④市民が参加した反戦平和のパネル展を開催し、毎年国際平和講演会を行うこと。⑤横浜大空襲の日５月29日を「平和の日」に設定すること。	本市は、ピースメッセンジャー都市として、また平和首長会議加盟自治体として、各国の核実験に際し、実施国に対する中止要請・抗議を行っています。また、本市の都市間連携や国際協力を通じた世界の平和と発展への貢献について、様々な機会を捉えてパネル展示を行っているほか、平成30年２月には平和首長会議事務総長を講師に招いて国際平和講演会を実施するなど、平和を希求する姿勢を国内外へ発信しています。今後も引き続き、国際平和の推進に向けた施策を積極的に進めてまいります。	国際局	
74	【国際局】	1．平和都市	(5)横浜市国際平和推進条例に基づき、広島・長崎市主催の平和記念式典及び原水爆禁止世界大会に市民代表を派遣すること。	本市は、ピースメッセンジャー都市として、また平和首長会議加盟自治体として、市民の皆様が実施する平和啓発イベントの後援、協力などを行っており、今後も引き続きこれらの施策を積極的に進めてまいります。 なお、30年度には「広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式」に本市職員を派遣しました。	国際局	
75	【国際局】	1．平和都市	(6)横浜大空襲の日（５月29日）を「平和の日」に設定し、反戦・平和の諸行事を実施・強化し、また、過去の歴史に学び、未来の平和を願い、過去の戦争の実態を伝えるとともに現代の戦争やその国際背景についても学ぶことができる展示や研究、教育を発展させることを目的とした（仮称）横浜平和ミュージアムをつくること。	開港期以降の横浜の都市形成の歴史や市民生活の変遷など、戦災も含めた資料を都市発展記念館等での展示を通じて、歴史を学ぶ場を提供してまいります。	教育委員会事務局	
				（下線部について回答） 「平和の日」の設定予定はありませんが、今後も引き続き、国際平和の推進に向けた施策を積極的に進めてまいります。	国際局	
76	【国際局】	2．国際平和の理念の尊重について	(1)横浜市国際平和推進条例に基づき、横浜市国際戦略の基本に世界平和をすえ、施策のすべてに平和推進の文言を入れること。また、本市海外事務所すべてに本市がピースメッセンジャー都市であることを明示する看板を設置し、本市の国際平和推進に対する決意を示すこと。	国際戦略において、従来から国際平和への貢献が位置付けられており、内容を変える予定はありません。 また、国連からピースメッセンジャー都市の称号を受けていることは本市にとって大変名誉なことであると考えており、各海外事務所において、ピースメッセンジャーの認定証を掲示しています。	国際局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
77	【国際局】	２．国際平和の理念の尊重について	(２)2020年の東京オリンピック・パラリンピックに関わる本市の関連事業については、国際平和の立場を明確に表明して実施すること。	オリンピック憲章では、「オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人類の調和のとれた発展にスポーツを役立てることである」としています。 本市としても、この根本原則に基づき、大会開催の好機を生かした国際交流等も通じて、オリンピック・パラリンピックの成功に最大限貢献していきます。	市民局	国際局
78	【国際局】	３．多文化共生社会の実現について	(１)多言語によるSNS等のシステムを構築すること。市内在住外国人の生活上抱える悩み、問題などを解決するためのアンケートで実態をつかみ、市内在住外国人の支援を強めること。国際交流ラウンジ未設置の区をなくし、同時に体制強化すること。	横浜市国際交流協会（YOKE）のホームページ等により、生活関連情報を多言語により発信しています。また、区役所や国際交流ラウンジにおける在住外国人の方々からの相談などを通してニーズ等を把握し、取組を推進しています。 国際交流ラウンジの設置については、外国人登録者数などの状況、地域の団体などのニーズ、適切な設置場所確保の可能性等、総合的に判断して進めています。	国際局	
79	【市民局】	１．区役所	(１)区ごとの抱える課題は多様であり、複雑化している中で、区づくり推進費を、区民の取り組みや区独自の取り組みがしっかりと実行できるよう、大幅な増額を行うこと。	区役所では、市民からの提案など日常における広聴や区民意識調査、地域懇談会など、あらゆる機会を通じて区民の皆さまの率直な声を把握し、個性ある区づくり推進費の様々な事業に反映しています。 また、31年度予算編成において、自主企画事業費について、区がより自主性を発揮できるような改善に取り組みました。	市民局	
80	【市民局】	１．区役所	(２)区づくり推進費の配分は,区の実情や取り組みに配慮して行うこと。税や国民健康保険料の収納率を指標に組み入れた配分を行わないこと。	各区の人口や高齢化率等の「地域特性」を考慮して財源配分を行いました。	市民局	
81	【市民局】	１．区役所	(３)個人情報保護に努める役割を第一に考え、戸籍課などの窓口業務をはじめ区役所の事務事業については、非正規雇用や民間委託はせず、正規職員で対応すること。	サービスの向上と業務の効率化に向け、引き続き、様々な方法を総合的に検討するとともに、個人情報保護に努めてまいります。	市民局	
82	【市民局】	１．区役所	(４)市民にとって、転居の際などの諸手続きが、一つの窓口で行えるように、必要な体制をとること。	サービスの向上と業務の効率化に向け、様々な方法を検討し、市民の皆様にとって、よりわかりやすい窓口となるよう、今後も改善を図ってまいります。	市民局	
83	【市民局】	１．区役所	(５)区役所に「困ったときはこちらへ」という表示を設置し、区民の「困った」に対応できるよう人材育成を引き続き充実させること。	区役所のレイアウト変更時などのさまざまな機会を捉えて、市民の皆様にとって、よりわかりやすい窓口となるよう、改善を図ってまいります。 また、窓口等が分からず困っている方を見かけた時には、積極的に声かけを行っているところですが、今後とも研修を実施し職員の人材育成に努めていきます。	市民局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
84	【市民局】	１．区役所	(６)住民の利便性向上のためにも、要望の強い行政サービスコーナーは、設置数を減らさないこと。	住民票などの証明発行数は、平成８年度の約660万枚をピークとし、毎年減少傾向にあり、27年度には約440万枚、約30％の減少となりました。そこで、27年度に行った証明発行サービスのあり方検討の中で、それまでの証明発行数の減少を踏まえ、行政サービスコーナー３か所を28年度から３か年かけて１か所ずつ廃止することとしました。 今後の行政サービスコーナーのあり方については、コンビニ交付の普及やマイナンバー制度の情報連携などによる証明発行数等の動向を踏まえ、31年度に再度見直し方針を検討する予定です。	市民局	
85	【市民局】	１．区役所	(７)国際平和推進条例にもとづき、区庁舎はじめ市民利用施設において、市民・市民団体による平和展や原爆展開催など、市民の平和への願いを発信する取り組みを応援すること。また、区としても国際平和の推進に向けた施策を積極的に進めること。	本市では、様々な機会を捉えて平和啓発に関する広報やイベントなどを実施しているほか、市民の皆様が実施する平和啓発イベントの後援、協力などを行っており、今後も引き続き、関係する区局と連携しながら国際平和の推進に向けた施策を積極的に進めてまいります。	国際局	市民局
86	【市民局】	１．区役所	(８)住民サービスの低下と官製ワーキングプアをもたらす窓口業務のアウトソーシングは行わないこと。	サービスの向上と業務の効率化に向け、市民の皆様にとって利用しやすい窓口となるよう、引き続き、様々な方法を検討してまいります。	市民局	
87	【市民局】	２．マイナンバー	(１)マイナンバーを巡っての情報漏えいが、市の責任のもとで繰り返し起きている。市民に被害が発生し、不安な思いを抱かせるマイナンバーについては、国に対してやめるよう求めること。	法律に基づく制度の基本理念及び地方公共団体の責務を踏まえて対応します。	総務局	
88	【市民局】	２．マイナンバー	(２)マイナンバーについては、その記載がなくても不利益がないことをしっかりと市民に知らせること。また、違法なナンバー収集などの被害については具体的に事例を示して、市民への啓発を強めること。	マイナンバー制度は、国民の利便性向上などのため、全国に導入された制度です。そのため、手続き上必要な場合はマイナンバーを提供していただけるよう、周知を行っています。また、マイナンバー制度に便乗した不正な個人情報の取得や詐欺等についても、引き続き市民の皆様へ周知します。	総務局	
89	【市民局】	３．横浜文化体育館再整備	(１)横浜文化体育館の再整備・運営にあたっては、設立目的にかんがみ、興業に特化することなく、市民が主役でスポーツ文化を享受できるよう市としての責任を果たすこと。	現横浜文化体育館の機能を引き継ぐ施設として２つのアリーナを整備し、市民のスポーツや文化活動の拠点機能を拡充します。	市民局	
90	【市民局】	３．横浜文化体育館再整備	(２)横浜文化体育館の再整備・運営にあたっては、こども・高齢者・障害者スポーツの推進に寄与することができるよう、市としての責任を果たすこと。	横浜文化体育館再整備・運営においては、子ども、高齢者、障害者など、すべての人が利用しやすく、利用者ニーズに柔軟に対応できる施設とします。	市民局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
91	【市民局】	４．人権	（１）性的少数者の人権が尊重される取り組みへのバッシングが起きている現状からも、さらに支援策を拡充し、性的少数者の方々への理解が深まり、差別や偏見、生活の不便さなどが解消されるよう取り組むこと。当事者が必要としている支援策をさらに拡充すること。	性的少数者の方々に対し、個別専門相談や交流スペースの提供、市民向け講演会等の事業を行っています。	市民局	
92	【市民局】	４．人権	（２）渋谷区のように「男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」制定にむけた検討を行うこと。性的少数者のカップルをパートナーとして公的に証明する制度をつくること。	支援策の拡充については、他都市の動向を踏まえながら、引き続き検討していきます。	市民局	
93	【市民局】	４．人権	（３）市営住宅の入居要件で性的少数者の場合も、カップルとして認めること。	入居の際の基準につきましては、横浜市営住宅条例に基づき、「横浜市営住宅入居者選考審議会」の意見を聴いて、定めることとなっております。 そのため、性的少数者の方々の入居につきましても、審議会の意見を踏まえ、検討していきたいと考えます。	建築局	
94	【市民局】	５．市民利用施設等	（１）地域で生き生きと市民が安心して活動できるよう、地区センターの市民活動の一層の活性化に寄与し利用しやすいものにするためにも、現行の受益者負担の考え方を改めて、利用は無料に戻すこと。	地区センターの利用料金は、施設の利用・未利用による市民間の公平を図るため、施設運営に受益者負担の考えを取り入れています。	市民局	
95	【市民局】	５．市民利用施設等	（２）地区センター、コミュニティハウスのトイレは、和式も残しつつ、洋式への改修をさらに進めること。	各区に整備されている地区センター、コミュニティハウスのトイレの洋式化は、対応する必要があると認識しておりますので、今後検討してまいります。	市民局	
96	【市民局】	５．市民利用施設等	（３）コミュニティハウスの学校整備型において、多目的トイレの整備を進めること。	学校の建替えに伴い整備するコミュニティハウスへの多目的トイレの設置については、対応が必要な課題として認識しておりますので、今後検討してまいります。	市民局	教育委員会事務局
97	【市民局】	５．市民利用施設等	（４）区民文化センター、公会堂など公共施設の利用基準は、憲法によって保障されている市民の権利が侵されることのないよう、市民がより使いやすいものとなるようにすること。	公会堂については、条例、規則等の定めるところにより利用者の皆様が使いやすい施設となるよう、管理運営に努めてまいります。	市民局	
				（下線部について回答） 区民文化センターについては、条例、規則等の定めるところにより利用者の皆様が使いやすい施設となるよう、管理運営に努めてまいります。	文化観光局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
98	【市民局】	５．市民利用施設等	(５)コミュニティハウスの利用にあたっては、外部監査の意見より市民優先で、無料化を維持すること。	コミュニティハウスは、身近な地域活動の場として、地域に親しまれていることや、一部のコミュニティハウスは学校施設を利用していることから、学校開放との整合性を考慮し、現時点では有料化の対象とはしていません。 しかし、コミュニティハウスも地区センター同様適切な市民負担を求めるべきとのご意見も頂いておりますので、今後の検討課題であると考えております。	市民局	
99	【市民局】	５．市民利用施設等	(６)女性フォーラムなど、市民利用については、反社会的団体以外、政治的な活用を制限することなく市民が広く活用できるようにすること。	公会堂や地区センター等の市民利用施設については、地方自治法第244条や、各施設の条例等の定めるところにより、政治活動について、原則として利用は可能となっております。	市民局	政策局
100	【市民局】	５．市民利用施設等	(７)栄プールは、市民から文化スポーツを奪うものとなるので廃止せず、修繕・ボイラー転換をして存続すること。	「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」（平成27年10月策定）において、「利用状況、コスト、配置等を評価した結果を踏まえ、栄プールについては、施設の大規模な改修等の際に、港南プールへ統合」とされており、今後はこの方針に基づき、施設の統合に向けた取組を進めます。	市民局	
101	【市民局】	６．地域スポーツ支援	(１)サッカー・野球など市民が気軽に使える場所の確保に努めること。	地域におけるスポーツの場の確保につきましては、地域の皆様からのご要望を踏まえ、関係区局で調整してまいります。	市民局	
102	【市民局】	７．障害者スポーツ振興	(１)障害者スポーツの推進事業をさらに拡充すること。	東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、障害者スポーツの機運が高まっています。この機会を捉え、より一層の障害者スポーツの推進に取り組んでいきます。 障害者スポーツの推進にあたっては、これまで横浜ラポールでは、障害者が身近な地域で障害者スポーツに取り組めるよう、障害者団体等とも連携し、体験会や人材育成の研修会などを行う地域支援事業に取り組んできました。 今後も、より多くの地域で障害当事者の方々が身近な場所でスポーツに取り組めるよう、市民局や横浜市体育協会等とも連携し、障害者スポーツの推進を強化していきます。	健康福祉局	
103	【市民局】	７．障害者スポーツ振興	(２)障害のある方々が、気軽にスポーツに取り組めるよう、地域の学校等の施設が使いやすいものとなるよう、市として援助・啓発に取り組むこと。	横浜ラポールの指導員が地域の学校やスポーツセンターに出張してスポーツ教室を開催するなど、障害者が身近な地域で障害者スポーツに取り組める環境の整備を進めています。今後も、市民局や教育委員会事務局等の関係機関と連携し、障害者がより一層身近な地域で気軽にスポーツに親しめるよう取り組んでいきます。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
104	【市民局】	８．広報・広聴	(１)パブリックコメントの募集の告知は、ホームページ中心ではなく、より多くの市民が意見を出せるよう、あらゆる市民に情報をわかりやすく提供すること。現状は参加が少ないので、形式的な実施で良しとせず、十分な期間を設定すること。市民との協働による市政実現を図るために機能させること。また、名前・住所・性別についての記述を必須としないこと。	パブリックコメントの実施にあたっては、より多くのご意見をいただけるよう、案件の担当課と事前調整を行っています。 また、今後とも多くのご意見をいただけるようパブリックコメントの周知方法、運用方法について検討していきます。	市民局	
105	【市民局】	８．広報・広聴	(２)パブリックコメントの内容によっては、関係団体の意見を聞くことができるようにすること。	パブリックコメントの実施にあたっては、関係諸団体からも多くのご意見をいただけるよう、案件の担当課と調整しています。	市民局	
106	【文化観光局】	１．区民文化センターの整備	(１)区民文化センター未整備区(南・西・中・保土ヶ谷・金沢)については、市民要望が高いので早急に計画をつくり、整備すること。	区民文化センターの整備については、未整備区を対象として検討を進め、再開発等のまちづくりの機会に合わせて、区内にある文化施設や公会堂等他の公共施設の機能を踏まえ、地域特性に合わせて必要な機能を整備します。	文化観光局	
107	【文化観光局】	２．国際都市として	(１)「東アジア文化都市　友好協力都市協定」に基づき、日中韓都市間交流事業を市民への広報に努めるとともに、事業規模を拡大すること。	「東アジア文化都市　友好協力都市協定」に基づく「日中韓都市間文化交流事業」の実施にあたっては、市民への広報を行うとともに、引き続き充実した交流となるよう努めます。	文化観光局	
108	【文化観光局】	２．国際都市として	(２)平和推進条例に基づいて、大規模な行事の開催時には、平和都市宣言、非核兵器平和都市宣言を議会で決議している国際都市として、国際局などと連携し、平和のメッセージを発信すること。	平和推進条例に基づき、大規模な行事における平和メッセージの発信については、行事の目的、規模、内容、時期等も踏まえながら、国際局などと連携し総合的に検討してまいります。	文化観光局	国際局
109	【文化観光局】	３．次世代育成事業	(１)芸術文化教育プログラムは、希望する学校の要請に応えられるようにすること。	芸術文化教育プログラムについては、市内全小・中・義務教育・特別支援学校あてに募集を行っています。 応募いただいた学校の要請にできるだけ応えられるように、学校とアーティストの間に入ってプログラムの調整を行うコーディネーター（文化施設や芸術団体で活動しているスタッフ）が授業づくりを支援します。	文化観光局	
110	【文化観光局】	３．次世代育成事業	(２)芸術文化教育プログラムが実施される学校では、児童・生徒すべてが受けられるようにすること。	学校が希望するプログラム実施対象学年について、教科のねらいや普段の様子など先生が持っている情報と、コーディネーターが持つ専門知識をかけ合わせることで、効果的なプログラムを提供してまいります。	文化観光局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
111	【文化観光局】	４．観光・文化施設	（1）市所管の観光・文化施設での多言語対応を進め、さらなる言葉のバリアを除く対策をすすめること。	三溪園では、外国人入園者を含め多くの方に来園していただけるよう、スマートフォンアプリの活用等により、多言語対応を拡充していきます。 また、（公財）横浜観光コンベンション・ビューローを通じて、外国人旅行者受入のための多言語対応支援メニューを提供しているほか、市内事業者を対象とするおもてなし英語セミナーを実施するなど、実際の現場での外国人旅行者への対応力向上に取り組んでいます。 文化施設についても、利用状況や要望を踏まえ、各施設の状況に応じ、多言語でのパンフレットや館内サインなど、対応を検討してまいります。	文化観光局	
112	【文化観光局】	４．観光・文化施設	（2）市所管の全ての観光・文化施設において、バリアフリー化、点字フロアガイド、音声ガイド、手話スタッフの配置、磁気ループ、授乳室、ベビーカー置き場の整備、ベビーカーの貸出など、高齢者、障害者、乳幼児連れへの対応をさらに充実させること。市として同様なサービスを民間でも実施できるよう具体的な支援の拡充を行うこと。	障害の有無や年齢にかかわらず、すべての方がそれぞれの楽しみ方で横浜観光を楽しんでいただけるよう、ユニバーサルツーリズム推進事業において、観光関連事業者向け研修や、設備のバリアフリー等の情報発信をしています。 文化施設についても、あらゆる人が使いやすい施設となるよう、利用状況や要望を踏まえ、各施設の状況に応じた対応を検討してまいります。	文化観光局	
113	【文化観光局】	４．観光・文化施設	（3）市内の他の文化施設でも、能楽堂で行われているバリアフリー能のように、視覚障害者むけ副音声、聴覚障害者むけ字幕配信など、障害特性が配慮された環境のもとで障害者が楽しめる催事を、拡充するとともに、そのための支援を積極的に行うこと。	障害・人種・国籍・宗教・年齢・性別等の様々な違いを超えて創造的に課題解決を図るとともに、誰もが対等な関係で関わり合い、社会や組織に参画するというクリエイティブ・インクルージョン施策の一環として、あらゆる人が使いやすい施設となるよう、利用状況や要望を踏まえ、各施設の状況に応じた催事の実施を検討してまいります。 【具体的取組例】 横浜みなとみらいホール：障がいのある子どもを対象とするオルガンワークショップの実施（盲特別支援学校との提携事業）	文化観光局	
114	【文化観光局】	４．観光・文化施設	（4）区民文化センターをはじめ、市民利用施設の修繕、設備の更新が計画的に行えるよう、十分な予算を確保すること。	施設長寿命化工事を所管する建築局及び施設管理者と連携し、利用者の安全性確保や老朽化した設備の更新を行っており、引き続き劣化状況を把握して計画的に修繕を実施してまいります。	文化観光局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
115	【文化観光局】	5．観光都市	(1)文化観光都市の魅力アップと、旅行客へのサービスとして無料Wi-Fiの整備をさらに拡大すること。	ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として、訪日外国人を含む本市への観光客に快適な滞在環境を提供するため、横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内・関外地区、新横浜駅周辺地区の公道上において、民間事業者が広告料収入を基に、案内サインと無料Wi－Fiを一体的に整備し、管理運営する事業を進めています。 今後も民間事業者と連携し、市内のWi－Fi環境の拡充に取り組んでまいります。	都市整備局	文化観光局
116	【文化観光局】	5．観光都市	(2)文化観光都市として発展させるために、さらなる魅力アップとして、ユニバーサルデザインのまちづくりへの取り組みを、市が進めるにあたって、局として積極的に働きかけリードしていくこと。	横浜市福祉のまちづくり条例では、暮らす人だけでなく、訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくりを基本理念として、ハード（施設の整備）とソフト（思いやりの心の育成）を一体的に取り組んでいます。 また、同条例では施設の新設及び改修時に、バリアフリー基準へ適合させるように、施設整備者との事前協議を行っています。 施設整備者等に対して働きかけていくとともに、互いに配慮し合える意識の醸成ができるよう努めてまいります。	健康福祉局	
117	【文化観光局】	5．観光都市	(3)横浜マリンタワーのあり方について、運営管理者を選定するにあたって、透明性・公平性を確保すること。また、市も参画して市民の財産としての価値を重視した管理・運営とすること。	次期運営等事業者の選定にあたっては、平成29年度に附属機関である「横浜マリンタワー運営等事業者選定委員会」を設置し、外部の有識者等のご意見を踏まえ、事業者を公募し、優先交渉権者を決定しました。 また、管理・運営にあたっては、市民に親しまれる魅力ある文化・観光の拠点として適切に管理運営を進めてまいります。	文化観光局	
118	【経済局】	1．中小企業振興	(1)2019年度からは、これまでの大型公共事業偏重の予算編成を改め、市民生活関連公共事業中心にシフトし、市内に本市の資金を循環させ、市内の消費購買力を高めるよう、経済局として市長、並びに政策局及び財政局に強力に働きかけること。	経済局として果たすべき役割を十分認識し、今後とも、財政局、政策局と協議・調整の上、必要な施策の実現に向け努力していきます。	経済局	
119	【経済局】	1．中小企業振興	(2)中小企業振興基本条例に基づき行っている施策とその成果を、関係事業者に周知徹底し、施策および成果に対する意見、評価等を集約し、PDCAに反映させること。	「横浜市中小企業振興推進会議」を軸とし、中小企業振興の1年間の取組サイクル（具体的には、①取組方針の策定、②予算・事業執行、③市会への取組状況報告、④次年度予算策定）に沿って、全庁的な中小企業振興の取組を推進しています。 引き続き、報告書については、市内中小企業者に対して広く公表するとともに、市会からのご指摘や経済団体等との意見交換会を通じていただいたご意見などを踏まえて、中小企業振興に取り組んでまいります。	経済局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
120	【経済局】	１．中小企業振興	(３)京浜臨海部守屋・恵比須地区の研究開発拠点施設は、本市経済局が公の施設として運営し、同時に同地区の研究開発を行う中小企業のセンター施設とし機能させること。	本事業については、民間事業者の持つ資金力、整備・運営等の技術的能力及び経営能力を一体的に活かし、効率的かつ効果的に実施するため、28年度から民間事業者の公募を行っており、平成30年10月に優先交渉権者を決定しました。 今後、同地区において研究開発拠点としての機能強化がより一層進み、地域経済の活性化につながることを期待しています。	経済局	
121	【経済局】	２．小規模企業振興	(１)国の小規模企業振興基本条法に基づく小規模基本条例を本市おいても制定し、これまで、中小企業としてひとくくりにしてきた経済局の小規模企業に対する視点を改め、小規模企業に特化した施策および事業を重視すること。また、小規模企業どうしの合併・買収（M&A）をはじめ、あらゆる手段を講じ、小規模企業の事業の継続と雇用を守るため、局内に専門部署をつくること。	市内の中小企業のうち８割以上が小規模企業者であり、横浜市中小企業振興基本条例において定義される市内中小企業者には、当然に小規模企業者が含まれていると認識しています。本条例に基づき、小規模企業者を含めた中小企業振興施策の実施、市内中小企業者への優先発注に取り組んでまいります。 制度融資では、31年度は小口で短期の資金需要に対応するため、小規模事業者向け資金である「小規模企業特別資金」及び「小規模プラス資金」の中に、融資利率を引き下げかつ保証料助成を拡充した「小口おうえん特例」を創設します。また、小規模事業者向け資金の融資期間を延長するとともに、「小規模プラス資金」の融資限度額を引き上げます。 さらに、新たに少額設備投資に対する助成金や小規模事業者を対象とした出張相談支援チームを新設し、各部署が連携を図りながらきめ細やかな支援を実施していきます。	経済局	
122	【経済局】	２．小規模企業振興	(２)製造業のみならず、小売店、飲食店、美容院・整体などサービス業、生業として地域経済を支える小規模企業の営業・生活実態調査を各区ごとに行うこと。	景況・経営動向調査により、市内経済全体の景況感や規模別及び業種別の景況感の把握に努めていますが、こうした調査だけでなく、現場訪問や区役所と連携し、セミナーや相談会等の日々の業務を通して、市内中小企業の実態把握に努めています。 小規模事業者の実態把握については、製造業、小売業、サービス業などの業種ごとや各課が実施する施策において事業者の特性を把握することを基本に考えていますが、小規模向けの相談支援を強化する中で、これまで以上に実態の把握に務めてまいります。	経済局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
123	【経済局】	２．小規模企業振興	(３)各区に経済課を置き「小企業なんでも相談窓口」を設置し、同時に、公益財団法人横浜企業経営支援財団と協力し、各区ごとの小規模企業振興策をつくること。	経済振興や産業政策などは広域行政に係るものであること、製造業振興などは一定のルールを全区に適用しなければならないことなどから、現状のように市全体の施策を進める局と、地域の実情をきめ細かく把握している各区が連携して進めることが望ましいと考えています。 小規模企業・小企業を含む中小企業の皆様からの経営相談については、公益財団法人横浜企業経営支援財団が、区役所等との連携による地域別相談会の開催などを強化すると共に、小規模企業・小企業に特化した出張相談支援チームを新設することにより、企業の課題やニーズの掘り起こしと、課題解決に繋がるきめ細かな支援を実施していきます。	経済局	
124	【経済局】	２．小規模企業振興	(４)制度融資の申請について、申請書類の簡素化を行い、事業継続できるよう適切な助言アドバイスを行うこと。	制度融資の申請書類については、可能な限り申請者にとって分かりやすいものとなるように配慮しています。 また、制度融資の申込みの際には、必要に応じて横浜市信用保証協会や金融機関が、資金ニーズに合った資金の紹介や、経営支援等を行っていると聞いています。	経済局	
125	【経済局】	２．小規模企業振興	(５)制度融資から金融機関への低金利に借り換えることできる制度をつくること。	制度融資では「経営安定資金」の中で、「本市制度融資又は横浜市信用保証協会が保証した既存借入の借換えにより、毎月の返済負担の軽減が図られ、安定的経営が見込まれる方」を融資対象とするなど、資金繰りの円滑化を支援しています。 なお、制度融資から金融機関のプロパー融資への借り換えについては、金融機関の判断により、行う場合があると聞いています。	経済局	
126	【経済局】	２．小規模企業振興	(６)不意の病気やけが、思いがけない支出が発生した場合などに、迅速に活用できる無担保・無利子の特別な少額緊急融資制度を創設すること。	制度融資では、小規模事業者向け資金として、無担保で利用できる「小規模企業特別資金」及び「小規模プラス資金」を用意しています。31年度は、この小規模事業者向け資金の中に、小口で短期の資金需要に対応するため、融資利率を引き下げかつ保証料助成を拡充した「小口おうえん特例」を創設します。	経済局	
127	【経済局】	３．地域経済の仕事興しのために	(１)商店街個店の活力向上事業とは別に商店、事業者のため、使いやすい煩雑ではない活力向上事業を創設すること。	新たに商店、小売事業者も利用できる少額設備投資に対する助成金を設けて、業務改善の取組を支援します。	経済局	
128	【経済局】	３．地域経済の仕事興しのために	(２)企業誘致は財政的インセンティブから、他局と連携し、本市の歴史文化、環境、人材・市民力などソフト面での魅力などに通じたシティセールスを中心としたものに転換すること。	企業誘致をめぐる競争が厳しくなる中、横浜のビジネスエリアとしての魅力をアピールしていくことと財政的インセンティブのどちらもが重要です。今後も、ビジネス環境の優位性を国内外に発信するなどプロモーション活動を行うとともに、まちづくり施策とも連動しながら戦略的な企業誘致を進めます。	経済局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
129	【経済局】	３．地域経済の仕事興しのために	(３)市内中小企業・自営業者の同業・異業種間交流の取り組みを、さらに発展させること。	ＩＴ、製造業の分野では「Ｉ・ＴＯＰ横浜」、健康・医療分野では「ＬＩＰ.横浜」がそれぞれ産学官金の連携したプラットフォームとして、中小・ベンチャー企業と大手企業が交流・連携する場となるセミナーやビジネスマッチング等を行っています。 また、ものづくりの魅力向上、発信を通じて経営基盤の強化を目指す中小企業が、企業間連携により行う新製品開発等の活動を支援するほか、横浜知財みらい企業支援事業では、認定企業相互の交流の場を設け、ビジネスマッチングを促進します。 さらに、横浜型地域貢献企業支援事業においても、業種を超えた認定企業の交流会を引き続き継続するなど、業種を問わず、多くの企業の皆様が交流する機会を設けます。 今後もこうした取組の充実に努めてまいります。	経済局	
130	【経済局】	３．地域経済の仕事興しのために	(４)小規模事業者の事業継続と経済対策を目的に、全国で広がっている「小規模事業等契約希望者登録制度」を創設すること。	契約部では「横浜市中小企業振興条例」を踏まえ、市内中小企業の受注機会の増大を図るため、入札の一部について参加者を市内中小企業者に限定した入札を実施しています。 なお、工事においては、修繕等の小規模な工事であっても、公共工事としての適正な施工を確保することが重要であると考えています。 このため、建設業の許可を受けていることや経営事項審査を受けていることなど、必要最小限の条件を入札参加資格としています。	財政局	
131	【経済局】	４．労働環境の改善	(１)シルバー人材センターで働く高齢者の意見をよく聞き、労働環境・条件改善を行うこと、特に、一部市職員OBなどによるパワーハラスメントを根絶すること。	入会時に就業に関するアンケート調査を行うとともに、隔年で「会員意向調査」を実施し、運営の参考にしています。 また、労働条件は、厚生労働省の適正就業ガイドラインに基づき適正な料金、賃金、配分金の設定等を行うとともに、安全管理委員会を設置し現場の巡回視察を行う等、会員の労働環境に配慮し業務を受注しています。 一部市職員ＯＢのパワハラについては、事実関係を調査するとともに、横浜市シルバー人材センターハラスメント対応指針に基づき、所管局として対応と指導を行っています。	経済局	
132	【経済局】	４．労働環境の改善	(２)長時間労働や残業、休日出勤の強要、パワーハラスメントや法令違反などを行っている、いわゆる「ブラック企業」「ブラックバイト」に苦しむ市民のため、弁護士、社会保険労務士などを交えた労働相談を各区で行うこと。	働く人の基礎知識を掲載した冊子「ワーキングガイド」を用いた啓発などを引き続き行っていくとともに、「横浜しごと支援センター」で、様々な労働相談に応じています。 労働法令の順守に向け、神奈川労働局と情報共有を図り、連携を進めるとともに、セミナー開催等により、過重労働対策に向けた普及・啓発に取り組んでまいります。	経済局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
133	【経済局】	４．労働環境の改善	(３)引き続き冊子「ワーキングガイド」「ワーキングガイド（アルバイト編）の市内高校や大学へ配布するとともに、中学、高校で労働者の権利やワークルールの教育を強めるよう市教育委員会に要請すること。	冊子「ワーキングガイド」及び「ワーキングガイド（アルバイト編）」を市内各所へ配布するとともに、「ワーキングガイド（アルバイト編）」については、市内高校や大学等へも配布し、若年層への周知・啓発を図っています。	経済局	
134	【経済局】	４．労働環境の改善	(４)市内大企業に対し、長時間過密労働、残業代ゼロなどのはたらき方を強いることのないよう横浜市として申し入れを行うこと。特に、企業立地促進条例適用企業に対して徹底すること。	労働者の労働条件等に関する指導につきましては、権限をもつ機関が適正に対応するものと考えます。 なお、企業立地促進条例の認定事業者に対しては、毎年の事業実施状況報告を依頼する際に、法令等を遵守し、適正な事業活動を行うよう、あらためてお願いしております。	経済局	
135	【経済局】	５．横浜市中央卸売市場	(１)福島第一原発事故はいまだ終息していないため、引き続き、本場市場での放射能検査体制を継続すること。	本場市場食品衛生検査所において、引き続き食品中の放射性物質検査を実施していきます。	健康福祉局	経済局
136	【こども青少年局】	１．子どもの貧困解決にむけて	(１)子どもの貧困対策に関する計画実施にあたって、現状の数値目標を引き上げ、そのために必要な予算を確保すること。	子どもの貧困対策に関する計画では、子どもの成長段階や困難を抱える若者・ひとり親等対象ごとの目標値を設定し、振り返りを行うことで、進捗状況を把握しています。 計画に基づき、子どもの育ちや成長を守るとともに、貧困の連鎖を防ぐ取組を着実に進めていくため、引き続き必要な予算を確保してまいります。	こども青少年局	
137	【こども青少年局】	１．子どもの貧困解決にむけて	(２)いわゆる「子ども食堂」などの子どもの居場所づくりについて、現状の制度をさらに拡充し、モデル事業としているものも早急に全市展開を行うなどして、子どもの貧困を解消すること。	31年度は、いわゆる「子ども食堂」等の地域の取組が市全域で推進されるよう、月２回以上の取組の立ち上げ・拡充に対する助成の全区展開や子どもの居場所づくり支援アドバイザー等の派遣をはじめ、市民向けフォーラムの開催、ウェブサイトによる情報提供・発信など、機運の醸成や立ち上げ・継続支援など総合的な取組を実施します。	こども青少年局	
138	【こども青少年局】	１．子どもの貧困解決にむけて	(３)貧困の連鎖を断つために、学齢期の子どもたちへの学習支援の取り組みをさらに事業の対象と規模を広げて進めること。さらに民間のボランティアで行われている「無料塾」の取り組みにも場所の提供など支援を行うこと。	寄り添い型学習支援事業では、将来の自立のため高校進学に向けた学習支援の取組及び高校中退防止に向けた取組を実施しています。今後も高校進学に向けた受入枠の拡大及び高校中退防止の充実に向けて取り組みを進めていきます。 また、放課後学び場事業として、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身についていない中学生を対象に、大学生や地域住民等の協力による学習支援を実施しています。今後もすべての子どもに対する教育の充実を図る取組みとして、実施校の拡大に努めてまいります。 そのほか、地域における子どもの居場所づくりの支援など、地域における取組についても引き続き支援してまいります。	健康福祉局 こども青少年局 教育委員会事務局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
139	【こども青少年局】	２．放課後児童クラブ	(１)あらためて留守家庭の放課後の実態がどうなっているのか小学生の全ての家庭の実態調査を行うこと。	小学生の放課後の過ごし方について、次期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査を平成30年度に実施しました。	こども青少年局	
140	【こども青少年局】	２．放課後児童クラブ	(２)放課後児童クラブの運営について、「（放課後児童健全育成事業について）本事業の実施主体は市町村とする」と国の政令にあることをうけとめて、施設や指導員の処遇や一般事務作業なども含め基本的な運営に関わることについて、市の責任を果たすこと。	本市の放課後児童クラブは運営主体に対する補助により行われていますので、施設の用意や職員の雇用、勤怠管理は一義的には、運営主体に行っていただくものと考えます。	こども青少年局	
141	【こども青少年局】	２．放課後児童クラブ	(３)放課後児童クラブの施設について、耐震や面積で条例基準に適合していないクラブについての支援を市の責任で行うこと。	放課後児童クラブの活動場所は、運営主体の責任で確保していただくものです。 本市では、基準適合のために行う移転、分割等について補助制度を設けており、平成31年度は、全クラブの基準適合に向け、移転支援策を強化します。	こども青少年局	
142	【こども青少年局】	２．放課後児童クラブ	(４)放課後児童クラブの職員配置について、規模に関わらず、最低でも一施設２名の常勤・１名の非常勤を配置すること。また、規模の大きな施設についての加配、障害児受け入れのための加配基準の増額も行い、そのために必要な事務手続きも簡素化すること。	国の定める職員配置基準は、おおむね40人以下の児童を１つの支援の単位とし、支援の単位ごとに、放課後児童支援員を２名以上配置することとなっています。 本市では、小規模と標準規模のクラブにおいては、国の基準を上回る職員人件費を算定しており、大規模1以上のクラブにおいては、国と同等となるよう補助額を拡充しています。なお、実際の職員配置については、各クラブがそれぞれの実情に応じて決定しています。 また、平成29年度から、国の制度拡充に対応し、障害児を１人でも受け入れている場合の補助額を年額1,796,000円に増額するとともに、「5人以上の障害児」を受け入れる場合の人件費の追加補助の要件を引き下げ、「3人以上の障害児」を受け入れる場合には、追加で年額1,796,000円を補助するよう拡充しました。 今後も引き続き、運営上の優先度や国の動向を見極めながら、対応を検討していきます。	こども青少年局	
143	【こども青少年局】	２．放課後児童クラブ	(５)放課後児童クラブでの緊急時の防災品の備蓄について、市が責任を持って全クラブに現物支給すること。	本市では、運営主体が自ら良好な衛生環境及び安全性を備えることとしています。引き続き、放課後児童クラブが円滑に運営できるよう、必要な支援を行ってまいります。	こども青少年局	
144	【こども青少年局】	２．放課後児童クラブ	(６)放課後児童クラブへの支援を強化するために、専任の担当部署を全区に配置すること。	本市では、放課後事業は全区のこども家庭支援課で対応しております。引き続き、放課後児童クラブが円滑に運営できるよう、必要な支援を行ってまいります。	こども青少年局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
145	【こども青少年局】	３．キッズクラブについて	(１)キッズクラブの運営について、17時以降の留守家庭児童の対応について、あまりにも少ない利用率向上にむけて、小学生の全保護者に対してのニーズ調査を行うこと。	小学生の放課後の過ごし方について、次期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査を平成30年度に実施しました。	こども青少年局	
146	【こども青少年局】	４．保育所等	(１)本市が子育て世代を応援するために、国の動向を見守るだけでなく率先して保育料を抜本的に引き下げること。	保育所等の利用料は、国が定めた法令等に基づき、保護者の市民税額により算定しており、本市においては一定の市費を充てて、負担の軽減を図っています。 今後も引き続き適正な料金設定に努めてまいります。 なお、３歳児から５歳児の子ども及び市民税非課税世帯の０歳児から２歳児の子どもを対象に31年10月より幼児教育・保育の無償化を実施します。	こども青少年局	
147	【こども青少年局】	４．保育所等	(２)保育所入所待機児童をなくすために、保育所整備計画の目標値を横浜の乳幼児数に対する保育所定員率40％(全国平均並み）に引き上げること。	保育所等の整備量は、「子ども・子育て援事業計画」を基に計画しており、２期計画の初年度になる31年度予算（32年４月開所分）については、今年度実施した「子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」結果を基に算出しています。	こども青少年局	
148	【こども青少年局】	４．保育所等	(３)良好な保育環境を維持するために、定員枠の弾力化・定員外入所は行わないこと。	待機児童の解消に向け、既存の保育資源を最大限活用するとともに、地域の状況を分析しながら、保育ニーズに応じて必要な施設・事業の整備を行い、受け入れ枠の拡大を図っていきます。	こども青少年局	
149	【こども青少年局】	４．保育所等	(４)子どもの貧困問題が社会問題化し、公立園の役割がますます大きくなっている中、平成26年９月に出された「市立保育所のあり方」のとおり、粛々と公立園を民間移管することはやめて、計画そのものを見直すこと。	市立保育所が、保育資源間の連携を推進するとともに、地域のセーフティネットの役割を果たすため、54園の市立保育所を「ネットワーク事務局園」とし、このことは、平成26年９月に市会で御報告しています。 また、「ネットワーク事務局園」以外の市立保育所については、民間移管等の対象として、36年４月をもってすべての移管を完了する事業計画を策定し、平成27年２月に、市会で御報告しています。	こども青少年局	
150	【こども青少年局】	４．保育所等	(５)保育士の処遇にとどまらず、保育所で働く他の職種の職員も処遇改善をはかること。	処遇改善等加算Ｉは、職種問わず施設に勤務する職員であれば、賃金改善の対象となります。	こども青少年局	
151	【こども青少年局】	４．保育所等	(６)保育士の労働環境を抜本的に改善して、有給休暇をとることや週休２日・残業をなくすことを実現できるような国基準を超える保育士の更なる加配をするための助成を行うこと。	本市では、国の基準に上乗せした保育士の配置を求めており、市の配置基準を満たすための助成を行っています。また、市の配置基準を超えて保育士を雇用している場合についても、ローテーションに必要な保育士を雇用する経費として、市独自の助成を行っております。引き続き国基準を超える保育士雇用への助成を行ってまいります。	こども青少年局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
152	【こども青少年局】	４．保育所等	(７)保育の質向上のために、例えば市立保育所の民間移管の際に一定の経験年数を有する保育士の配置を要件としているように、全ての認可保育所に同様の保育士配置基準を設けるなど、保育の質を担保する独自の指針を定めること。	現時点では、私立保育所の保育士配置における経験年数の基準については、設けることは想定しておりませんが、研修の実施など、保育の質の向上に努めてまいります。 なお、新規に認可保育所を開設する場合においては、一定の経験年数がある職員を配置させることや、施設長・主任保育士について保育士資格や一定の経験を有することを求めるなど、保育の質の確保に向けた取組を行っています。	こども青少年局	
153	【こども青少年局】	４．保育所等	(８)事業者に対しての宿舎借り上げ支援事業だけでなく、保育士個人へ家賃補助を行うことも合わせて進めること。	「保育士宿舎借り上げ支援事業」は国の補助事業であり、国の実施要綱では「保育所等に対し、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助する」ことになっており、保育士個人への補助はできません。	こども青少年局	
154	【こども青少年局】	４．保育所等	(９)保育給付費は本来は子ども一人一人にあてて出されるものであり、それを代理受給している運営法人がいくら国通知にしたがっているとはいえ、目的外使用が当たり前の運用にならないようにすること。	保育所委託費の目的外使用については、国の通知等に基づいて市要綱を定め実施しています。	こども青少年局	
155	【こども青少年局】	４．保育所等	(１０)保育給付費の確定払い（後払い）について、変動部分については次月で清算していくなどの工夫をして概算払い（先払い）に切り替えること。	給付費の支払いについては、児童一人ひとり、個人への給付費を毎月支払うこととなっています。給付費を概算払いとした場合には、全児童分の請求と精算の２回の事務を行う必要があり、事業者の事務負担は膨大なものとなります。以上のことから、システムを導入し、効率化を図るとともに、各月一度の請求で済むように、実績に基づく確定払いとしています。	こども青少年局	
156	【こども青少年局】	４．保育所等	(１１)文科省が幼稚園の環境基準を定めているが保育園を所管する厚生労働省は明確な環境基準を定めておらず、建築基準法によるもののみで、結果、鉄道や道路の高架下やビルの高層階にも保育園が設置できるような事態がひろがった。それらを改め、子どもの心身の健全な発達と安全で静謐な環境で育つ権利を保障するために、環境基準を具体的に定めることを国に求めると同時に、本市独自の保育園の環境基準を定めるよう検討すること。	保育所については、建築基準法令の中で換気、採光、ホルムアルデヒドなど環境に関する基準が規定されており、その基準を遵守してまいります。これとは別に独自の基準を定める予定はありません。	こども青少年局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
157	【こども青少年局】	４．保育所等	（１２）保育士確保を事業者任せにすることなく、市として保育士確保の計画をもつこと。	子ども・子育て支援事業計画等に基づき、保育士宿舎借り上げ支援事業、保育士・保育所支援センター、保育士就職面接会、保育所見学会、保育士修学資金貸付事業、潜在保育士就職準備金貸付事業、保育士資格取得支援事業、保育士試験直前対策講座、保育士採用活動支援事業のほか、処遇改善、人材育成、保育士の子どもの優先的取扱いなど、保育士の採用・定着に向けた様々な取り組みを実施しています。	こども青少年局	
158	【こども青少年局】	４．保育所等	（１３）保育士確保のための様々な手立てを当事者団体とも最大限協力をして、実効性ある施策を進めること。	関係機関とも連携し、引き続き、保育士の採用・定着に向けた取り組みを進めていきます。	こども青少年局	
159	【こども青少年局】	４．保育所等	（１４）保育所への看護師配置が進むように、（平成26年以前の水準の）看護師雇用加算を復活させること。	子ども・子育て支援新制度における公定価格を踏まえた全体的な市独自助成の見直しの際に、重複分を整理し、平成27年度に新たな市独自助成の創設などを行いました。 公定価格では、一定の要件を満たした場合で配置基準以上の職員を雇用している場合、主任保育士専任加算が加算される仕組みとなっております。 また、市独自助成では、配置基準以上に保育士がいた場合に、ローテーションに必要な保育士を雇用する経費を助成しています。 このように、配置基準以上の保育士等にも助成される仕組みがあり、看護師等については、１人まで保育士とみなせることから、重複するため格付け経費の助成としています。	こども青少年局	
160	【こども青少年局】	４．保育所等	（１５）公園を園庭がわりに使用する認可保育園が急増している実態を調査・把握し、園児が使用する施設にふさわしいものに整備すること。	認可時に保育所と同一敷地内に基準面積の屋外遊戯場を設けることが困難な場合は、利用する公園の場所等を確認し認可要件を満たしていることを確認しています。 なお、都市公園法による公園については、市民に身近な街区公園から規模の大きな公園に至るまで、こどもから高齢者にわたる幅広い世代が利用できるよう、必要な公園施設を整備しています。保育園児などのこどもの利用に向けては、すべり台や砂場などの遊具や、手洗い場などの必要な施設を基本的に整備しています。	こども青少年局	環境創造局
161	【こども青少年局】	５．認可外保育所	（１）届け出済み認可外施設について、安心して子どもを預けられるよう保育の質を担保する施策を強化すること。	認可外保育施設については、年1回の立入調査のほかにも、保育に関する相談を受け付け、認可外保育施設も参加が可能な研修を開催するなど、保育の質の向上に向けた取り組みを行っております。平成30年度からは、施設長等を対象とした組織マネジメント講習を新たに開催するほか、施設へ直接訪問し、保育についての相談を受けたりアドバイスを行う巡回訪問も開始しました。	こども青少年局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
162	【こども青少年局】	５．認可外保育所	(２)届け出済み認可外保育施設も毎年市による立ち入り調査が行われ、また当然横浜の待機児童解消のために大きな役割を担っているため、川崎市と同様に認可外でも公的助成を行うなど、抜本的に助成額を増やすこと。又、家賃助成を新設すること。	届け出済み認可外保育施設については、入所児童の処遇改善を図ることを目的として、調理担当職員の保菌検査、施設所有・管理者賠償責任保険加入金、入所児童の健康診断受診費用を助成しています。引き続き、届け出済み認可外保育施設への助成を行ってまいります。	こども青少年局	
163	【こども青少年局】	５．認可外保育所	(３)横浜に住む子どもへの財政的保障を差別しないよう、本市の待機児童対策の一役を担っている横浜保育室への基本助成費と補助金の増額を行うこと。また、家賃補助額の増額を行うこと。	横浜保育室は、現在、認可保育所等への移行を進めているなかで、基本助成、家賃助成の増額は困難です。	こども青少年局	
164	【こども青少年局】	５．認可外保育所	(４)川崎市以外の隣接市（藤沢市・鎌倉市・横須賀市など）からの横浜保育室への入所希望児も認めること。	川崎市との待機児童対策に関する連携協定に基づき、両市の相互利用が可能です。現時点において、隣接する他都市と、新たに連携協定を締結する予定はございませんが、今後必要に応じて検討してまいります。	こども青少年局	
165	【こども青少年局】	５．認可外保育所	(５)年度途中の入園希望にも柔軟に応えている横浜保育室への保育士雇用対策費について、年度当初（４～６月）だけでなく、１年を通して空定員分の基本助成費保障を行うこと。	保育士雇用対策費は、年度当初の最も入所率の低い期間も、安定的に施設運営ができるよう支援することを目的としているため、第１四半期を助成対象期間としています。	こども青少年局	
166	【こども青少年局】	５．認可外保育所	(６)横浜保育室の職員と園児に対しての健康診断費用を助成すること。	横浜保育室利用児童及び職員の健康診断費用については、助成金の中でご対応いただいています。	こども青少年局	
167	【こども青少年局】	５．認可外保育所	(７)アレルギー対応を行っている横浜保育室への助成を行うこと。	横浜保育室のアレルギー児対応については、基本助成の中でご対応をいただいています。	こども青少年局	
168	【こども青少年局】	６．障害児支援について	(１)放課後等デイサービスについて、2018年４月の報酬改定により、市内事業所のうち７割が収入減となり経営を圧迫する要因になっており、至急改善を国に求めること。合わせて、事業所を指標に照らして「該当」「非該当」に分け基本報酬単価を変えるような今のやり方は改めるように国に申し入れること。	放課後等デイサービスの報酬改定により、横浜市においても一部の報酬単価がさがっています。 市としては、利用されている児童への影響を第一に考え、事業所の経営状況等について、推移を見守っていきます。	こども青少年局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
169	【こども青少年局】	６．障害児支援について	(２)放課後等デイサービスについて、市内施設の情報を市や区のホームページや冊子をつくって利用者にもっと提供すること。	市内の放課後等デイサービスについて、横浜市ホームページにおいて、事業所の一覧を公表しています。 また、全国的な新たな仕組みとして、事業者に障害福祉サービス等の内容等を都道府県知事等へ報告することを求め、報告された内容を都道府県知事等が公表する「障害福祉サービス等情報公表制度」が、30年度から創設されています。 なお、各放課後等デイサービスにおいても運営等に関する自己評価の実施と公表が義務付けられています。	こども青少年局	
170	【こども青少年局】	６．障害児支援について	(３)放課後等デイサービスについて、様々な事業者が参入することにより質の担保が急務となっている。そのためのガイドラインの徹底と事業所への監査を厳正に行えるように、監査体制を充実すること。また運営費の目的外使用を規制すること。	横浜市では、国のガイドラインの内容に準じ、本市の実情を踏まえてわかりやすくお伝えするための手引きという位置づけで、横浜市版放課後等デイサービスガイドラインを28年3月に作成しました。事業所集団指導で周知・指導しているほか、市ホームページに掲載し、保護者向けにも周知しています。また、平成29年度から係長１名、職員１名の増員により、監査体制を充実し指導・助言にあたることにより、量的拡大に併せ、質の担保にも積極的に取組んでおります。 運営費の目的外使用については、国の基準に基づき、事業所ごとに経理を区分するとともに、その事業の会計を他の事業の会計と区分するよう指導しています。	こども青少年局	
171	【こども青少年局】	６．障害児支援について	(４)放課後等デイサービスについて、過去事件のあった異性介助によるわいせつ事件を防止するためにも、利用者への同性介助の実施を、単に事業所への指導にとどまらず、徹底すること。	「横浜市版放課後等デイサービスガイドライン」において、排泄介助は同性介助とするよう定めています。集団指導、実地指導等においても、引き続き適切な指導を徹底してまいります。	こども青少年局	
172	【こども青少年局】	６．障害児支援について	(５)発達障害のある中高生への学校生活や放課後について支援を十分に行うために、学齢後期障害児支援事業所を増設すること。	中学・高校生年代については、市内３か所の学齢後期障害児支援事業所において、医師による診療、ケースワーカーによる相談、学校など関係機関との調整などの支援を実施していますが、これからも事業の拡充等を検討し、支援の充実に努めていきます。	こども青少年局	
173	【こども青少年局】	６．障害児支援について	(６)地域療育センターについて、必要とされる子どもが急増している中、人員の抜本的な拡充をはかること。また地域療育センターの増設をはかること。	地域療育センターにつきましては、毎年申込件数が増加しております。これまでも相談場所を新設し、相談員を増員することで、体制の充実を図ってきました。 31年度には申込件数が多い東部地域療育センターに医師等を増員し、初診待機期間の短縮及び地域支援の充実を図ります。	こども青少年局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
174	【こども青少年局】	６．障害児支援について	(７)現在依頼が急増している地域療育センターによる保育所幼稚園巡回指導・小学校訪問教職員研修が十分に行えるよう専門職の増員を行うこと。	地域療育センターが行っている保育所、幼稚園等への巡回訪問及び小学校への訪問・職員研修（技術支援）については、支援を必要とする保育所やクラスの増加に伴い希望が多くなっています。 今後も、近くにある保育所、幼稚園等を続けて訪問するなどの工夫により、回数の確保を図ってまいります。	こども青少年局	
175	【こども青少年局】	７．児童虐待・育児不安への対策について	(１)急増する児童虐待件数に対応するために、既存の児童相談所の人員体制を強化すること。特に、児童心理司について国の配置基準に一刻も早く到達するようにすること。また、一時保護所も含む児童相談所の増設を行うこと。	平成31年度は児童福祉司を21名増員するほか、中央児童相談所に弁護士１名を配置し、執行体制の強化を行います。 今後も児童虐待の件数増を踏まえ、必要な職員体制の確保等環境整備に努めてまいります。	こども青少年局	
176	【こども青少年局】	７．児童虐待・育児不安への対策について	(２)区役所での児童虐待対応が急増しているため、専任の職員配置など体制強化を図ること。	区福祉保健センターについては、児童虐待等の機能強化のため、平成31年度は担当係長３区増員しました。引き続き、虐待対応の専門研修、派遣研修、担当者会議などの実施を通して、児童虐待対応の知識、技術を習得・向上させ、対応力を強化するとともに、今後、国の緊急総合対策や児童虐待防止対策体制総合強化プランも踏まえ、区役所の機能強化について検討してまいります。	こども青少年局	
177	【こども青少年局】	７．児童虐待・育児不安への対策について	(３)虐待の未然防止や早期発見のためにも、乳幼児訪問を100㌫実施すること。	乳児の健康状態を確認するとともに、養育者が安心して育児を行えることを目的として、助産師や保健師が訪問する母子訪問を行っています。 また、子育て支援に関する情報を提供し、養育者の話を聴くことにより、育児不安の軽減を図るとともに、地域の訪問員と親子が顔見知りになり日常的な交流のきっかけを作ることで、子どもを見守る風土づくりの推進及び児童虐待の未然防止につなげることを目的として、生後4か月までのすべての乳児家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」を行っています。 引き続き研修等を行い、訪問率と訪問の質の向上に努めます。	こども青少年局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
178	【こども青少年局】	７．児童虐待・育児不安への対策について	(４)出産年齢が高くなるなどのハイリスク分娩も増えている傾向に対応して、申請すれば妊産婦健診の補助回数を現行より増やすことができるようにすること。	母子の健康を守り、安心安全な出産を支援するため、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(平成27年３月31日厚生労働省告示第226号)に基づき、14回分の妊婦健康診査費用補助券を交付しています。リスクの高い妊婦については、妊娠経過によっては保険適用となり、補助券を使用せずに妊婦健診を実施する場合もあることから、引き続き14回の補助を実施するとともに、受診勧奨に努めます。 また、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、29年６月から２回分の産婦健康診査費用補助券を新たに追加し、30年度からは、市外の医療機関でも補助券を利用できる取組みを開始しました。産婦健診についても費用の助成を実施し、受診勧奨に努めます。	こども青少年局	
179	【こども青少年局】	７．児童虐待・育児不安への対策について	(５)国の動向を注視するのではなく、本市独自に不育症に対する治療費助成制度を創設すること。	現在、不育症の治療方法は確立していないため、治療費を助成することは困難です。 不育症については、厚生労働省研究班の研究により、一部の治療薬について保険適用となったことから、引き続き国の動向を注視する必要があると考えます。 なお、原因不明の流産を繰り返す不育症の方は、特に治療をしなくても次回の妊娠で子どもを得る確立が高いことが明らかになっているため、区福祉保健センターでの「女性の健康相談」や医師等による「不妊・不育専門相談」を実施しています。	こども青少年局	
180	【こども青少年局】	８．引きこもりの若者の自立支援について	(１)引きこもりの若者の自立支援強化のために、地域ユースプラザの増設をおこなうこと。また自立支援機関だけでなく、区役所も連携してアウトリーチができるような支援システムを創設すること。	地域ユースプラザは、困難を抱えた若者支援の専門機関として４方面での設置計画が完了しており、現在のところ増設は考えていません。また、ひきこもりの若者の自立支援については、地域に身近な区役所での対応も重要であることから、平成29年度から地域ユースプラザ職員を区役所に派遣して定期的な専門相談を実施しているほか、平成30年度からは地域ユースプラザが新たにひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施しています。	こども青少年局	
181	【こども青少年局】	８．引きこもりの若者の自立支援について	(２)引きこもりの若者支援の役割を担っている自主的サークルに対して、その役割を認めて、公的補助制度を創設すること。	不登校・引きこもり等支援の自主的サークルについて、活動費補助を創設することは困難です。	こども青少年局	
182	【こども青少年局】	８．引きこもりの若者の自立支援について	(３)不登校の子どもたちの居場所を充実させるために、ハートフルスペース、ハートフルルームの増設をはかること。	年々増加傾向にある、不登校児童生徒への支援について、教育支援センターとしても、支援の充実を図る必要性があると認識しています。 平成31年度は、ハートフルスペース上大岡の施設を拡張し、不登校児童生徒への支援の充実を図ります。	教育委員会事務局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
183	【こども青少年局】	８．引きこもりの若者の自立支援について	（４）高校中退者のサポート機能充実のため、現在市内に一か所の若者サポートステーション（新横浜のサテライト事務所があるものの）を増設すること。	若者サポートステーションでは、中退者や卒業後の就労が困難な生徒を多く抱える高校と連携し、学校への訪問による相談支援を行っています。この取組については、市内２か所（サテライト含む）に加え、大船にある湘南・横浜若者サポートステーションでも横浜市内の高校に出向き、実施しています。課題を抱える生徒が相談支援機関とのつながりを作ることにより、中退した場合でも必要な支援に円滑に繋がるよう引き続き取り組んでいきます。	こども青少年局	
184	【こども青少年局】	８．引きこもりの若者の自立支援について	（５）不登校状況であろうと小中学校に在籍しているすべての子どもの健康診断の権利を保障するよう手立てを講ずること。	定期健康診断は、学校保健安全法の規定に基づき各学校で行うこととなっており、なるべく多くの子どもたちが受けられるよう配慮しております。	教育委員会事務局	
185	【こども青少年局】	９．青少年を育む地域の環境づくり	（１）「青少年の地域活動拠点」について、体制の強化を行うこと。また未設置区への設置の手立てを講ずること。	地域活動拠点で実施する交流や体験活動をより一層充実していくため、引き続き、地域の各団体や学校等との連携を進めます。 また、中高生や保護者へのアンケート調査、各区へのヒアリング等もふまえながら、効果的な事業展開を図ってまいります。	こども青少年局	
186	【こども青少年局】	１０．原発事故による放射線被害への対応	（１）空間線量を測るのみの簡易検査で基準を下回るとして、300園の保育園などに埋設された除去土壌は、北部汚泥資源化センターの保管施設に移動させること。	空間放射線量の測定結果が本市の定める目安を下回る除去土壌については、原則として施設敷地内に埋め戻すという本市放射線対策本部の方針に基づき埋設処理を実施しています。その際、埋設処理をした箇所の空間放射線量については、他の場所と変わらないことを確認しているため、既に埋設処理を実施した除去土壌を移動する予定はありません。	こども青少年局	
187	【健康福祉局】	１．国民健康保険	（１）一般会計からの繰り入れを増やし、保険料を引き下げること。	高齢化等に伴う医療費の増加により、国民健康保険は厳しい財政運営を強いられています。 本市では、毎年多額の一般財源を法定外で繰り入れていますが、平成30年度以降の国費拡充に伴い、国から決算補填等のための法定外繰入の段階的な削減・解消を求められているため、これ以上の増額は困難です。 一般会計からの繰入れについては、保険料水準が被保険者にとって過重な負担とならないよう、配慮しながら検討していきます。	健康福祉局	
188	【健康福祉局】	１．国民健康保険	（２）保険料滞納者に対しては、滋賀県野洲市のように、滞納は生活困窮のSOSであるとの認識に立ち、納付相談にあたっては徴収ありきではなく、保険料減免等、利用できる制度をきちんと知らせること。あわせて、関係局と連携し生活再建ができるよう支援の手を差しのべること。	納期内納付者との公平性の立場に立ち、保険料の納付義務について、お知らせしたうえで、差押えるべき財産がない場合は、納付緩和措置（減免・執行停止）を行います。 生活困窮が見込まれる世帯については、生活困窮者支援制度に基づき、生活支援課を案内しています。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
189	【健康福祉局】	１．国民健康保険	（３）保険料滞納者に対し、機械的、一律的、強権的な差し押さえはしないこと。納付相談時には、換価猶予申請などができることなどを知らせるとともに、申請用紙を窓口に常置すること。	滞納処分を行う場合、財産調査を行いその結果、保険料に充てることができる財産がある場合には差押えを行います。差押えるべき財産がない場合は、納付緩和措置（減免・執行停止）を行います。 生活困窮が見込まれる世帯については、生活困窮者支援制度に基づき、生活支援課を案内しています。 換価猶予については、申請期限は納期限から６か月、猶予期間を１年としています。納付相談時に猶予制度について説明し、関係法令の規定する要件に該当した場合適用しています。	健康福祉局	
190	【健康福祉局】	１．国民健康保険	（４）医療費減免について①無料低額診療事業と医療費の自己負担の減免制度の周知を徹底的に行うこと。②減免制度の平成28年度実績は943件のうち907件が東日本大震災被災者であり、被災者については、入院・外来に適用されている。被災者でなくても、対象となる市民には、外来にも適用させること。（2016年12月、国は恒常的な低所得者も「減免対象となる」と回答。望ましい基準は「特別の事情がある被保険者」と示しているが、幅を広げるのは市町村の判断と回答していることから、市独自の判断として、対象者を広げることが可能。）	（①について回答） パンフレット・ホームページ上での案内や、制度案内チラシの配布等により制度周知を行ってまいります。 （②について回答） 外来への適用拡大については、被保険者間の負担の公平性等を踏まえ、今後研究してまいります。	健康福祉局	
191	【健康福祉局】	１．国民健康保険	（５）保険料を支払うと、収入が生活保護基準以下になる場合には、生活保護制度の利用ができることを通知書に同封して知らせること。	通知書に同封しているリーフレットやホームページにて、保険料の納付が困難な場合は、区役所に相談するよう案内しています。また、納付相談の際に、生活困窮が見込まれる世帯については、生活困窮者支援制度に基づき、生活支援課を案内しています。	健康福祉局	
192	【健康福祉局】	１．国民健康保険	（６）大阪府高槻市のように、申請不要で、法定軽減適用の所得割額ゼロ世帯の減免、低所得世帯の減免を行うこと。また、ひとり親減免、障害者減免、高齢者減免など、新たに市独自減免を創設・拡充すること。	保険料の減免制度の拡充については、厳しい本市の財政状況等から実施は困難と考えています。引き続き、区役所における納付相談等を通じて個々の状況に応じ、きめ細やかに対応していきます。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
193	【健康福祉局】	２．高齢者・介護施策（介護保険料・利用料について）	（１）７期中であっても、基金を取り崩して介護保険料を引き下げること。介護保険料の本市独自低所得者減免制度の対象者を、本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が１８０万円程度まで広げ、本市独自減免を拡充すること。	７期の保険料の算定につきましては、後期高齢者の増加とともに、保険給付費が増加すること等により、保険料基準額の大幅な上昇が見込まれましたが、基金を積極的に活用して上昇抑制を行いました。本計画中の更なる基金の取り崩しによる介護保険料の引き下げは計画の取り組みや8期以降の保険料にも影響を与えるため、考えておりません。 介護保険料の低所得者減免制度については、国の制度である「社会福祉法人による利用者負担軽減」制度等の要件に合わせ、平成20年度から低所得者減免の収入要件を単身世帯で120万円から150万円に緩和し拡充をしていますので、引き続き、国の動向を注視し、必要に応じて国に働きかけていきます。	健康福祉局	
194	【健康福祉局】	２．高齢者・介護施策（介護保険料・利用料について）	（２）介護保険料の滞納によって、平成29年度の給付制限措置者は618人である。生活困窮による滞納者には、市独自に救済措置を講じること。	介護保険制度において、保険料滞納者が介護保険サービスを利用する際に措置される給付制限は、保険料を納付している被保険者との負担の公平を図ることが目的に設けられた制度です。 なお、介護保険料は所得に応じて額が設定されており、滞納者に対しては給付制限にならないよう、納付相談等を通じて個々の状況に応じた対応を行っています。	健康福祉局	
195	【健康福祉局】	２．高齢者・介護施策（介護保険料・利用料について）	（３）介護保険料納付相談では、徴収ありきではなく、滞納の理由が生活困窮であれば、関係局と連携し、生活再建ができるよう支援を行うこと。	平成27年４月から生活困窮者自立支援法が施行され、様々な事情で経済的に困難を抱えている方に支援を行う制度が始まりました。 納付相談の中で失業や多重債務等で生活困窮していると思われる場合は、区生活支援課を積極的に案内し、制度利用に繋げるよう対応しています。	健康福祉局	
196	【健康福祉局】	２．高齢者・介護施策（介護保険料・利用料について）	（４）介護サービス利用料減免制度の拡充と、低所得者の負担軽減を国に要望すること。本市独自助成制度各格充について、グループホームを含む施設系サービスだけにとどまらず、在宅サービスにも拡げること。	介護サービスの利用料については、高額介護サービス費による利用料軽減や補足給付による施設サービス利用時の軽減措置が設けられていますが、低所得者対策は本来制度上の課題であることから、軽減の拡充については必要に応じて国に要望していきます。 また、本市独自の助成制度である介護サービス自己負担助成事業の拡充についても、国の動向等を見極めながら必要に応じて検討していきます。	健康福祉局	
197	【健康福祉局】	２．高齢者・介護施策（介護保険料・利用料について）	（５）特養などの施設利用料に適用される補足給付の申請に対して、生活保護申請のように預金通帳の写しや同意書などを一律に求めないことを国へ要望すること。	申請の際に預金通帳等の写しや同意書を求めないことについては、介護保険法施行規則において、申請書に添付しなければならない旨の規定がされているため、要望することは考えておりませんが、引き続き、国の動向を注視し、必要に応じて国に働きかけていきます。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
198	【健康福祉局】	２．高齢者・介護施策（介護保険料・利用料について）	(６)介護保険の国庫負担割合を引き上げるよう、国に求めること。また介護保険制度の充実や介護報酬の引き上げなど必要な働きかけを、国に対し政令市長会にとどまらず市独自に行うこと。	介護保険に必要な費用の負担割合は法令で定められており、本市として国庫負担の増額を要望することは考えておりませんが、引き続き、国の動向を注視し、必要に応じて国に働きかけていきます。	健康福祉局	
199	【健康福祉局】	３．高齢者・介護施策(介護サービスについて)	(１)「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）」について、利用者が必要なサービスを使えるように、サービスの量と質の確保に市として責任を持つこと。	総合事業により、従来の介護予防の訪問介護と通所介護が総合事業に移行しましたが、既にサービスを利用している方も含め、必要な方には引き続き同様のサービスをご利用いただくことが可能です。 介護予防・生活支援サービス事業においても、介護保険給付と同様に、サービスの量や質を確保するとともに、事業が適正に維持できるよう留意しながら、多様なサービスの充実を図ります。 引き続き、利用者が安心して必要なサービスを受けられるよう、留意していきます。	健康福祉局	
200	【健康福祉局】	３．高齢者・介護施策(介護サービスについて)	(２)介護予防訪問介護の総合事業A型は中止すること。	訪問型サービスA（横浜市訪問型生活援助サービス）は、必ずしも専門的なサービスが必要でない方に掃除、洗濯、買い物、調理などの生活援助を行えるようにするもので、利用者にとっても選択肢が広がるものです。引き続き、居宅サービス事業者等の集団指導講習会で周知することにより、適切にサービスが利用できるように取り組んでいきます。	健康福祉局	
201	【健康福祉局】	３．高齢者・介護施策(介護サービスについて)	(３)基本チェックリストの実施によるサービス利用の抑制は行わないこと。	基本チェックリストの実施によりサービス利用の抑制を行うことはありません。	健康福祉局	
202	【健康福祉局】	３．高齢者・介護施策(介護サービスについて)	(４)介護認定にあたっては、利用者の実態を正確に把握し判断するため、増員してこれまでの認定審査を実施すること。	要介護認定業務については、今後も適切に対応していきます。	健康福祉局	
203	【健康福祉局】	３．高齢者・介護施策(介護サービスについて)	(５)要支援者向けサービスの現行相当の訪問介護・通所介護サービスは継続し、報酬を維持すること。	横浜市訪問介護相当サービス及び横浜市通所介護相当サービスは次年度も引き続き実施します。また、報酬については、国の動向等を注視しながら検討していきます。	健康福祉局	
204	【健康福祉局】	３．高齢者・介護施策(介護サービスについて)	(６)通所デイサービスで基準緩和を導入しないこと。	総合事業の基準を緩和した通所型サービスについては、当面の間実施の予定はありません。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
205	【健康福祉局】	３．高齢者・介護施策(介護サービスについて)	(７)「自立支援・重度化防止」の取り組みを国が採点し、成績に応じて交付金を配分する制度を撤廃するよう、国に求めること。本市では、「自立支援」の名で、介護サービスが取り上げられる利用者を出さないこと。	当該交付金については、国の通知の中で、「市町村の自立支援・重度化防止等の取組を支援するために創設されたものであり、こうした仕組みにより、各市町村において、地域課題への問題意識が高まり、地域の特性に応じた様々な取組が進められていくとともに、こうした取組が市町村の間で共有され、より効果的な取組に発展されていくことを目指していきたいと考えています。介護保険事業を担う、市町村、都道府県、厚生労働省が協働して、地域包括ケアシステムを発展させていくことが重要と考えています。」とされており、本市も、その趣旨に沿って対応していきます。	健康福祉局	
206	【健康福祉局】	３．高齢者・介護施策(介護サービスについて)	(８)ケアプラン作成に関する特定集中事業所減算は、公平・中立の名のもとにサービス抑制が行われる仕組みとなっているため、利用者の選択権を奪う実態となっている。よって国に廃止を求めること。	特定事業所集中減算は、指定居宅介護支援事業所が作成する居宅サービス計画において、その位置づける事業所が特定の法人の事業者に偏ることがなく、その結果利用者の選択権を担保できるよう導入されたものです。 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められるなど正当な理由がある場合には、減算の対象にはなりません。	健康福祉局	
207	【健康福祉局】	３．高齢者・介護施策(介護サービスについて)	(９)認知症を早期に発見するため、盛岡市のように、特定健診時に65歳以上の希望者に「もの忘れ健診」を加えること。	特定健診とは別に認知症の早期発見を目的としたモデル事業を実施します。	健康福祉局	
208	【健康福祉局】	３．高齢者・介護施策(介護サービスについて)	(１０)認知症患者や家族を支援する「認知症カフェ」を市民へ周知すること。また、補助金を増額すること。	認知症カフェについては、引き続き市ホームページでの周知・広報を行っていきます。また、活用できる補助制度について周知していきます。	健康福祉局	
209	【健康福祉局】	３．高齢者・介護施策(介護サービスについて)	(１１)生活援助中心型の訪問介護の訪問回数上限を撤廃するよう、また、上限を超えたケアプランの届出義務化を撤廃するよう国に働きかけること。横浜市として、訪問回数だけで機械的なケアプランチェックや地域ケア会議でのケアプラン検証は行わないこと。	平成30年度介護報酬改定において、居宅介護支援事業所に対し、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、より良いサービスの提供を図ることを趣旨として、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて市町村への届出が義務付けられたものです。 届出義務化は利用を制限する趣旨ではなく、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点で行っているものであり、ケアプランチェックについては、利用者への適正なアセスメント、モニタリングに基づいたケアプランの作成、運用が主な視点となりますが、国から示される通知等に基づいて適切に実施していきます。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
210	【健康福祉局】	３．高齢者・介護施策（介護サービスについて）	（１２）65歳以上の障害者に対する介護保険制度の優先原則を撤廃するよう国に働きかけること。横浜市では、機械的に介護保険の申請を促すのではなく、障害者本人の要望をふまえ、障害福祉サービスが利用できるようにすること。	介護保険の被保険者である障害者について、介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能である場合は、原則として、介護保険サービスの利用が優先されることとされています。一方で、個別のケースに応じて申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否かを把握し、適切に障害福祉サービスの支給決定を行うこととなっています。このため、市独自の対策を講じるのではなく、介護保険及び障害福祉サービスにおいて、利用者が安心して必要なサービスを受けられるよう、留意していきます。	健康福祉局	
211	【健康福祉局】	４．高齢者・介護施策（介護施設と住まいについて）	（１）特別養護老人ホームを年間600床整備するとしているが、更に増やし、入所待ち期間平均1年の短縮を図ること。	特別養護老人ホームの整備については、要介護３以上の入所申込者がおおむね12か月以内に入所できるよう、平成30年度の公募から年間600人分程度の整備を進めていきます。	健康福祉局	
212	【健康福祉局】	４．高齢者・介護施策（介護施設と住まいについて）	（２）入所枠の設定や専用施設の設置など、特養ホームに盲・ろう高齢者が入所しやすくなるよう、対策を講じること。	特別養護老人ホームの入所については、「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」に基づき、入所の必要性の高い入所希望者の方が優先的に入所できるよう、横浜市内施設の入所に関する統一的な基準を定めています。	健康福祉局	
213	【健康福祉局】	４．高齢者・介護施策（介護施設と住まいについて）	（３）特養ホームの入所の要件が原則要介護３以上とされているが、要介護１・２でも特例入所の４要件を満たせば入所できることを市のホームページ等に加え、あらゆる機会を利用して市民に周知すること。また、要介護１・２というだけで退所扱いにならないよう、特例入所要件の周知も徹底すること。	特例入所要件に該当する要介護１・２の方の特別養護老人ホームへの入所については、市ホームページ等で周知を図るとともに、２年に一度の実地指導の際に、各施設における入退所が適切に行われているかどうか確認を行っていきます。	健康福祉局	
214	【健康福祉局】	４．高齢者・介護施策（介護施設と住まいについて）	（４）市営住宅の応募のうち単身高齢者が半数を占めるほどニーズが高い実態にあわせて、単身高齢者が応募可能な住宅を増やしているが、新規増設はなく、一般世帯の募集枠にしわ寄せがきている。低所得高齢者の住まい確保のためにも、市営住宅を増やすこと。	現在、市内には、市営及び県営住宅や住宅供給公社、ＵＲ都市機構の賃貸住宅を合わせた「公的な賃貸住宅」が供給されています。 このような状況の中で、一定規模の戸数が確保されていると認識しており、現状の戸数を最大限有効活用し、市営住宅を必要とする方々に公平かつ的確に供給していきます。 また、民間賃貸住宅では、平成29年10月から改正住宅セーフティネット法に基づく、高齢者や低額所得者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度を開始し、さらに平成30年9月から「家賃補助付きセーフティネット住宅」の募集も開始しました。これらの制度も活用し、高齢者や低額所得者の住宅供給を進めて行きます。	建築局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
215	【健康福祉局】	４．高齢者・介護施策（介護施設と住まいについて）	（５）養護老人ホームを増設し、施設の周知徹底をはかること。	養護老人ホームについては、戸塚区名瀬町に新たに整備を進めていた施設が31年２月に開所しました。その結果、以前に比べて受け入れ枠が増えました。 施設の周知については、措置事務を実施する各区役所に対し実施します。	健康福祉局	
216	【健康福祉局】	４．高齢者・介護施策（介護施設と住まいについて）	（６）認知症高齢者グループホームを年間225人分程度整備するとしている計画を確実に実施すること。	認知症高齢者グループホームについては、「第７期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、引続き年間225人分程度の整備を進めていきます。	健康福祉局	
217	【健康福祉局】	４．高齢者・介護施策（介護施設と住まいについて）	（７）低所得のサービス付高齢者住宅利用者への入居費助成を行うこと。	サービス付き高齢者向け住宅の利用者への助成を行う予定はありませんが、立地条件、設備及びサービス内容等によって費用に差があるため、利用者の選択に資するよう、ホームページ等を利用した適切な情報提供を行っていきます。	健康福祉局	建築局
218	【健康福祉局】	５．高齢者・介護施策（介護人材確保について）	（１）介護職の抜本的な処遇改善を国と県に求めるとともに、市として、一定条件にある保育士と同様に月４万円の独自助成を行うなど、処遇改善施策を拡充すること。また、資格取得のための研修や、更新研修、事業所研修の費用助成をするなど、市独自の定着支援を強化すること。	介護職員の処遇改善加算の充実については、これまでも国に対して要望を行ってきたところです。 また、離職率の改善等に向けて、質の向上セミナーを開催し、職員の介護スキル等の習得やモチベーションを図る等の取組を進めています。	健康福祉局	
219	【健康福祉局】	５．高齢者・介護施策（介護人材確保について）	（２）介護職員処遇改善加算を、病院勤務看護補助者へも適用するよう国に求めること。	介護職員処遇改善加算の適用対象の拡充については、国における制度改正の動向を注視していきます。	健康福祉局	
220	【健康福祉局】	５．高齢者・介護施策（介護人材確保について）	（３）介護の人材不足を解消するため、市として介護人材の需要計画を策定すること。その際、処遇改善と質向上につながる専門職種の育成を市として行うこと。新たに就職支度金や赴任費を支給すること。	国の需給計画に基づき、県と連携して効果的な事業を実施していきます。 現在、専門職種の育成や質の向上の取組については、新規・更新指定を行う地域密着型サービス事業所を対象とした質の向上セミナーの受講を必修としているほかに、事業者連絡会との協働による研修会等を実施しています。 神奈川県福祉人材センターで、介護福祉士に対する貸付制度を実施しています。	健康福祉局	
221	【健康福祉局】	５．高齢者・介護施策（介護人材確保について）	（４）介護報酬の人件費割合を引き上げ、基本報酬の底上げを実施するよう国に求めること。	介護現場で働く職員の処遇改善については、本市としても大変重要な課題であると考えており、これまでも国に対し、処遇改善についての要望を行っています。今後も国の動向を注視していきます。	健康福祉局	
222	【健康福祉局】	６．高齢者・介護施策（その	（１）敬老パスは、現行制度を維持し値上げしないこと。	高齢者の大幅な増加や厳しい財政状況を踏まえながら、今後も持続可能な制度を目指していきます。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
223	【健康福祉局】	７．後期高齢者医療制度	（１）健康診査の受診率引き上げに向け、受診券を保険料決定通知に同封すること。	健康診査受診時の受診券を必須にすると、紛失や他都市から転入した場合に、発行するための手続等が市民の負担になるため、受診券交付は予定しておりません。 健康診査の受診率向上に向けた取り組みについては、引き続き様々な対応を行ってまいります。	健康福祉局	
224	【健康福祉局】	７．後期高齢者医療制度	（２）短期証の発行はやめること。	短期証は、通常証と同じ自己負担割合で医療機関を受診できるため、医療の機会を奪うものではありません。本市では、資力があるのに納付しない高額滞納者に対し、納付相談の機会を設けるために短期証を交付しています。	健康福祉局	
225	【健康福祉局】	７．後期高齢者医療制度	（３）負担増・給付削減を迫る後期高齢者医療制度は廃止して、当面もとの老人保健制度に戻した上で、新たな医療制度の構築を図るように、国に対して働きかけること。	国において持続可能な医療保険制度の構築に向けた検討が進められ、29年度から高額療養費等の見直しが実施されています。引き続き、国の動向を注視していきます。	健康福祉局	
226	【健康福祉局】	８．障害者施策（全般）	（１）障害者の当事者や家族の団体などの案内・紹介を区役所窓口等で積極的に行うなど、市として各団体の公的な役割をかんがみ、団体と当事者・家族をつなげる役割を果たすこと。	団体支援の重要性については認識しており、区役所窓口等で確実に情報提供ができるよう検討していきます。	健康福祉局	
227	【健康福祉局】	８．障害者施策（全般）	（２）障害者が生活保護を受けることなく生活できるように、障害者基礎年金の引き上げを引き続き国に求めること。	公的年金の支給額については、財源を含め、給付と負担の公平性や長期的な持続可能性の観点から、国の施策として検討されるべきものと考えていますが、本市としても、政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、負担とのバランスを図りつつも公的年金制度そのものが高齢者や障害者の生活を安心して支えるものとなるよう要望しています。	健康福祉局	
228	【健康福祉局】	８．障害者施策（全般）	（３）障害者の自主製品の常設売店を拡充するために、新市庁舎、地下鉄駅構内などの公的スペースを今以上に使えるようにすること。	新市庁舎においては、現庁舎の１階市民広場で行っている市内事業所のパン販売「わたしは街のパン屋さん」を引き続き実施できるよう調整していくほか、障害者雇用と就労啓発を目的としたカフェ「ふれあいショップ」を設置するなど、区庁舎やスポーツセンター等での自主製品の展示や販売などに加え、今後も販売場所の拡大に向けた取組を推進していきます。	健康福祉局	総務局
				（下線部について回答） 引き続き、障害者団体も含めた民間事業者の方が物品販売等の催事場所としてご利用いただけるよう取り組みます。	交通局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
229	【健康福祉局】	８．障害者施策（全般）	（４）福祉パスを無料に戻すこと。	福祉パスの利用者負担金導入の背景としては、近年、福祉パスの交付枚数の伸びに伴い、予算の大幅な増加傾向が続いており、また実態として福祉パスを交付されても利用しない方が一定数いることや、精神障害者手帳は全ての等級を交付対象としている一方で、軽度の知的障害者である愛の手帳Ｂ２は交付対象から外れている、といった課題がありました。 それを受け、「制度の安定性・持続性」と「サービスの拡充」のバランスを重視し、利用者負担金を導入することで、利用頻度が低い方にご遠慮いただき、交通事業者への市費負担金の基準となる交付枚数の適正化につなげるとともに、愛の手帳Ｂ２所持者にも福祉パスの交付対象を拡大することとしました。 このような状況から、福祉パスを無料に戻すことは困難です。	健康福祉局	
230	【健康福祉局】	８．障害者施策（全般）	（５）地域活動支援センター・グループホームなど福祉施設職員の処遇改善のための独自施策の拡充に、さらに取り組むこと。	障害者総合支援法で定める障害者グループホームの人件費は、サービス提供に伴い算定される自立支援給付費で賄うこととされていますが、横浜市では自立支援給付費に加えて直接人件費等を補助することで、グループホーム運営の安定を図っています。 また、地域活動支援センターの運営費については、国庫補助を活用しながら市として独自に補助を行っているところですが、より良い運営を目指して引き続き支援していきます。	健康福祉局	
231	【健康福祉局】	８．障害者施策（全般）	（６）障害者支援団体への育成補助金を増額すること。	団体支援の重要性については認識しており、引き続き、その活動へ助成を行っていきますが、厳しい財政状況から、予算増額は困難です。	健康福祉局	
232	【健康福祉局】	８．障害者施策（全般）	（７）国が制度化した自立生活援助サービスを、以前の市実施と同様に負担増なく受けられるようにすること。	障害福祉サービスは原則１割の利用者負担となっていますが、所得が低い方については利用者負担が生じないなどの軽減措置があります。 現に自立生活アシスタント事業を利用されている方が、必要なサービスを受けられなくなることがないよう、丁寧に対応していきます。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
233	【健康福祉局】	８．障害者施策（全般）	（８）基幹相談支援センターは、同等の機能とサービスが全区において確保されるようにすること。障害種別によって、対応に格差を生じさせないようにすること。障害児者計画相談支援の質の向上を図るため、報酬引き上げを国に求め、運営費等を助成するなど、市独自の取り組みを拡充すること。	【基幹相談支援センター】 基幹相談支援センターの機能及びサービスを全区で確保できるように、毎月基幹相談支援センター連絡会を市が主催で開催しています。また、各区においては、区役所、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センターの3機関で毎月カンファレンスを行っており、相談受付機関によって、相談対応に差が生じないように検討及び調整を行っています。 【計画相談・障害児相談支援】 30年度の報酬改定により新設された加算の取得状況など、改定による事業所運営への影響について推移を見守っていきます。また、事業所に対して研修を行うなど、引き続き質の向上に努めてまいります。	健康福祉局 こども青少年局	
234	【健康福祉局】	８．障害者施策（全般）	（９）性的少数者の方々が安心して利用できるよう、多目的トイレ（誰でもトイレ）の設置を、さらに拡充し様々な場所で進めること。	横浜市福祉のまちづくり条例では、官公署や福祉施設、病院、金融機関、300㎡以上の店舗や公共交通機関の施設等の新設又は改修時に車いす使用者用便房とオストメイト対応設備を１以上設けるよう定めており、事前協議の際の指導により、整備が進むものと考えています。 今後も着実に整備が進むよう、指導していきます。	健康福祉局	
235	【健康福祉局】	８．障害者施策（全般）	（１０）本来利用すべき人が使えるよう、多目的トイレの正しい目的を周知徹底するとともに、増設すること。また、オストメイト対応トイレの設置に努めることとされている一定規模の施設での多目的トイレ（誰でもトイレ）の設置が進むよう助成制度の充実を図ること。	横浜市福祉のまちづくり条例では、官公署や福祉施設、病院、金融機関、300㎡以上の店舗や公共交通機関の施設等の新設又は改修時に車いす使用者用便房とオストメイト対応設備を１以上設けるよう定めています。 多目的トイレの目的や利用マナーについては、様々な場で啓発を進めていきます。	健康福祉局	
236	【健康福祉局】	９．障害者施策（住まい）	（１）入居に関する障害種別のニーズ調査を行い、入居施設計画を種別に策定すること。	住まいは生活の基本であり、誰もが障害状況などに応じて、可能な限り住み慣れた地域で安心して住み続けられることが望まれます。一方で、やむを得ず住み続けることが困難になった場合でも、その時々の状況にあった生活ができるような仕組みが必要です。 当事者や関係団体等の皆様からのご意見等を踏まえて策定した第３期障害者プランに基づき、障害者の在宅生活への移行の支援や必要な施設の整備等、障害者の状況に応じて、充実した生活の実現に必要となる施策を推進してまいります。	健康福祉局	
237	【健康福祉局】	９．障害者施策（住まい）	（２）障害者プランにおいて毎年200人分新設するグループホームに、精神障害者の枠をつくること。	障害者グループホームは、法令上の基準を満たしていることが条件になりますが、法人ごとに運営方針や支援内容、その対象者を決定しています。御意見については、今後の参考とさせていただきます。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
238	【健康福祉局】	９．障害者施策（住まい）	（３）既存グループホーム長期利用高齢者がホームヘルプ・訪問看護などの外部サービスが利用できる仕組みを作ること。	区分4以上で一定の要件を満たすグループホーム利用者について、居宅介護サービスを利用することができます。また、「外部サービス利用型グループホーム」の類型では、身体介護が必要になった場合に、居宅介護事業者から派遣を受けることができます。利用者の状態に合わせた制度の活用を推進していきます。	健康福祉局	
239	【健康福祉局】	９．障害者施策（住まい）	（４）民間賃貸住宅利用促進のための居住支援法人設立を支援すること。	居住支援法人は、住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談や、見守り等の要配慮者への支援を行う法人を、都道府県が指定し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化を支援する法人です。 神奈川県では、10月31日現在で５社指定されており、そのうち、横浜市内を事業エリアとしている団体は３団体指定されています。 横浜市では、建築局、健康福祉局、こども青少年局をはじめとする関係局、宅地建物取引業団体及びＮＰＯ法人などの外部団体で構成される、「横浜市居住支援協議会」を10月５日に設立しました。 今後は横浜市居住支援協議会において、入居希望者、賃貸人及び不動産店等からの相談を受ける窓口の設置や、入居から退去までの支援の実施等、精神障害者を含む住宅確保要配慮者の方々が民間賃貸住宅を円滑に利用できるよう様々な取組を進めていきます。	健康福祉局	
240	【健康福祉局】	９．障害者施策（住まい）	（５）医療ケアや生活支援・高齢化対応などの機能の付いたループホーム2館目以降の整備を促進すること。	国において、障害者の重度化・高齢化に対応できるグループホームの新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されました。 本市がモデル事業として取組んだ高齢化・重度化グループホームでは、本市が独自に看護師等の人件費を助成しており、今回創設された事業とは仕組が異なりますが、国制度の活用を含めて箇所数の増加や、持続可能な仕組みとするために必要な検討を行います。	健康福祉局	
241	【健康福祉局】	１０．障害者施策（精神）	（１）宿泊型自立訓練施設は、精神障害者が自立した日常生活ができるように訓練・支援を受ける場として重要であるが、現在市内に３か所しかなく、体験利用さえ断られて利用できない障害者が少なくない。市が計画を持ち増設すること。	本市が運営主体となる形での整備の計画はありませんが、宿泊型の生活訓練も含め、障害福祉サービス事業所の設置を希望する法人に対しては、その開設を適切に支援していきます。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
242	【健康福祉局】	１０．障害者施策（精神）	（２）いわゆる「精神科特例」は明らかに低い医療人員水準であり合理的配慮に欠けているため、廃止するよう、市として国に求めること。	精神科病棟の職員配置については、国の施設基準により定められており、全国の病院がこの基準により職員を配置しています。このため、横浜市として検討する立場にありません。	健康福祉局	
243	【健康福祉局】	１０．障害者施策（精神）	（３）精神障害者への入院中の身体拘束ゼロを目標とした治療体制を整えることができるよう、市として関係機関に働きかけること。	病院の施設基準は国が定めており、それに基づいて各精神科は運営しているため、本市独自に施設基準を設けることは困難ですが、実地指導等を通じて法に基づき適切な対応がなされているか、引き続き確認していきます。	健康福祉局	
244	【健康福祉局】	１０．障害者施策（精神）	（４）「横浜市こころの健康相談センター」をアクセスしやすい、独立した建物に設置すること。	こころの健康相談センターを含めた精神保健福祉業務の体制作りについて、今後検討を進めてまいります。	健康福祉局	
245	【健康福祉局】	１０．障害者施策（精神）	（５）精神障害者地域活動支援センター作業所型から個別給付事業へ移行する場合の家賃補助を2018年10月で廃止し、既存個別給付事業への家賃補助を５年をめどに廃止するとしているが、運営に支障が出ないよう家賃補助を継続すること。	制度の見直しにあたり、関係団体と協議を重ねてきたことを踏まえ、新たに法定事業に移行した事業所に対する借地・借家費補助金については、平成31年10月をもって受付を終了することとして関係各方面へご説明したところです。しかし、既に借地・借家費補助金を受けている事業所については、急な打ち切りが大きな運営に影響を与えるとのご意見はお聞きしていますので、引き続き関係団体と検討を進めていきます。	健康福祉局	
246	【健康福祉局】	１０．障害者施策（精神）	（６）精神障害者が医療・福祉・地域生活・就労まで切れ目のない個別相談支援を受けられるような、トータルなケアマネージメントを実施する仕組みを検討すること。	本市では、区役所、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター等が中心となって相談支援等を実施しているところですが、医療と福祉サービスの連携をさらに深め、重層的に支援していく体制づくりに取り組みます。	健康福祉局	
247	【健康福祉局】	１０．障害者施策（精神）	（７）精神障害者家族教室は、区任せにせず、全区で実施、充実するように市が責任を持つこと。	各福祉保健センターの状況等を踏まえながら、開催促進を含めた検討を行ってまいります。	健康福祉局	
248	【健康福祉局】	１０．障害者施策（精神）	（８）精神障害者保健福祉手帳取得者が５年で9,000人以上、1.5倍の増加に伴い、多忙を極める区福祉保健センターの精神障害担当の医療ソーシャルワーカー（MSW）を緊急に大幅に増員すること。	各区福祉保健センターの医療ソーシャルワーカーは、各区内の民間医療機関や生活支援センターなど、関係機関との連携を図りながら精神保健福祉施策に取り組んでいます。こうした状況も踏まえ、区福祉保健センターへの配置については、各区の実情に合わせた執行体制としています。	健康福祉局	総務局

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
249	【健康福祉局】	１０．障害者施策（精神）	(９)精神障害者生活支援センターにおいてＡ型Ｂ型の格差を解消すること。	生活支援センターは、利用対象者数が増え、ニーズも多様化・複雑化していることに加え、国が整備を求めている「地域生活支援拠点」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」においても新たな役割が求められており、Ａ型とＢ型の実施サービスの区間格差是正は喫緊の課題と認識しています。 そのため、Ｂ型の機能強化をはじめとする「センターの機能標準化モデル事業」を今年度から実施しており、当事者や関係機関を交えた検討委員会においてその効果や課題の検証を行っているところです。	健康福祉局	
250	【健康福祉局】	１０．障害者施策（精神）	(１０)精神障害者が調子を崩して平穏な生活ができなくなった時、相談員との対話により危機を回避して落ち着きを取り戻せるような訪問介入が求められている。２区の生活支援センターＢ型でモデル実施中の訪問相談支援強化のための人員増された機能強化を、全区で実施すること。	平成30年度にＢ型２区で機能強化のモデル実施を行い、精神症状の悪化により引きこもっている方などへの訪問相談支援をはじめとした相談支援機能の強化を図っているところですが、残り７区のＢ型の機能強化に向けて、引き続き取り組んでいきます。	健康福祉局	
251	【健康福祉局】	１０．障害者施策（精神）	(１１)精神障害者が社会福祉法人型地域活動ホームのショートステイ事業を利用しやすくなるよう、人員配置などの受け入れ態勢を整備すること。	精神障害のある方を含め地域で暮らす全ての障害者が利用しやすい施設となるよう、引き続き運営法人と意見交換を行っていきます。	健康福祉局	
252	【健康福祉局】	１０．障害者施策（精神）	(１２)精神保健福祉課を再整備し、精神障害者の医療・保健・福祉対策に関して一体的に責任ある体制をつくること。	こころの健康相談センターを含めた精神保健福祉業務の体制づくりについて、今後検討を進めてまいります。	健康福祉局	
253	【健康福祉局】	１０．障害者施策（精神）	(１３)医療機関と結びついていない精神障害者に対して粘り強い訪問・支援を行っている支援団体等に対して、市独自の補助金を交付すること。	精神症状の悪化による引きこもりなど、どこにもつながっていない方に対する訪問相談の強化に向け、Ｂ型センターの機能強化をはじめとした精神障害者生活支援センターＡ型とＢ型の区間格差是正に係る検討を進めています。	健康福祉局	
254	【健康福祉局】	１０．障害者施策（精神）	(１４)精神障害者の多機能型地域生活拠点については、生活支援センターの活用ではなく、整備計画を作り、市の責任で整備すること。	障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築に向け国が整備を求めている「地域生活支援拠点」について、本市は精神障害生活支援センターを含む既存の事業を活用し推進していく方針です。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
255	【健康福祉局】	１０．障害者施策（精神）	（１５）精神障害者の働く場として市委託事業の継続と障害者の店（目的外使用許可）の継続、拡大を図ること。また、市および関係機関において精神障害者雇用の更なる拡大、充実をはかること。	精神障害者に対する雇用の場の確保については重要な課題と考えており、現在、横浜市営斎場の湯茶接遇業務の委託発注に加え、売店（自動販売機含む）の目的外使用許可を障害者就労施設に行っており、精神障害者の就労支援に努めています。 近年では、火葬件数が増加傾向であり、それに伴い斎場の湯茶接遇等の業務量も増えてきています。斎場の運営状況等を踏まえながら、今後も精神障害者の就労支援に努めていきます。	健康福祉局	
256	【健康福祉局】	１０．障害者施策（精神）	（１６）重度障害者医療費助成制度は、県基準にとどまらず、相模原市や藤沢市、鎌倉市などのように精神障害者1級の入院と２級にも広げること。	平成25年10月１日より、精神障害１級の方を助成対象（通院費のみ）としました。 精神障害２級への適用は、バランス上、他の障害区分においても中程度の区分への拡大を伴い、大幅な対象者増となるため、厳しい財政状況の中、実施は困難です。入院医療費の取扱いについても多額の費用を要することとなるため、実施は困難です。引き続き県の動向を見極めていきます。	健康福祉局	
257	【健康福祉局】	１０．障害者施策（精神）	（１７）精神障害者の救急医療体制について、必要に応じて夜間にも速やかに入院できるように、さらに拡充すること。	受入病院が少なくなる夕方から夜間にかけての時間帯に、週３回程度精神科救急市内受入病院を追加することにより対応病院を増やしました。加えて、基幹病院以外に深夜帯に入る精神科民間病院も毎日輪番に入れることとしました。引き続き、切れ目のない迅速な対応ができる救急医療の整備を行います。	健康福祉局	
258	【健康福祉局】	１０．障害者施策（精神）	（１８）精神障害者に対して自立支援医療（２年ごと）・障害者手帳・障害年金更新時の診断書提出が義務付けられており、他障害では診断書作成料は無料なのに精神障害だけ有料とされている。この不合理な待遇の改善を図り、診断書を無料とするよう国に求めるとともに、国が実施するまでは市として補助すること。	（自立支援医療について回答） 精神通院医療（自立支援医療）の申請に必要な診断書等の無償交付など、利用者の負担軽減策等の検討について、大都市衛生主管局長会から国に対して要望書を提出しているところですので、今後も継続して要望してまいります。 （障害者手帳について回答） 精神障害者保健福祉手帳の申請に必要な診断書の費用についても、申請者の負担軽減が図れるよう、国への要望書の提出等必要な対応を検討してまいります。 （障害年金について回答） 障害年金更新時の障害状態確認届（現況届）における診断書の費用は、医療機関によっても異なりますが、約５千円～１万円程度要していることが多いと受給者等から聞いています。 診断書費用の無料化については、機会を捉えて国に伝えていきたいと考えています。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
259	【健康福祉局】	１０．障害者施策（精神）	（１９）障害者差別解消法による合理的配慮の考え方から、JR運賃や私鉄運賃・航空運賃・有料道路料金などの割引を他障害者と同様に精神障害者にも行うことは当然であるため、他都市と連携し、その実施を関係機関に引き続き働きかけること。	要望内容については、市域を超えた課題であるため、他都市と連携して働きかけていくべきものと考えています。 引き続き、他都市と連携し、機会を捉えて関係機関に対して必要な働きかけを行っていきます。	健康福祉局	
260	【健康福祉局】	１１．障害者施策（移動）	（1）ガイドボランティアの利用対象者範囲が拡大されたにも関わらずボランティア登録者は増えていないため、ガイドボランティアを養成して支援対象者の増加に見合うボランティアの確保を行うこと。奨励金は減額前の金額に戻すこと。同行援護中の交通費を助成すること。	ガイドボランティア事務取扱団体と協力して、ボランティアの発掘・育成に引き続き取り組んでいきます。 ガイドボランティア奨励金については、ボランティア活動という制度の趣旨を踏まえて、平成25年4月から現在の金額500円を設定しています。なお、ガイドボランティアの自宅から活動開始場所までの間又は活動終了場所からガイドボランティアの自宅までの間に交通費が発生する場合には、奨励金を1,000円としていますので、ご理解下さい。また、基準省令において、同行援護事業者は、利用者の直接便益を向上させるものについては、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないとされています。 本市の厳しい財政状況の中、同行援護中の交通費を助成することは困難です。	健康福祉局	
261	【健康福祉局】	１１．障害者施策（移動）	（2）報酬を引き上げ、ガイドヘルパーの増員を図ること。同行援護中の交通費を助成をすること。福祉バス等の利用にあたってのガイドヘルパーの同行援護を、バスでの移動時間も含めて全行程について、認めること。	ガイドヘルパーの報酬については、平成30年４月に見直しを行い、引き上げをしました。 また、基準省令において、同行援護事業者は、利用者の直接便益を向上させるものについては、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないとされています。本市の厳しい財政状況の中、同行援護中の交通費を助成することは困難です。 福祉バスの利用において、当事者団体等が主催する行事については団体の事業であるため、人件費を含めて団体が費用負担をするべきと考えます。同行援護等は障害者個人の生活を支援するためのものであり、団体等の事業を支援するものではありません。 ただしガイドボランティア制度では、平成25年度から余暇活動にも適用範囲を拡大し、レクリエーションを目的とした観光バス、福祉バスによる外出についてもガイドボランティアの奨励金の対象としていますので、ご活用ください。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
262	【健康福祉局】	１１．障害者施策（移動）	（３）障害者の中には電車、バスに乗るのが困難な人がおり、またUDタクシーは台数が少ないため利用できないことがある。さらなる障害者の社会参加促進を図るため、厚木市、相模原市で実施されているように、ガソリン券を福祉パス等の選択肢に加えること。	燃料費助成については、障害者ご本人が乗車した際の外出に利用されることが必要と考えていますが、利用の確認等をすることが困難であることや、制度の持続可能性といった課題もあることから、慎重に検討する必要があると考えています。	健康福祉局	
263	【健康福祉局】	１１．障害者施策（移動）	（４）高齢期に障害となった人がその時点で資産形成しているとは限らないため、65歳以上で障害手帳を交付された人にも福祉タクシー券を交付すること。	今後ともタクシー料金助成制度を存続させるため、65歳以上で身体障害者手帳を取得した方へのタクシー料金助成を実施する予定は現時点ではありません。	健康福祉局	
264	【健康福祉局】	１１．障害者施策（移動）	（５）電子歩行補助器（電子白杖）について、交通事故防止の有効性を認め、障害者日常用具給付等事業の対象に加えること。	視覚障害者の方の事故に対する電子歩行補助器の有効性や、本市の財政状況や各制度の役割も踏まえて慎重に検討する必要があると考えられ、現在のところ困難です。	健康福祉局	
265	【健康福祉局】	１１．障害者施策（移動）	（６）UDタクシー導入業者の収益を圧迫しないよう、UDタクシーが普通のタクシーと同料金であることや障害者でなくても利用できることなどを市民に広報し、利用促進に努めること。	引き続き、ＵＤタクシーの導入促進に向けて、広報等も含め、タクシー事業者等と連携して進めていきます。	健康福祉局	
266	【健康福祉局】	１１．障害者施策（移動）	（７）横浜市障害者社会参加推進センターが窓口となっているハンディキャブ（リフト付き小型車両）について、要望に確実に応えられるよう、６台の運行、２台の貸し出しから増車すること。	厳しい財政状況等から、ハンディキャブを増車することは困難です。なお、公共交通機関を利用し難い方を想定した施策として、車椅子利用者でも利用しやすいユニバーサルデザインタクシー（タクシー券の利用可）の購入費補助を平成24年度から実施し、普及に努めています。	健康福祉局	
267	【健康福祉局】	１１．障害者施策（移動）	（８）移動支援の利用時間を月30時間から48時間に戻し、余暇活動の利用を認めること。	ガイドヘルプ事業の支給時間については、基準を30時間としていますが、区役所で利用実態や希望を把握し、必要に応じて30時間を超えた決定も可能となっています。なお、余暇活動については、平成25年度にガイドボランティア事業においても利用できるよう改正していますので、ご理解ください。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
268	【健康福祉局】	１２．障害者施策（視覚）	（１）視覚障害者は特に情報の入手が困難であり、情報が不足しているため、各区役所の窓口における視覚障害者への対応を充実させること。	平成28年３月に策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」に基づき、「自ら署名することが困難な場合に、本人の了解を得て代筆する」ことや「資料等を読み上げて説明する」こと等の具体例を示しながら、視覚障害のある方への適切な配慮を行わなければならないこととしています。また、eラーニングを活用した全職員向け研修や、視覚障害のある当事者による研修講師紹介制度の実施等により、障害のある人への適切な対応の充実を目指しております。今後も引き続き、団体等障害当事者のご意見を伺いながら、視覚障害者への対応の充実に向けて必要な取組を推進してまいります。	健康福祉局	
269	【健康福祉局】	１２．障害者施策（視覚）	（２）規制緩和によって、あんま・マッサージ・指圧に従事する晴眼者の割合が増加し、視覚障害者の安定した職業ではなくなっている。視覚障害者が得られる職が限られているため、就労状況の実態を把握し雇用促進と就労支援について具体的な計画を立て、専門機関と連携して就労支援センターの機能強化など充実すること。	市内９か所に設置している就労支援センターでは、視覚障害のある方を含め、障害者の就労支援及び企業に対する事業主支援を行い、雇用促進に引き続き取り組むとともに、関係機関との連携強化や人材育成など、機能の充実を図ります。	健康福祉局	
270	【健康福祉局】	１２．障害者施策（視覚）	（３）重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業が国の事業となったが、これまでの市の事業の水準を引き下げないこと、また、利用者が負担増にならないようにすること。	重度訪問介護による入院中のコミュニケーション支援を受けられる方を除き、利用者負担等を含め総合支援法改正前の水準で事業を行っており、現在のところ変更する予定はありません。	健康福祉局	
271	【健康福祉局】	１２．障害者施策（視覚）	（４）市のお知らせ文書の点字化は、健康福祉局発送文書だけでなく、他局発送文書についても点字化をはかること。	平成29年11月から市から発出する通知等の点字化対応に取り組んでいますが、開始当初より健康福祉局関連の通知等に限らず他の局で発出する通知等についても、点字対応を行うことができる制度設計となっています。横浜市から発出する通知等の点字化対応の推進に向けて、今後も継続して、庁内各部署への働きかけを行ってまいります。	健康福祉局	
272	【健康福祉局】	１２．障害者施策（視覚）	（５）視覚障害者の情報保障を担える施設として、点字図書館機能を含めた総合支援センターを設置すること。	厳しい財政状況の中で、新たな視覚障害者への総合支援センターの設置は困難です。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
273	【健康福祉局】	１２．障害者施策（視覚）	（６）横浜市ホームページの文書を、視覚障害者が使用する音声読み上げソフトに対応させること。また、点字データに変換しやすいようにすること。	横浜市のウェブサイトは、高齢者や障害者の方も利用しやすく誰もが利用できるよう、国家規格として定められたウェブアクセシビリティJIS規格の等級AAに準拠するように2019年３月末にリニューアルします。今後も、スクリーンリーダーの利用を前提として、テキストによる代替情報がないイラストは作成しないなど、市職員のウェブアクセシビリティに対する理解を深める啓発等を行い、視覚障害者もご利用いただけるように、市ウェブサイトの維持・改善を行っていきます。	市民局	
274	【健康福祉局】	１２．障害者施策（視覚）	（７）点訳・音訳養成講座を利用要望に応えられるよう、市として責任を持ち拡充すること。	平成31年度から、点訳奉仕員養成講座の応用編を委託により実施することを検討しています。	健康福祉局	
275	【健康福祉局】	１２．障害者施策（視覚）	（８）障害者雇用促進法や企業の合理的配慮の努力等を踏まえ、視覚障害者が単独通勤の自信がつくまでの一定期間、ガイドヘルパーの利用を認めること。ガイドボランテイアについても認めること。	ガイドヘルパーは、通勤や営業等の経済活動に係る外出は対象外とされています。そのため、一定期間の利用についても対象とすることは困難です。ガイドボランティアについても同様に通勤や営業等の経済活動に係る外出は対象外ですので、一定期間の利用についても対象とすることは困難です。	健康福祉局	
276	【健康福祉局】	１２．障害者施策（視覚）	（９）地域の医療機関の障害理解の遅れにより、障害者が医療を受けることをためらったり、あきらめたりしている。白内障の手術を断られたりすることもある。障害者があたりまえに医療が受けられるよう、障害者の診療を受け入れる医療機関を増やすこと。また、障害児者眼科診療所、障害児者耳鼻咽喉科診療所の設置など対策を強化すること。	医療関係者との情報共有・連携については、医師会等との協議の場など、様々な機会を通じて調整を図っていきます。 ご指摘いただいた眼科や耳鼻咽喉科を含め、医師等の医療従事者に対しては、広く研修会等を通して障害理解を進めています。また、市大医学部の学生に対して、障害福祉施設等での実習を行うなど、障害者に対する理解促進に努めているほか、知的障害者対応専門外来を実施することにより、障害のある方の医療環境整備に取り組んでいます。	健康福祉局	
277	【健康福祉局】	１３．障害者施策（聴覚）	（１）WHOで定められている聴覚障害の基準は40デシベルであることをふまえ、軽度難聴者への補聴器交付を行うこと。県では、平均聴力レベルが両耳とも30デシベル以上であって、身体障害者手帳の取得に至らない18歳未満の方に、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業をおこなっている。横浜市民が利用できないため、同種の補助制度を、市として創設すること。	身体障害者手帳の取得に至らない18歳未満の方で、必要と認められる補聴器購入の一部助成については、横浜市訓練・介助器具助成事業の中で対象としています。一方、手帳の取得に至らない18歳以上の方で、補聴器購入の一部助成については、市独自の施策を検討するにしても想定される対象の方が非常に多く、慎重に行う必要があります。厳しい財政状況もあり、現時点では困難です。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
278	【健康福祉局】	１３．障害者施策（聴覚）	(２)人工内耳を補装具費支給事業の対象に加えるよう国に働きかけること。それが実現するまで、札幌市・小樽市などのように、市としての独自助成を行うこと。	国への働きかけについては、21大都市要望等を通じ、行ってまいります。財政状況の厳しい中、市独自での対応は困難です。	健康福祉局	
279	【健康福祉局】	１３．障害者施策（聴覚）	(３)聴覚障害のある方のコミュニケーションと情報提供が保障される社会環境の整備の必要性を認識されていることから、手話言語法の制定に向けて、国に対して市独自に積極的に働きかけること。	聴覚障害のある方のコミュニケーションと情報提供が保障される社会環境の整備の必要性は認識しており、本市においても、平成28年度には、手話言語法制定に向けた取組の推進及び施策の情報交換の場である「全国手話言語市区長会」へ入会しています。	健康福祉局	
280	【健康福祉局】	１３．障害者施策（聴覚）	(４)地域活動に障害者の参加がすすむよう、手話や要約筆記者などを派遣する事業があることを市民に周知すること。	聴覚障害者情報提供施設の利用案内リーフレットの各区役所での配架や各種イベント等での配布など、通訳者派遣事業の周知を図っています。引き続き、広く周知に努めていきます。	健康福祉局	
281	【健康福祉局】	１３．障害者施策（聴覚）	(５)難聴者への要約筆記の際の入力データが本市では事後に利用できないことになっているが、議事録として使えるように、県内他市町村と同様に事後利用を認めること。	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会及び特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会の「ログ」の取扱に関する統一見解では、「二次利用のできるものではありません」としています。本市としては、この統一見解を尊重し、要約筆記者養成・派遣事業を実施しています。今後も、全国の動向を把握し、実施していきます。	健康福祉局	
282	【健康福祉局】	１３．障害者施策（聴覚）	(６)一般市民、ろう者を対象とした市委託事業「ろうあ者日曜講座」への助成があるが、特に増加するろう高齢者を対象とした生涯学習講座が開催できるよう助成すること。	厳しい財政状況の中で、委託費の増額は困難ですが、講座の内容は、必要に応じ転換していくことが必要だと認識していますので、その際は健康福祉局障害福祉課までご相談ください。	健康福祉局	
283	【健康福祉局】	１３．障害者施策（聴覚）	(７)難聴者に有用なスマホの音声認識機能などを知らせる難聴者向けスマホ教室の開催やスマートフォンの貸し出しができるよう関係団体に助成すること。	障害のある方の情報格差の解消、ICT情報能力向上を目的に、平成14年からパソコン講習会を開催していますが、平成27年からは、利用者ニーズを反映させ、タブレット端末を用いた講習会を実施しています。電話機能以外の機能がスマートフォンと類似である、タブレット端末の講習会を実施することは、スマートフォンの普及にもつながると考えています。機器の貸出については、講習会の趣旨からは離れてしまうため、困難です。	健康福祉局	
284	【健康福祉局】	１４．障害者施策（呼吸）	(１)パルオキシメーターは呼吸機能障害者が日常生活を送るにあたって欠かせないため、現在障害３級まで認められている購入補助対象を全等級に広げること。	日常生活用具の給付対象は、原則として、障害の程度が重度の方としてきた制度の経過があります。各品目の対象となる方の要件については適宜見直すことがありますが、当該の身体障害者手帳の認定基準の定義の主旨及び本市の財政状況を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えられ、現在のところ困難です。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
285	【健康福祉局】	１４．障害者施策（呼吸）	（２）市総合リハビリテーションセンター、市民病院などに呼吸リハビリの指導員、設備を増員・追加整備すること。	リハビリテーションセンターでは、現状の設備及び人員体制で呼吸リハビリテーションを行うことは困難です。なお、横浜ラポール内の健康相談室においては、ご相談いただければ、呼吸器障害など、個人の障害特性を考慮した運動プログラムの提案を行っています。 市民病院は、高度急性期を担う病院であり急性期の患者に対して、早期リハを中心とした呼吸器リハビリテーション医療を提供しています。	健康福祉局 医療局病院経営本部	
286	【健康福祉局】	１５．障害者施策（依存症）	（１）市として依存症対策の方針を策定すること。普及啓発、相談事業等を行う依存症関係民間団体ネットワーク構築へ助成すること。また全区で普及啓発を目的とした、講演会などを実施すること。依存症に対応できる医療機関をより充実すること。	厚生労働省が示した「依存症総合対策支援事業」を踏まえ、本市の依存症対策も進めてまいります。	健康福祉局	
287	【健康福祉局】	１６．障害者施策（医療的ケア）	（１）医療的ケアの必要な重症心身障害者やその家族への相談支援、生活介護、訪問看護サービス及び短期入所などを一体的に提供できる場である多機能型拠点は３カ所整備されたが、目標である32年度までの６か所は前倒しで達成すること。また、日中活動系サービス事業所や入所施設において利用者支援水準の向上、個別支援の充実を図ることを目的とした補助事業を拡充し、福祉事業所への医師や看護師の派遣など、医療的ケアが重層的に機能する仕組みをつくること。	多機能型拠点整備事業については、本市において「横浜市中期４か年計画」「第３期横浜市障害者プラン」で位置づけ、方面別に市内６か所に整備する計画です。現在３館目までの整備が完了していますが、４館目以降も市有地の有効活用を原則に、早期の整備に向けて検討してまいります。 また、日中活動系サービス事業所や入所施設において、利用者支援水準の向上及び個別支援の充実を図ることを目的とした、助成事業を維持していくよう努めます。	健康福祉局	
288	【健康福祉局】	１７．障害者施策（腎臓等）	（１）慢性腎臓病重症化予防のために、医療講演会の開催など一般市民向け啓発活動が実施できるよう助成すること。	本市では、平成30年度より糖尿病の重症化を予防することを目的とした、糖尿病講演会や集団健康教育、個別の相談支援等、糖尿病重症化予防事業を全区で実施しております。また、本市国民健康保険被保険者を対象に、特定健診の結果等を活用し、腎機能の低下予防に着目した糖尿病性腎症重症化予防事業を行っています。 今後、より市民への啓発が進むよう、啓発方法含めて検討を進めてまいります。	健康福祉局	
289	【健康福祉局】	１７．障害者施策（腎臓等）	（２）オストメイト装具助成事業では、交換頻度の多い消化器系への助成を尿路系と同額に引き上げること。	対象品目や対象者、制度運用は、随時お寄せいただくご要望を踏まえつつ、適宜見直しを行っておりますが、他都市の状況や本市の財政状況を踏まえ、慎重に検討を行う必要があると考えられ、現時点では困難です。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
290	【健康福祉局】	１８．障害者施策（身体）	（１）国は歩行訓練士の配置を機能訓練事業所に加え、生活訓練事業所にも可能にしたことから、本市で実施すること。	歩行訓練士の配置につきましては、各事業所の対応となりますが、本市として歩行訓練士等の配置につきましては、対象事業所に必要な情報提供や働きかけを今後検討します。	健康福祉局	
291	【健康福祉局】	１８．障害者施策（身体）	（２）障害者宿泊施設「横浜あゆみ荘」に車いすを利用して宿泊できるよう、洋室を増やすこと。	当事者団体から要望のあった客室の洋室化については、和室１室を平成30年４月に洋室に改修しました。 なお、和室から洋室化に伴うベッド数の増加は、各部屋の定員を減少させる恐れがあるため、今後の内装改修は状況を鑑みながら検討をしていきます。	健康福祉局	
292	【健康福祉局】	１９．障害者施策（発達障害知的）	（１）発達障害及びＢ２の手帳取得者について、対象を小学生までとしている療育機関の関与を18歳まで引き上げること。	地域療育センターは０歳から小学校期までの心身に障害のある児童又はその疑いのある児童を対象としていますが、中学・高校年代に対しては、学齢後期障害児支援事業所等で専門的な支援を提供しています。 なお、地域療育センターを利用していた児童については各児童の利用サービスに合わせて、それまでの支援を引き継いでいます。 今後も支援の充実に努めてまいります。	こども青少年局	
293	【健康福祉局】	２０．障害者施策（重症心身障害）	（１）特別支援学校等を卒業する重症心身障害の人たちのニーズを市として把握し、一人ひとりにあった日中活動の場を確保すること。	重症心身障害者が利用する事業所が安定した運営ができるよう、引き続き助成事業を維持していくよう努めます。	健康福祉局	
294	【健康福祉局】	２１．障害者施策（防災）	（１）災害時の要援護者名簿登録者の個別支援計画作成・更新を充実させること。また、自治会町内会などへの災害時要援護者名簿の提供を促進すること。<u>また、地域防災拠点の運営や訓練に障害当事者が参加する仕組みを推進し、体育館だけでなく教室利用を可能として、福祉避難所の情報などとともに周知するなど、障害者の避難を地域で支える仕組みづくりを強化すること。</u>	要援護者を地域の皆さんで支え合う体制をつくるための方法や取組内容・ポイントを整理した「災害時要援護者支援のための取組事例集」や要援護者ごとに必要な配慮などを記載した「災害時要援護者支援ガイド」を作成し、自治会町内会への説明を行うなど、具体的な支援の取組の充実につなげていきます。 また、各区における自治会町内会向け説明会や健康福祉局による横浜市民防災センターでの市民向け講座を開催するなど、災害時要援護者名簿の提供を促進するための取組を区局が連携して実施していきます。	健康福祉局	
				（下線部について回答） 例年実施している横浜市総合防災訓練では、受付等に手話通訳者を配置するなど、障害者が参加しやすいよう配慮しています。その他の訓練においても、障害者が積極的に防災訓練に参加頂けるよう、広く周知し、参加を促します。 横浜市防災計画「震災対策編」では、障害者をはじめ、高齢者、乳幼児等に配慮し、あらかじめおおむね３教室を確保し、利用することとしていますので、発災時にこうした運用ができるよう、区局連携して運営委員会に働きかけていきます。	総務局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
295	【健康福祉局】	２１．障害者施策（防災）	（２）透析患者の不安に応え、透析施設が災害時に機能しなくなることを想定した対策計画を立てること。	現在、市内の透析医療機関の関係者と、災害時に確実に透析治療を受けられる体制がとれるよう、市内13か所の拠点病院を中心とした透析医療施設のブロック化を行い、災害時透析医療の体制を構築しました。広域医療搬送については引き続き、県など関係機関と連携を図っていきます。	医療局	
296	【健康福祉局】	２１．障害者施策（防災）	（３）聴覚障害者を対象とした地震震度情報、気象情報などの防災情報をＥメールで配信するサービスを対象者へ周知徹底すること。	横浜市では、事前登録により、地震震度情報、気象警報などの防災情報をＥメールで配信するサービスを行っています。 また、要援護者の状況ごとに必要な配慮などを記載した「災害時要援護者支援ガイド」を作成しており、今後も、各区による自治会町内会への説明会や健康福祉局による横浜市民防災センターでの市民向け講座などにおいて周知に取り組んでいきます。	健康福祉局	
297	【健康福祉局】	２１．障害者施策（防災）	（４）地域防災拠点に、オストメイト簡易トイレを備蓄すること。	地域防災拠点となる小中学校には、今後大規模改修時に整備予定の７校を除き、車いす対応の広い多目的トイレが整備されています。 上下水道が損傷している場合でも、トイレブースは利用可能ですので、排せつの際は、備蓄してある簡易トイレ便座にトイレパックをセットし、高さを調整いただくことで、対応が可能と考えております。	資源循環局 総務局	
298	【健康福祉局】	２２．障害者施策（まちづくり）	（１）ユニバーサルデザイン2020行動計画の趣旨に沿った本市まちづくりを推進すること。	横浜市福祉のまちづくり条例では横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくりを基本理念として、ハード（施設の整備）とソフト（思いやりの心の育成）を一体的に取り組んでいます。 また、同条例では施設の新設及び改修時に、バリアフリー基準へ適合させるように、施設整備者との事前協議を行っています。 施設整備者等に対して働きかけていくとともに、互いに配慮し合える意識の醸成ができるよう努めてまいります。	健康福祉局	
299	【健康福祉局】	２２．障害者施策（まちづくり）	（２）駅ホームドアの設置を、速やかに進めること。特に、盲特別支援学校の最寄り駅であるJR大口駅と、ライトセンターの最寄り駅である相鉄二俣川駅での設置を強く鉄道業者に、働きかけること。	JR横浜線大口駅、相鉄線二俣川駅を含む補助対象28駅では、可動式ホーム柵の平成32年度までの使用開始について、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議など、あらゆる機会をとらえて、関係鉄道事業者に対し働きかけています。	都市整備局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
300	【健康福祉局】	２２．障害者施策（まちづくり）	（３）オストメイト対応の多目的トイレでは、使用中で使えないことが多いという声があるため、オストメイト専用トイレを増やすこと。	横浜市福祉のまちづくり条例では、官公署や福祉施設、病院、金融機関、300㎡以上の店舗や公共交通機関の施設等の新設又は改修時に車いす使用者用便房とオストメイト対応設備を１以上設けるよう定めていますが、昨今、多目的トイレへ様々な利用者が集中してしまう状況があることが、社会的にも指摘されています。 その状況を改善していくため、多目的トイレの利用マナーについて、様々な場で啓発を進めるとともに、平成30年12月に発行した「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[建築物編]増補版」では、多目的トイレに集中していた各種設備や機能を、その他のトイレにも分散して配置し、利用者の集中を解消する整備について、新たに紹介しています。 今後も着実に整備が行われるよう事業者と協議をしていくとともに、多目的トイレの利用マナーや、利用者の集中を解消する整備について、啓発を進めていきます。	健康福祉局 建築局	
301	【健康福祉局】	２３．障害者施策（スポーツ）	（１）障害当事者団体・家族会等が主体となる障害者スポーツ協会を設立すること。	障害者スポーツ協会の設立については、障害当事者団体・家族の会等はもちろんのこと、横浜ラポールや横浜市体育協会等とも連携・協議し、検討していきたいと考えています。	健康福祉局	
302	【健康福祉局】	２３．障害者施策（スポーツ）	（２）横浜ラポールの現行修繕計画を見直し、予算を増やして必要な修繕を急ぐこと。	開所から25年を経て多くの障害者やその介助者等にご利用いただけるようになり、年間の利用者数は約45万人となっています。利用者の皆様が安心してスポーツや文化活動等を行えるよう、老朽化や劣化部分の修繕について、関係部署と連携し、適切な改修等を検討していきます。	健康福祉局	
303	【健康福祉局】	２４．生活保護施策など	（１）生活支援課窓口について①窓口で丁寧に対応できるよう、人員を増やすこと。②住まいを確保するための相談支援を充実させること。	生活にお困りの方が福祉保健センターにお越しになられた場合、適切な制度案内や手続き支援を行えるよう、窓口には毎年所要の人員を配置しています。また、住まいを確保するための相談については、居住支援協議会とも連携しながら、相談支援を行っていきます。	健康福祉局	
304	【健康福祉局】	２４．生活保護施策など	（２）厚労省は所得が生活保護基準を下回る世帯のうち保護を利用している世帯は22.9パーセント（捕捉率）という推計結果を発表しており、補足率向上は緊急に取り組むべき課題である。本市においても、独自に補足率を調査し、補足率向上に取り組むこと。	調査の手法や内容などについて課題があり、本市として捕捉率を把握することは困難と考えています。	健康福祉局	
305	【健康福祉局】	２４．生活保護施策など	（３）ケースワーカーを増員し、ケースワーカー一人当たりの担当を抜本的に減らすこと。研修の充実を行い、生活保護利用者への援助を充実させること。	生活保護受給世帯数の推移を見極めながら、毎年所要の人員を配置しています。また、現場の状況を踏まえて研修を実施し、ケースワーカーの質の向上に努めていきます。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
306	【健康福祉局】	２４．生活保護施策など	(４)引き下げられた住居費基準をもとに戻すよう国に求めると同時に、市として、少なくとも東京基準で独自に補助すること。 医療費の負担金導入などの新たな制度改悪は行わないよう、国に求めること。	住宅扶助基準の引き下げにつては、必要に応じて経過措置を適用するどして、生活保護受給者の生活にできるだけ支障が生じないよう支援を行ってきていますので、国に対して要望する予定はありません。 なお、生活保護受給者にとって不利益となる改正が行われる可能性がある場合は、国に対して意見を提出することを検討していきます。	健康福祉局	
307	【健康福祉局】	２４．生活保護施策など	(５)生活保護申請書を窓口に常置し、申請権を保障すること。また、生活保護は憲法25条の理念に基づく制度であることが、しおりに記載されホームページで公表されたが、それにとどまらず、根強い生活保護忌避感情（スティグマ）を市民の間から取り除くため、憲法25条の生存権にもとづく制度であることなど、市民が正しく理解を得られるよう、周知すること。	生活保護の相談のため福祉保健センターにお越しになられた方には、専門の職員がその方の生活状況をよくお聞きするとともに、制度の趣旨や受給要件をご説明したうえで、申請意思を確認しています。申請の意思のある方に対しては、申請書を交付し、手続きを支援しています。 制度の周知については、「生活保護のしおり」を市ホームページに掲載して努めております。	健康福祉局	
308	【健康福祉局】	２４．生活保護施策など	(６)健康福祉局生活支援課への警察官OB配置はやめること。引き続き、警察官OBを窓口業務へは配置しないこと。	生活保護特別相談員は不正受給対策として業務を行っており、欺罔行為等の犯罪に詳しい警察ＯＢを採用しています。配属先は健康福祉局生活支援課であり、区生活支援課からの相談に対して、助言等の支援を行っています。窓口業務への配属は予定していません。	健康福祉局	
309	【健康福祉局】	２４．生活保護施策など	(７)無料低額宿泊所は一時的な宿泊施設であるにもかかわらず、「終の棲家」になっている実態がある。利用者に劣悪な生活を押し付け、囲い込んでしまう無料低額宿泊所からの転居について、寿地区を対象としている自立生活安定化支援事業を無料低額宿泊所にも広げるなど、利用者の転居を積極的に支援すること。高齢者については、養護老人ホームなど、ふさわしい施設への入所を進めること。	無料低額宿泊所利用者の希望や生活状況等に応じて、転居支援や他施設への入所を引き続き行っていきます。事業者に対しては本市ガイドラインを順守するよう指導し、質の一層の向上を図っていきます。転居支援を有効に行うために、自立生活安定化支援事業の利用対象者についても検討していきます。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
310	【健康福祉局】	２４．生活保護施策など	（８）簡易宿所を住まいとして、多くの高齢で単身者が生活保護を利用して暮らしている実態がある。もともと住まいとしてはふさわしくない簡易宿所について、条例改定で基準が緩められたことにより、ますます、人の住まいとしてふさわしくなくなった。市営住宅等への転居支援を強化するとともに、養護老人ホームなど、適切な施設への入所を進めること。	簡易宿泊所利用者の希望や生活状況等に応じて、転居支援や他施設への入所を引き続き行っていきます。	健康福祉局	
311	【健康福祉局】	２４．生活保護施策など	（９）生活扶助基準・児童養育加算・母子加算等の見直しにより、減額となる生活保護利用世帯が見込まれることから、敬老パスと福祉パスは無料にすること。	（福祉パスについて回答） 福祉パスの利用者負担金導入の背景としては、近年、福祉パスの交付枚数の伸びに伴い、予算の大幅な増加傾向が続いており、また実態として福祉パスを交付されても利用しない方が一定数いることや、精神障害者手帳は全ての等級を交付対象としている一方で、軽度の知的障害者である愛の手帳Ｂ２は交付対象から外れている、といった課題がありました。 それを受け、「制度の安定性・持続性」と「サービスの拡充」のバランスを重視し、利用者負担金を導入することで、利用頻度が低い方にご遠慮いただき、交通事業者への市費負担金の基準となる交付枚数の適正化につなげるとともに、愛の手帳Ｂ２所持者にも福祉パスの交付対象を拡大することとしました。 このような状況から、福祉パスを無料に戻すことは困難です。 （敬老パスについて回答） 生活保護費のうち生活扶助費には、日常生活における交通費も含まれています。敬老パスの利用者負担金については最低限の受益者負担としてご理解ください。なお、障害のある方等の負担額は無料となっています。	健康福祉局	
312	【健康福祉局】	２４．生活保護施策など	（１０）生活保護利用世帯等の高校生が、学業、部活動等に専念できるよう、教育委員会等と連携して成績要件のない給付型奨学金を創設すること。	生活保護は国の制度であり、本市が独自に給付型奨学金を創設することは考えておりません。	健康福祉局	
313	【健康福祉局】	２４．生活保護施策など	（１１）生活保護利用世帯の高校生が、アルバイトせずに学校生活が送れるよう、教育扶助費を市独自に増額すること。	生活保護は国の制度であり、本市が独自に生活保護費の上乗せ給付を行うことは困難です。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
314	【健康福祉局】	２４．生活保護施策など	（１２）生活保護利用世帯の子どもの大学等への進学に対し、平成30年度入学者より一時金の支給がされることになったが、学費が高額などの理由から、進学は困難なのが実態である。一時金の増額など、国に改善を求めるともに、教育委員会等と連携し、市独自の給付型奨学金制度を創設するなど、生活保護利用世帯の子どもの大学等への進学を支援すること。	生活保護は国の制度であり、本市が独自に給付型奨学金を創設したり生活保護費の上乗せ給付を行ったりすることは困難です。 生活保護受給世帯のお子さんが大学や専門学校等への進学を希望する場合、各種貸付金の案内やアルバイト収入の積立てなどについて丁寧に説明していきます。	健康福祉局	
315	【健康福祉局】	２４．生活保護施策など	（１３）大阪堺市のように、生活保護利用世帯の中学生・高校生向けに、進路選択に活用できるパンフレットを作成し、配布すること。	中学生や高校生に対しては、進路選択や生活保護制度の仕組みについて、ケースワーカーや教育支援専門員が、丁寧に説明していきます。	健康福祉局	
316	【健康福祉局】	２４．生活保護施策など	（１４）異常気象への対策として、すべての生活保護利用者のエアコン設置と夏季加算を国に求めると同時に市独自事業として行うこと。　熱中症防止のため、また、冬季加算が不十分であることから、夏季と冬季に１世帯１万円を福祉手当として支給する制度を創設すること。福島県相馬市のように、65歳以上の住民税非課税世帯も対象に、エアコン購入・設置に補助を行うこと。	生活保護における冷房器具の支給対象者の拡大については、他の政令市とともに、国に要望を行っています。 なお、生活保護は国の制度であり、生活保護費の上乗せとなる夏季及び冬季の手当（加算）の給付は困難です。また、住民税非課税世帯へのエアコン購入・設置費用の補助については、考えておりません。	健康福祉局	
317	【健康福祉局】	２４．生活保護施策など	（１５）熱中症対策から、エアコン設置補助を新規生活保護利用者だけでなく以前からの利用者にも広げること。	生活保護は国の制度であり、本市が独自に支給対象者を拡大して給付を行うことは困難です。	健康福祉局	
318	【健康福祉局】	２４．生活保護施策など	（１６）生活保護利用世帯の中高生向けに堺市のように進路に関するパンフレットを作成・配布すること。	中学生や高校生に対しては、進路選択や生活保護制度の仕組みについて、ケースワーカーや教育支援専門員が、丁寧に説明していきます。	健康福祉局	
319	【健康福祉局】	２５．その他（簡易宿泊所・違法民泊）	（１）法や条例に違反している簡易宿所に対し、消防局、建築局と連携して違反や不適事項を是正させ、衛生と安全を確保すること。	寿地区等の簡易宿所営業施設については、平成27年度から毎年、消防局、建築局と合同で立入調査を実施し、不備等が確認された場合は是正指導を行っています。 その他の旅館業施設へも定期的に立入調査を実施し、法や条例等に違反している場合は改善するよう営業者へ指導しています。 また、消防法、建築基準法等に抵触している可能性がある場合は、消防局、建築局へ情報提供を行っています。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
320	【健康福祉局】	２５．その他（簡易宿泊所・違法民泊）	（２）違法民泊への立ち入り調査については、その結果を公表すること。	いわゆる違法民泊施設への立入調査を旅館業法に基づき実施した結果、同法に違反して宿泊営業を行っていることを確認した場合は、営業者に対して、宿泊営業を中止し、旅館業法に基づく旅館業営業許可申請又は住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の届出を行うよう指導します。 違法民泊への立入調査件数については、公表を検討してまいります。	健康福祉局	
321	【健康福祉局】	２６．医療費助成	（１）小児医療費助成制度を国の制度して創設を求めること。横浜市では、一部負担金をなくし、所得制限を撤廃すること。対象年齢を18歳まで拡充すること。	小児医療費助成制度については、毎年、国への要望を行っています。 一部負担金については、将来にわたって持続可能な制度にしていくことが、重要なことだと考えており、通院１回あたり、５００円までのご負担をお願いしています。 所得制限の撤廃については、市民の皆様からのご要望があることは承知していますが、多額の財源が必要となるため、今後の課題と考えています。 対象年齢については、医療機関に受診することが多い義務教育のお子さまに対して、安心して医療を受けられるようにすることが、重要だと考えています。そのため、高校生まで対象を広げるということは現在、考えていません。	健康福祉局	
322	【健康福祉局】	２６．医療費助成	（２）ひとり親家庭医療費助成制度の所得制限を撤廃すること。	本市のひとり親家庭等医療費助成制度については、神奈川県の補助要綱に準じ、所得制限額を設けています。 また、ひとり親家庭等医療費助成制度で所得制限額を超えていますが、小児医療費助成制度で該当する年齢の場合は、小児医療費助成制度の該当となる場合もあります。引き続き県の動向を見極めていきます。	健康福祉局	
323	【健康福祉局】	２６．医療費助成	（３）国に対し、「ぜんそく患者に対する実態調査及び医療費助成に関する意見書」が出されたことからも、患者の声は切実でありぜんそく患者への対策が求められている。国の制度を待たずとも、本市独自に市内のぜんそく患者の実態調査を行うとともに、東京都や川崎市のような医療費助成制度を創設すること。	本市では、「小児医療費助成事業」として、特定の疾病を対象としないで助成を行っています。平成31年４月からは通院助成の対象を中学３年生までに拡大します。 また、18歳未満（20歳まで延長可）のお子様を対象に、国の制度である「小児慢性特定疾病医療費助成事業」による医療の給付を行っています。 厳しい財政状況の中、本市独自の助成制度を設けることは困難です。 なお、国が公害として今後制度を創設した場合には、国の公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、適切に対応してまいります。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
324	【健康福祉局】	２７．医療施策	(1)罹患するリスクの高い医療従事者向けに、Ｂ型肝炎予防接種、インフルエンザ予防接種への助成を行うこと	医療従事者へのＢ型肝炎予防接種、インフルエンザ予防接種については、（社）日本環境感染学会の「医療関係者のためのワクチンガイドライン」を参考に、医療施設において対応していただくものとしています。	健康福祉局	
325	【健康福祉局】	２７．医療施策	(2)特定健診を行う医療機関を増やすこと	特定健診の実施医療機関について、市医師会を通じ、年２回募集を実施しています。引き続き、実施医療機関の拡充に努めます。	健康福祉局	
326	【健康福祉局】	２７．医療施策	(3)定期予防接種について、2018年４月から相模原市と町田市で行われているように、本市でも隣接市との相互乗り入れを、隣接自治体との間で制度化すること。	定期予防接種は、自治体ごとに事業を実施しているため、事業の実施方法等、事業の取扱いが異なっております。そのため、他都市との調整を含め、今後、検討してまいります。	健康福祉局	
327	【健康福祉局】	２７．医療施策	(4)50歳以上を対象とした帯状疱疹ワクチン接種について、市独自に接種費用の助成を行うこと。	帯状疱疹ワクチンの定期接種化については、現在、国において、ワクチンの効果や安全性、持続性について議論されております。そのため、横浜市としては、国へ必要な要望を行うとともに、国の議論を注視し、必要な対応を検討してまいります。	健康福祉局	
328	【健康福祉局】	２７．医療施策	(5)麻しん抗体検査及び抗体のない市民へのMR（麻しん風疹混合ワクチン）予防接種費用助成を行うこと。	麻しん対策については、重要な課題であると認識しています。そのため、麻しんの国内流行防止に取り組むよう、国に要望してまいります。	健康福祉局	
329	【健康福祉局】	２８．その他の医療施策	(1)新型インフルエンザなどの新興感染症や災害時の危機管理体制・在宅医療の推進を図るために区福祉保健センター長には医師を配置すること。あわせて、センターを保健所として再整備すること。	全国的に行政医師が不足する中で厳しい状況にありますが、各区福祉保健センターや局の業務に対応するため、今後も引き続き行政医師の採用を行ってまいります。 また、区福祉保健センターは、センター長が医師以外の職種となっている区もありますが、その場合はセンター長が健康危機管理等に的確に対応できるように、原則として行政医師を配置し、医学的支援等を行うとともに、健康福祉局の行政医師も必要に応じて区福祉保健センターの支援を行っています。	健康福祉局	
330	【健康福祉局】	２８．その他の医療施策	(2)国の調査を待つことなく、市として、子宮頸がんワクチン接種者全員を対象に接種後症状の調査をし、実態を把握すること。また、健康被害の救済を求める申請書類が多く申請自体をあきらめる人もいるため、申請方法の簡素化を国に求めること。	実態把握のための調査は、全国の情報を集約した上で、その安全性について研究・分析を行い、結果を正しく評価する必要があります。そのため、一部の自治体のみが調査を実施しても、全国的な状況の把握や安全性の評価にはつながらないため、国に対し調査を求めることが適切と考えております。 また、健康被害救済制度における申請方法については、平成28年6月に申請書類の簡素化を国に要望しました。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
331	【健康福祉局】	２８．その他の医療施策	(３)がん検診の受診率向上を図ること。内視鏡による胃がん検診は50歳以上の隔年ではなく、Ｘ線検査による胃がん検診と同様に、40歳以上の市民を対象に年１回の実施とすること。	本市のがん検診の内容は検診の有効性や国の指針、他都市の動向をふまえて検討しております。 胃がん検診について、国の指針では40歳代は胃がんの罹患率が低く、検診によるがんの早期発見というメリットよりも、被ばくや副作用などのデメリットのほうが大きいと考えられることから、内視鏡・エックス線共に50歳以上隔年実施を推奨しています。本市においても同様に40歳代の検診によるがん発見者は数年に名程度であることから、40歳代への検診実施は予定していません。	健康福祉局	
332	【健康福祉局】	２８．その他の医療施策	(４)医療費の一部負担金の免除ができる無料低額診療施設をもっと増やすよう、医療機関に働きかけること。さらに、薬局法人にも無料低額診療事業が適用されるような市独自の事業を行うこと。また、同事業を広く市民に周知するよう、ホームページでの掲載、区役所生活支援課だけへの情報提供にとどまらず、国保のしおりなどに記載するなど、関係部署をあげて行うこと。	無料低額診療事業については、診療実態に加え、薬の処方状況も含めて国が実態調査を行い、今後のあり方を検討すると聞いていますので、その結果を踏まえて検討していきます。 また、制度周知については、ホームページ掲載のほか、生活困窮者自立支援相談の窓口とも連携の上、無料低額診療施設の情報を共有し、相談者に対して円滑に対応してまいります。	健康福祉局	
333	【健康福祉局】	２８．その他の医療施策	(５)民生委員の定数を満たすための働きかけを市として責任をもって行うこと。	適任者の方をご推薦いただくことにつなげるため、30年度は、幅広い適任者の推薦を行っていただけるよう、推薦に伴う事務の改善等について検討を行っているところです。今後はこれらの検討結果も踏まえ、地域の方々の理解をいただきながら、適任者のご推薦をお願いしていきます。	健康福祉局	
334	【健康福祉局】	２９．動物	(１)多くの自治体でやっているように、動物愛護センターにおける犬猫の譲渡に努め、殺処分ゼロをめざすこと。	本市では収容した動物について、飼養を希望する個人へ直接譲渡しているほか、民間の譲渡活動団体や公益社団法人横浜市獣医師会を通じての譲渡にも積極的に取り組んでいます。 一方で、収容した動物の中で重篤になる感染症に「り患」しているもの、病気やケガ等で回復の見込みがないもの、攻撃性が強く人との共存が困難と判断したものについては、致死処分を行っています。 今後も引き続き、収容した動物の積極的な譲渡に努めてまいります。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
335	【健康福祉局】	２９．動物	（２）地域猫活動への財政支援を行うこと。	本市では、平成25年度から地域猫活動への支援事業を行っておりますが、本年度はこれまでの実績を踏まえて、活動を行う地域の登録要件や、無料で受けられる不妊去勢手術の実施方法（猫の運搬方法等）の見直しを行い、ボランティアの皆様の負担をより軽減する事業としました。また、地域猫活動のルール作りや活動のサポートなど人的な支援も行っています。 今後も各区と連携しながら、地域猫活動の周知及び活動の支援に努めてまいります。	健康福祉局	
336	【健康福祉局】	２９．動物	（３）「地域防災拠点でのペットとの同行避難ガイドライン」に基づき、地域防災拠点における飼育ルールづくりや飼育場所などの事前準備を積極的に支援すること。	各地域防災拠点でスムーズなペット同行避難の受け入れが行われるよう、区役所や危機管理部門等と連携を図りながら、引き続き対応を進めてまいります。 また、飼い主に対しても災害時に備え、しつけや健康管理、餌やケージ等の必要な物資の備蓄に関する啓発も引き続き実施してまいります。	健康福祉局	総務局
337	【健康福祉局】	３０．墓地	（１）「住宅等から距離規制を設ける場合、都市化の進んだ本市では実質的な墓地の供給規制につながり、墓地需要に応えられなくなるおそれがある」としているが、民間の墓地開発を規制しても、市民には影響が及ばないことは、2017年度に実施したアンケート結果で出ていることから、「需要に応えられなくなる」との認識は誤りであり、改めること。民間墓地開発によって、住環境の悪化など、地域に対する被害が発生していることから、むやみな墓地開発をさせないために、墓地条例に距離規定や宗教法人の本院限定などを盛り込み、規制強化すること。	墓地需要については、2017年に実施した墓地に関する市民アンケートの結果から、平成48年までに公民合わせて約10万区画の墓地整備が必要と推計しています。したがって、住宅等から距離規制を設ける場合、都市化の進んだ本市では実質的な墓地の供給規制につながり、墓地需要に応えられなくなるおそれがあります。本市の墓地条例では周辺環境への配慮として、墓地の周囲に緑地帯を設置することや30%以上の緑地率を求めるなど、厳しい基準を規定しており、墓地計画に対する住民の皆様の意見や要望を事業者と調整する制度も設けています。また、市内に従たる事務所のみを設置する宗教法人を一律に認めないことは、過度の規制につながるおそれがあります。今後も墓地の経営許可に際しては、「墓地、埋葬等に関する法律」や「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」に基づき厳格に審査してまいります。	健康福祉局	
338	【健康福祉局】	３０．墓地	（２）日野こもれび納骨堂、舞岡地区公園型墓地整備につづき、市営墓地をさらに増やすこと。それに際しては、墓石型から納骨堂型、合葬式にシフトすること。	平成29年度に実施したアンケートにおける墓地の取得希望率や推定死亡者数などから、平成48年までの墓地の必要整備数は公民合わせて約10万区画と推計しています。この墓地需要に対応するため、30年度に日野こもれび納骨堂を供用開始し、（仮称）舞岡墓園の整備工事に着手しています。さらに、深谷通信所跡地において公園型墓園の整備を計画しています。 また、今後、整備する墓地の形態については、様々な市民ニーズに対応するため、個々に区画されたお墓、納骨堂、合葬式のお墓など多様な形態について検討していきます。	健康福祉局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
339	【健康福祉局】	３１．受動喫煙対策	（１）「100平方メートル以下の個人経営飲食店は喫煙可」としている国よりも踏み込んで「従業員を雇用する飲食店は原則全面禁煙」を条例化した東京都に倣い、本市での条例化に向け、速やかに関係事業者と協議に入ること。	本市では、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき、県と連携しながら、受動喫煙防止に関する取組を行っております。健康増進法の法改正についても、2020年の全面施行に向けて、県をはじめとした関係部署・関係機関と連携し、検討を進めているところです。	健康福祉局	
340	【医療局】	１．災害時医療施策	（１）災害時に市が編成する医療調整チームに参加する市災害医療アドバイザーは、報酬や費用弁償など要綱で位置づけられている。各区の区災害医療アドバイザーについても同様に要綱を定め、同等に位置付けること。	横浜市では、災害時の医療調整業務において、医学的見地から助言・指示・調整等を行う医師を市災害医療アドバイザーとして、設置しています。 区災害医療アドバイザーについては、関係団体と調整しながら検討していきます。	医療局	
341	【医療局】	１．災害時医療施策	（２）13の災害拠点病院へ軽症患者が殺到することのないよう、災害時における各医療機関の果たす役割やトリアージの重要性、災害時救急の意義や心がけ、適切な医療機関のかかり方など、引き続き市民啓発を行い、訓練を実施すること。	災害時に、医療機関で混乱なく受診するために大切な、 ①日頃から近所にある医療機関を知っておくこと ②緊急度・重症度に応じた医療機関を受診すること を医療局ホームページをはじめ、各種イベントやおくすり手帳等、あらゆる媒体を介して市民へ継続して周知していきます。	医療局	
342	【医療局】	１．災害時医療施策	（３）各病院が実施する災害医療訓練への支援、YMAT（横浜救急医療チーム）のための器材購入助成制度、災害時の対応職員確保に伴う宿舎設備整備費用に係る補助をそれぞれ行うこと。	災害医療訓練については、各機関が連携を強化し、実践能力を向上させるような訓練を引き続き、企画調整していきます。 ＹＭＡＴについては、新規購入時や使用した資機材の補充等、要綱を基に資機材の購入を行っています。 災害時対応職員確保に伴う宿舎設備費用に係る費用負担については、原則自助として、各医療機関の責任において取り組んでいただくこととしていますが、今後も十分協議していきます。	医療局	
343	【医療局】	１．災害時医療施策	（４）災害拠点病院以外の病院の自家発電整備に対して補助すること。<u>また、耐震化補強工事補助の拡充、融資制度の創設</u>、老朽化・狭隘化による改築、改修への支援制度を創設すること	災害拠点病院以外の自家発電設備の補助については、医療提供体制施設整備交付金の一般病院への拡充の要望を検討するなど、県と調整していきます。また、改築・改修等については、地域医療介護総合確保基金等を活用できるよう、神奈川県と調整していきます。	医療局	
				（下線部について回答） 昭和56年５月末日以前に着工された病院のうち、面積や階数等の条件を満たす建物を対象に、耐震診断や耐震化補強工事（上限５千万円）に対する補助制度があります。また、これとは別に、厚生労働省が所管する耐震整備事業等もあります。	建築局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
344	【医療局】	１．災害時医療施策	（５）災害時、横浜市と医師会は共同で避難所や救護所などを巡回し、医療救護活動を行うことになっている。緊急時の輸送手段として各区医師会へ災害時に対応できる車両の配備への補助、また活動時に必要な防災用具に対する補助を行うこと。	災害時において、負傷者等の医療機関への搬送は、救急車や緊急消防援助隊によるほか、区本部等の車両の活用を想定しています。 また、避難所等で医療救護活動を行う医療救護隊の安全確保に必要な防災用具については、これまでも配備を行っていますが、充実に向けて協議していきます。	医療局	
345	【医療局】	１．災害時医療施策	（６）災害時の医療提供体制を確保するため、各病院が自助努力で行っている、資器材、医薬品、食料、燃料などの備蓄、停電等の緊急対応策の確立に対し、財政支援を行うこと。	災害時の医療機能の確保を目的とした医薬品備蓄支援、患者の飲料水や食糧等に係る費用負担については、原則自助として、各医療機関の責任において取り組んでいただくこととしていますが、今後も十分協議していきます。また、燃料の医療機関への優先供給については、神奈川県石油業協同組合と協定を締結したことにより、調達が困難な場合でも医療を継続できるよう、医療機関の自家発電設備と車両の燃料を優先的に供給できる体制を構築しました。	医療局	
346	【医療局】	２．保健医療施策	（１）医業税制（事業税非課税・租税特別措置法第26条）の存続を求めるよう、国に働きかけること。	社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続については、現在、国で検討中です。	医療局	
347	【医療局】	２．保健医療施策	（２）診療報酬への消費税の「ゼロ税率」適用を、本市として国に求めるとともに、消費税10％への引き上げ中止を国に求めること。	医療に係る消費税の課税のあり方については、国の動向を見守ります。	医療局	
348	【医療局】	２．保健医療施策	（３）休日急患診療所の建て替え計画は毎年１か所となっているが、要望のある８区について前倒しで完了させること。	初期救急医療体制を確保するうえで休日急患診療所の役割は重要と認識しています。建替えについては関係団体と調整しながら、引き続き整備を進めていきます。	医療局	
349	【医療局】	２．保健医療施策	（４）在宅医療連携拠点の予算と人員を増やし、相談員２名分の人件費を全額交付すること。また、<u>固定資産税の減免を行うこと。</u>	在宅医療連携拠点については、介護保険地域支援事業補助金を活用し、人件費などの委託費を含めて安定的な予算を確保してまいります。	医療局	
				（下線部について回答） 本市の委託事業である在宅医療連携拠点については、他の納税者との均衡等から減免措置を講じていないものです。	財政局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
350	【医療局】	２．保健医療施策	（５）地域医療構想では、2025年の訪問診療の必要量が4万128人と推計されていることから、在宅医療に取り組む医療機関の支援を厚くすること。市大と連携し、在宅医や訪問看護人材の養成・確保を市が責任を持って行うこと。ケアマネージャーの医療現場での研修を継続すること。	在宅医療連携拠点事業等を通じて、在宅医のバックアップや医療介護関係機関の連携の強化など在宅医の支援を今後も進めていきます。 また、横浜市医師会と協働して、在宅医養成研修を実施するなどして、在宅医の養成も図っていきます。	医療局	
				（下線部について回答） 訪問看護師については、横浜在宅看護協議会、神奈川県看護協会と協力し、訪問看護師の人材確保や質の向上に取り組んでいます。ケアマネジャーと医療機関との連携強化が図れるよう、医療に関する情報の提供や、ケアプラン作成に必要な医療の知識を習得するための研修等を実施します。	健康福祉局	医療局
351	【医療局】	２．保健医療施策	（６）医師確保対策として設けられている市大医学部学生募集にあたっての地域医療枠の学生が、卒業後、横浜市内医療機関において診療活動することを条件づけるよう、市が率先し関係機関と連携して取り組むこと。	医師確保対策として、横浜市立大学の地域医療枠の学生は、卒業して臨床研修（初期研修）を終了後、県内の医療機関で一定期間診療業務に従事することになっており、これを適切に運用してまいります。	政策局	
352	【医療局】	２．保健医療施策	（７）医師等人材確保対策事業における産科医師確保費助成を年間800件未満の小規模分娩施設にも広げること	本市では、産科医療対策事業において、分娩を取り扱っている医療機関に対し、分娩件数に関わらず、子育てや介護のために当直できない医師の代替医師の当直料や、緊急出務した場合の人件費の補助を行っており、制度活用のための周知に取り組んでいます。	医療局	
353	【医療局】	２．保健医療施策	（８）市民病院救急総合診療科の医師が過労死ラインで働く実態があるので、特に救急に携わる医師を増員すること。	医師の確保に向けて、継続して関係機関に働きかけを行っています。 医師の働き方改革は重要な課題であると認識しており、引き続き、医師確保に努めていきます。	医療局病院経営本部	
354	【医療局】	２．保健医療施策	（９）小児がんや重度障害等、医療ケアが必要な子どもの在宅医療を推進すること。小児医療コーディネーター養成に対し、神奈川県医療介護総合確保基金を活用するなど予算措置を行うこと	在宅で生活する医療的ケア児・者等を支援するため、関係局が連携し、対応可能な医療、福祉、教育等の支援体制の充実を図るとともに、それらを総合的にコーディネートする支援者（コーディネーター）を養成・配置してまいります。医療的ケア児・者等支援促進事業の実施にあたり、神奈川県に対して、地域医療介護総合確保基金の活用を働きかけていきます。	こども青少年局 健康福祉局 医療局 教育委員会事務局	
355	【医療局】	２．保健医療施策	（１０）女性医師復職支援として、病児・病後児保育の補助を拡充すること。病児シッター派遣補助を新設すること。	平成30年12月末現在、病児保育22施設、病後児保育４施設で実施しています。引き続き、各区１か所に加え、ニーズの高い地域に２か所目の整備を進めるなど拡充を図ります。 病児保育については、お預りするお子様の病態の変化に迅速に対応できるよう、医療機関に併設した施設での事業実施を進めているところです。病児シッターの派遣については、現在予定しておりません。	こども青少年局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
356	【医療局】	２．保健医療施策	（１１）市内医療機関の看護師不足は深刻である。看護職復職支援の拡充と支援、看護専門学校への財政支援、院内保育所の整備・運営助成制度を拡充すること。	看護師の確保については、市内の病院が実施する潜在看護師のための復職支援研修への助成を行っており、看護師の育成については、横浜市医師会及び横浜市病院協会が運営する看護専門学校への運営支援を行っています。引き続き、看護人材の確保、育成に向けた施策を進めていきます。 また、院内保育所については、企業主導型保育事業などの活用を促します。	医療局	
357	【医療局】	２．保健医療施策	（１２）地域医療構想において、大幅な需要増加が見込まれる回復期・慢性期病床確保にあたっては、病床整備補助を拡充するとともに、運営への補助を行うこと。	2025年に向けて不足が見込まれる機能のうち、回復期病床の整備には、神奈川県地域医療介護総合確保基金で整備費用の補助をしています。慢性期病床にも補助対象を拡大するように、引き続き、県と調整を進めています。	医療局	
358	【医療局】	２．保健医療施策	（１３）緩和ケア病床の整備にあたっては、数値目標を定めて整備すること。	30年度より緩和ケア推進に向けた体制構築のための検討会を開催しています。緩和ケア病床の整備にあたっては、国の動向を踏まえて進めていきます。	医療局	
359	【医療局】	２．保健医療施策	（１４）市内1区域とした地域医療構想での病床整備にあたっては、患者の受療動向や既存の医療機関への影響等にも十分配慮し関係団体と協議のもとに進めること。	毎年の病床機能報告の結果や患者の受療動向等のデータを把握し、地域医療構想調整会議や市保健医療協議会において、医療関係者等と協議しながら病床整備を進めます。	医療局	
360	【医療局】	２．保健医療施策	（１５）地域包括ケア会議に病院代表を入れること。	各地域包括支援センター、各区で行われている地域ケア会議では、課題に応じて様々な関係者に参加いただき、地域包括ケアシステムの構築を進めています。 病院についても在宅医療の後方支援など関連するテーマを検討する会議への参加をお願いしていきます。	健康福祉局	医療局
361	【温暖化対策統括本部】【環境創造局】	１．市内農業	（1）本市の地産地消ビジネス創出支援事業や「よこはま地産地消サポート店」は広がっている実績を新規計画に反映させ、市民への周知およびイベントなどサポートを引き続き広めること。	横浜みどりアップ計画及び横浜都市農業推進プランでは、地産地消ビジネス創出支援事業による支援件数を取組目標に掲げています。 引き続き、食と農の祭典や北仲マルシェ等で地産地消ビジネスで開発された商品の販売機会を提供していきます。また、よこはま地産地消サポート店の登録促進やエリア別のサポート店マップの作成、情報誌でのPR等を通じて、市民への周知及びイベント参加に対するサポートを広げていきます。	環境創造局	
362	【温暖化対策統括本部】【環境創造局】	１．市内農業	（2）新規計画では、市民が農園区画を借りて農作物を耕作できる「特区農園」や「農園付公園」等による、農体験ニーズに対応できる事業の拡充をはかること。	市民が農園区画を借りて農作物を栽培できる「認定市民菜園（H31年度に特区農園から名称変更）」や「農園付公園」の開設を、横浜みどりアップ計画に沿って進めていきます。今後も農体験ニーズに対応できるように、引き続き農園の開設促進に努めてまいります。	環境創造局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
363	【温暖化対策統括本部】【環境創造局】	2．緑の保全	(1)市の緑地保全制度の周知徹底を引き続き強めること。マンション建設や宅地造成等による斜面緑地喪失を規制する条例等を関係局と協議し整備すること。	「横浜みどりアップ計画」に基づき、今後も土地所有者へ緑地保全制度の周知や指定の働きかけを行い、樹林地の保全を引き続き進めていきます。 なお、集合住宅などの開発等に対しても、関係局と連携を図りながら、今ある樹林地をできるだけ残していただくよう働きかけを行っていきます。	環境創造局	建築局
364	【温暖化対策統括本部】【環境創造局】	2．緑の保全	(2)第7回線引き全市見直しは本市の緑地保全施策に逆行するものだった。市是である緑の保全とみどり税徴収者として、緑地の総面積を減らさず、農地の保全を優先させる立場に転換すること。	今回の線引き全市見直しについては、市街地の形成と緑のバランスに配慮しながら、魅力と活力にあふれる都市づくりの観点から判断したものです。 緑の保全・創造のための取組については、引き続き、他の施策との整合を図りながらしっかりと取り組んでいきます。	環境創造局	都市整備局 建築局
365	【温暖化対策統括本部】【環境創造局】	2．緑の保全	(3)緑税について、均等割りへの上乗せであるみどり税は、低所得者ほど負担の重い税制であり、応能負担や大手開発会社に課税するなど改めること。	緑の保全・創出の取組による受益は、市民である個人・法人に広く及んでいます。 横浜みどり税は、地域社会の費用を住民が広く負担するという性格を有する、市民税均等割の超過課税によりご負担をお願いしています。 なお、低所得者に対しては、地方税法等において個人市民税均等割の非課税制度が設けられています。	財政局	
366	【温暖化対策統括本部】【環境創造局】	3．地球温暖化対策	(1)横浜市地球温暖化対策実行計画では、前計画（2014年策定）で掲げた設備設置の誘導策、太陽光発電等への設置費助成、再生可能エネルギー導入検討、普及啓発、設置事業者への優遇措置などについて、施策化をはかること~~ごと~~。	平成30年10月に改定した横浜市地球温暖化対策実行計画では、本市の目指す姿（ゴール）として、2050年も見据えて「今世紀後半のできるだけ早い時期における温室効果ガス実質排出ゼロ（脱炭素化）の実現」を掲げ、ゴールを見据えた長期的な施策と、目標達成に向け着実に取り組む中期的な施策を記載しています。再生可能エネルギーの導入等についても、本計画に基づき進めていきます。	温暖化対策統括本部	
367	【温暖化対策統括本部】【環境創造局】	3．地球温暖化対策	(2)エネルギー政策は、「原発をベースロード電源とする」国への追随をやめ、地方自治体として脱原発・脱石炭を計画の基本に据えること。	電源構成については、横浜市としてそのあり方を決める立場にありませんが、今後も、太陽光発電をはじめ、下水や廃棄物を活用したエネルギー創出、エネルギーマネジメントの展開などを通じたエネルギーの地産地消に取り組んでいきます。	温暖化対策統括本部	
368	【温暖化対策統括本部】【環境創造局】	3．地球温暖化対策	(3)全国的に再生可能エネルギー条例が制定され、地域で事業計画の把握、住民との合意形成、庁内統制等、住民による再生可能エネルギーへの支援促進となっている。全国最大基礎自治体として影響力を持つ本市も条例制定をすること。	本市では、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」において再生可能エネルギーの導入促進に関する規定があります。また、温暖化対策推進法に基づく計画である「横浜市地球温暖化対策実行計画」を平成30年10月に改定し、再生可能エネルギーに関する取組を含む本市の温暖化対策について、一層強化していくこととしています。	温暖化対策統括本部	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
369	【温暖化対策統括本部】【環境創造局】	３．地球温暖化対策	（４）地球温暖化対策実行計画に再生可能エネルギーの設備導入量目標を引き上げること。	本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは高いとは言えず、本市の脱炭素化のためには、市内で最大限の再生可能エネルギーの導入を図るとともに、豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを有する地域との広域連携等も検討していく必要があります。平成30年10月に改定した横浜市地球温暖化対策実行計画に基づき、引き続き、市域への再生可能エネルギー導入促進を図るとともに、広域連携についても検討していくなど、様々な手法で再生可能エネルギーの活用を推進していきます。	温暖化対策統括本部	
370	【温暖化対策統括本部】【環境創造局】	３．地球温暖化対策	（５）市民・事業者・行政等の出資により電力会社を立ち上げること。	平成30年10月に改定した横浜市地球温暖化対策実行計画では、低炭素電力の供給と選択を推進しています。計画に基づき、市民・事業者等が積極的に低炭素な電力を選択できる仕組みづくりを行ってまいります。	温暖化対策統括本部	
371	【温暖化対策統括本部】【環境創造局】	４．放射能汚染対応	（１）南本牧最終処分場に埋め立てることができなかった下水汚泥焼却灰は、東京電力と国の責任で保管管理するよう、東京電力と国に申し入れること。	下水汚泥焼却灰は安全に配慮しながら保管しておりますが、平成27年７月から開始した保管灰の南本牧最終処分場の陸地化した場所への埋立は終了しました。残りの灰は適切な管理のもと、引き続き資源化利用等を進めていきます。	環境創造局	
372	【温暖化対策統括本部】【環境創造局】	５．下水道対策他	（１）中期経営計画2018においては、下水道管の保全と老朽管更新に必要な人員と予算を確保すること。	下水道事業中期経営計画2018においても、引き続き適切な人員配置や必要な財源確保に努め、計画的な点検・調査、修繕による予防保全型の維持管理や計画的で効率的な老朽管の更新を進めます。	環境創造局	
373	【温暖化対策統括本部】【環境創造局】	５．下水道対策他	（２）頻発するゲリラ豪雨に対応した浸水対策を強化すること。	計画的な浸水対策の着実な推進に加え、浸水被害があった地域において雨水幹線や雨水貯留施設等を重点的に整備していきます。また、内水ハザードマップを活用し浸水の恐れのある地域の点検強化などの取組を進めていきます。さらには、雨水をゆっくり流すグリーンインフラの活用など、適応の観点を導入した取組を推進していきます。	環境創造局	
374	【温暖化対策統括本部】【環境創造局】	５．下水道対策他	（３）雨水幹線整備事業において、50ミリメートル未整備地域においては完了期日を明確にして早急に整備し、60ミリメートル対応についても整備促進を図ること。	浸水被害があった地域において、雨水幹線や雨水貯留施設等を重点的に整備していきます。 なお、未整備地区では用地の確保や、他の地下埋設物との調整などの課題はありますが、引き続き雨水幹線の整備などの浸水対策を進めていきます。	環境創造局	
375	【温暖化対策統括本部】【環境創造局】	５．下水道対策他	（４）港北区篠原地区の下水道未整備（残り１工区）区域を解消すること。	港北区篠原地区の未整備区域における下水道整備のうち、残りの１工区については平成30年度に工事着手し、平成31年度に完了する予定です。この工事により、篠原地区の全ての工事が完了します。	環境創造局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
376	【温暖化対策統括本部】【環境創造局】	６．公園	（１）市民一人あたりの公園面積が政令市比較で下位にある現状を打開するために、公園面積を増やす計画をつくり、公園整備を推進すること。	「横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改訂）」において、小学校区を単位に、１校区当たり1か所の近隣公園、2か所の街区公園の身近な公園の設置目標を立てており、この基準を基本に、順次、公園整備を進めていくとともに、土地利用転換の機会等もとらえて公園の充実に努めていきます。	環境創造局	
377	【温暖化対策統括本部】【環境創造	６．公園	（２）公園プールの統廃合を進める「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」はやめること。	平成27年10月に策定した「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」に基づき、各施設の利用状況、施設配置等を踏まえて方針を検討していきます。	総務局	
378	【温暖化対策統括本部】【環境創造局】	７.大気汚染	（１）PM2.5の削減及び環境達成にむけての大気汚染対策を強化すること。	大気環境中のPM2.5については、市内18区で常時監視を行い、ホームページ等により情報を発信していますが、平成28、29年度は全地点で環境基準を達成しています。 PM2.5の対策としては、引き続き、事業所や自動車などから発生する排ガス等に対する法や条例に基づく指導に取り組むとともに、国や周辺自治体との連携により、PM2.5の排出実態を調査するなど広域的な取組を進めていきます。	環境創造局	
379	【温暖化対策統括本部】【環境創造局】	８.アスベスト	（１）アスベスト被害への救済と根絶に向けた市民啓発活動を強化すること。	本市が進めている「民間建築物吹付けアスベスト対策事業」では、建物所有者の方をはじめ、市民のみなさまに、アスベストに関することやその対策制度について、ホームページやリーフレット等で情報提供しています。また、建物所有者の方を対象に、吹付けアスベストの施工実態調査を行っており、その際にはアスベストの含有調査や除去等に関する本市の支援制度をご案内させていただいています。さらに、建築関係団体に向けた講習会を実施する等の啓発活動も行っています。 なお、建築物の解体等工事に際しては、その施工者に対し、着工前にアスベスト含有の事前調査を実施し、その結果（アスベストが含まれなかった場合も含む。）を公衆の見やすい場所に掲示することを義務付けています。また、事前調査の結果を受けて届出がされた工事では、施工の内容や期間などを掲示することも義務付けており、これらを掲示することで市民の皆様への周知に取り組んでいます。 アスベストによる健康被害については、主に石綿取り扱い施設の周辺に住んでいた方の健康管理のあり方について検討し、不安を解消することを目的に、平成27年度から石綿検診（石綿ばく露者に健康管理に係る施行調査）を実施しています。検診の案内にはアスベストに関する基礎知識について掲載し、啓発も行っています。また、アスベストによる一般的な健康相談は、各区福祉保健課健康づくり係および健康福祉局保健事業課公害保健担当でお受けしています。	環境創造局	建築局 健康福祉局

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
380	【資源循環局】	１．資源化の推進	（１）一人あたりの排出量を減らし、ゴミ資源化率を高める目標をもち、達成するための計画をつくること。そのさい次のことを具体的にもりこむこと。①農業が盛んな関東圏の自治体・農協との連携をはかり、生ゴミの本格的な資源化にむけて計画をもつこと。②プラスチック製品と枝葉・草類を資源化すること。③紙おむつの資源化にむけて調査研究をすること。	横浜市では、2025年度までを計画期間とするヨコハマ３Ｒ夢プラン（横浜市一般廃棄物処理計画）を定めており、ごみと資源の総量を2009年度比で10%以上削減することを目標としています。この目標を達成するため、具体的な推進計画を作成し、取組を進めています。 ①生ごみの分別収集・堆肥化はコスト、環境負荷等の問題から実施することは非常に難しいと考えています。引き続き、戸建て・集合住宅いずれでも手軽に取り組むことができる「土壌混合法」の普及拡大に取り組んでいきます。 ②プラスチック製品の資源化については、現行の法制度の下では課題が多く困難であるため、法制度の確立を国に対して、引き続き要望してまいります。 枝葉・草類の資源化については、実証実験の結果やリサイクル産業の市場性等を見極めながら、慎重に検討を進めてまいります。 ③超高齢社会では、紙おむつの排出量の増加が想定されますので、技術開発の状況を注視するなど研究課題として考えていますが、本市の近隣にはリサイクルプラントがなく、処理にかかるコストも大きくなることなどから、現状では困難と考えています。	資源循環局	
381	【資源循環局】	１．資源化の推進	（２）食品ロスをなくすために、売れ残りは廃棄するハマ弁の当日注文方式の中止を教育委員会に求めること。	食を大切にする取組が、様々な場面で実践されるよう、市民・事業者の皆様への普及・啓発に努めてまいります。	資源循環局	教育委員会事務局
382	【資源循環局】	１．資源化の推進	（３）ごみ集積場所を荒らすカラス・小動物対策として、カラス対策ごみネットなどに対する設置補助制度をつくること。	本市では、集積場所の維持管理やごみネットの用意等について、その場所を利用される地域の方々にお願いしております。しかし、地域の方々の負担となってしまうことから、「ネットボックスの貸出し」を行っています。 2019年度についても予算の確保に努め、地域における集積場所の維持管理の支援を進めてまいります。	資源循環局	
383	【資源循環局】	１．資源化の推進	（４）ビン・カン・ペットボトルの混合収集はやめ、分別収集とすること。	平成30年度から一部地域を対象にびんのみを回収する実証実験を実施しています。選別施設の作業への影響や選別後の資源物の品質等を検証しますが、収集コストや選別施設の形態変更など、他にも様々な課題があるため、引き続き、慎重に検討を進めてまいります。	資源循環局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
384	【資源循環局】	２．喫煙禁止地区の推進	（１）①喫煙禁止地区における過料制度はやめること。②禁煙啓発・吸い殻ポイ捨て禁止の啓発キャンペーンを全市的に展開すること。③喫煙禁止地区を市内副都心および郊外区のターミナル駅周辺等に一層広げること。	①喫煙禁止地区の取組は、職員による巡回指導と過料制度を組み合わせることによって、実効性が確保されていると考えております。 ②吸い殻のポイ捨て防止に向け、ポスター等による広報を進めるほか、区や関係部署と連携し、地域の実情に応じた喫煙マナーの向上を呼び掛ける活動を実施していきます。 ③喫煙禁止地区の拡大について、平成30年に新たに２地区を指定しておりますが、地域からの要望や歩行喫煙の状況を踏まえながら検討してまいります。	資源循環局	
				（下線部について回答） 市の健康づくりの指針である「第２期健康横浜２１」において、市内各区において受動喫煙防止啓発や禁煙支援等の事業を行っております。2020年の法改正の全面施行に向けて、関係機関・関係部署と連携のうえ全市的な啓発が行えるよう検討を進めてまいります。	健康福祉局	
385	【資源循環局】	２．喫煙禁止地区の推進	（２）歩きたばこ防止パトロールや啓発活動をさらに進めること。	区役所や地域の皆さまと連携し、地域の特性に合わせた啓発や、歩きたばこ防止パトロールの実施を、より一層進めてまいります。	資源循環局	
386	【建築局】	１．市営住宅等	（１）公営住宅入居希望者の応募倍率は10倍超で推移し、本市には民間賃貸住宅に約15万の低所得世帯が居住している。こうしたところに住宅の貧困の実態が表れている。住宅政策審議会答申は、「住宅戸数は満たされており、新規建設をせず、現状管理戸数を維持する」との認識は現状をふまえたものと言えない。住まいは基本的人権を保障する不可欠の条件である。「低所得で住宅に困窮するものに住宅を提供する」とする公営住宅法の目的に即し、希望者が入居できるように、市営住宅新規建設に取り組むこと。	現在、市内には、市営及び県営住宅や住宅供給公社、ＵＲ都市機構の賃貸住宅を合わせた「公的な賃貸住宅」が供給されています。 このような状況の中で、一定規模の戸数が確保されていると認識しており、現状の戸数を最大限有効活用し、市営住宅を必要とする方々に公平かつ的確に供給していきます。 また、民間賃貸住宅では、平成29年10月から改正住宅セーフティネット法に基づく、高齢者や低額所得者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度を開始し、さらに平成30年9月から「家賃補助付きセーフティネット住宅」の募集も開始しました。これらの制度も活用し、低額所得者の住宅供給を進めて行きます。	建築局	
387	【建築局】	１．市営住宅等	（２）１階への住み替え希望の待機世帯が増え続けている現状を直視し、速やかに住み替え出来るように現行規定を改定すること。	公営住宅法の規定により、加齢や病気等により身体機能上の制限を受ける方等については、公募を阻害しない範囲で、例外的に住替えができるとされています。 住替えにあたっては、公営住宅法の趣旨を踏まえ、斡旋を促進できるよう適切に対応していきます。	建築局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
388	【建築局】	１．市営住宅等	(３)障害者、高齢者等の市営住宅入居者が要望しているバリアフリー化のための予算を増額すること。	これまで、昭和30年代から40年代に建設した大規模住宅の一部については、エレベーターを設置するとともに、住戸改善実施時にトイレや浴室内に手すりの設置などを進めてきました。 平成30年4月には「市営住宅の再生に関する基本的な考え方」を策定し、住戸改善や建替えを計画的に推進していくこととしましたので、これに併せバリアフリー化を積極的に進めていきま	建築局	
389	【建築局】	１．市営住宅等	(４)大規模市営住宅団地の再生・整備事業に速やかに着手し、再生・整備を機に、大幅な新規建設に取り組むこと。	平成30年4月に策定した「市営住宅の再生に関する基本的な考え方」では、大規模な住宅である野庭住宅、洋光台住宅については、公営住宅法に基づく法定耐用年限の70年より先行して建替えの検討を行う住宅として位置付けています。 このうち、野庭住宅については、今年度から建替えに向けた検討に着手しました。 なお、市営住宅については一定規模の戸数が確保されていると認識しており、現状の戸数を最大限有効活用し、市営住宅を必要とする方々に公平かつ的確に供給していきます。	建築局	
390	【建築局】	１．市営住宅等	(５)昭和40年代に建設した市営野庭団地は、大規模市営住宅団地の再生・整備事業のモデル実施団地として、すみやかに事業化すること。	平成30年4月に策定した「市営住宅の再生に関する基本的な考え方」では、大規模な住宅である野庭住宅、洋光台住宅については、公営住宅法に基づく法定耐用年限の70年より先行して建替えの検討を行う住宅として位置付けています。 このうち、野庭住宅については、今年度から建替えに向けた検討に着手しました。 再生に向けては、集約により生み出した土地の活用、他施設との複合化、地域再生の拠点の形成等の視点を踏まえながら、検討を進めて行きます。	建築局	
391	【建築局】	２．住まいの安全・安心度(レベル)の抜本的向上にむけて	(１)「わが家＝住宅」は、災害から自分と家族の命を守る一番身近な「防災拠点」であり、「災害に強い住宅」にすることは、自助にとって最善の「備え」になる。このことを全市民に徹底して啓発すること。	地震や火災、大雨による崖崩れなど、様々な災害から市民のみなさまを守る取組みとして、家具の転倒防止や感震ブレーカーの設置、住宅の耐震化や不燃化に加え、がけ地に近接する建物の構造補強などの啓発や補助制度などの周知を進めています。 さらに、ご自宅の地域における災害時の被害予測や避難所の位置を示したハザードマップによる情報提供など、総合的な対策を進めていくことで、市民のみなさまが自らの備え（自助）にしっかりと取り組んでいただけるよう働きかけていきます。	建築局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
392	【建築局】	2．住まいの安全・安心度(レベル)の抜本的向上にむけて	(2)感震ブレーカー設置や木造建築物不燃化・耐火化を推進する事業、がけ対策事業等の「わが家の災害への備え」に係る補助制度は、適用地域内等に対象を限定せず、全市域で希望者が申請できるようにすること。	建築局は、がけ対策の補助事業としては、「がけ地防災・減災対策工事助成金制度」を運用しており、平成18年度より、全市域を対象に申請を受け付けています。	建築局	
				(下線部について回答) 感震ブレーカーの補助対象地域は「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」の対象地域としております。地震火災の被害を減らすためには、この地域における感震ブレーカーの設置推進を重点的に取り組む必要があると考えているため、平成31年度も同様の対象地域で事業を行ってまいります。	総務局	
				(二重下線部について回答) 建築物不燃化推進事業補助は、地震火災による延焼の危険性が特に高い地域（重点対策地域）等において、建築物を建てる際に耐火性能強化を義務付ける「条例による防火規制」とともに実施しているものです。規制により建替意欲が減退しないよう、耐火性能強化によるコストアップの一部を補助するという考え方で行っており、適用地域を拡大することは考えておりません。	都市整備局	
393	【建築局】	2．住まいの安全・安心度(レベル)の抜本的向上にむけて	(3)市は、創設された「ブロック塀等改善事業」が、積極的に利用されるために、次の拡充を行うこと。①申請を受付けるだけにとどまらず、危険な物件の所有者に対して撤去・改修を働きかけること。②補助の上限額は、低所得世帯等に柔軟に対応できるように引上げること。③利用の「申請手続き」は簡素な手続きにすること。	①市のホームページ、広報よこはまなどに加え、自治会町内会への班回覧も行い、広く制度の周知に努めています。また、小学校等の通学路沿いにあるブロック塀等については、市の職員等が現場確認を行い、所有者に対して注意喚起を行いました。その結果をもとに、改善の必要性が高いブロック塀等の所有者に対して、引き続き改善に向けた働きかけを行っていきます。 ②市内の標準的な宅地にあるブロック塀の長さを勘案し、改善工事費の上限額を設定しています。本制度は、危険な塀の除却に重点を置いており、これまでの申請状況からも、除却工事に限れば、上限額の30万円以内で対応が可能と考えています。 ③今回は緊急的に制度を創設したため、建築局に問い合わせ窓口を一本化しました。引き続き、区とも連携し、市民の皆様が申請がしやすい環境整備を進めてまいります。	建築局	
394	【建築局】	2．住まいの安全・安心度(レベル)の抜本的向上にむ	(4)命を守る最小限の備えである防災ベッドや耐震シェルター設置の補助戸数を抜本的に引き上げること。	戸別訪問においては、防災ベッド等の補助制度を主な啓発要素の一つとして重点的に周知するなど、より一層の普及に向けた取組を進めてきました。今後も市民のニーズに応えられる予算を確保し、減災対策の推進を図ります。	建築局	
395	【建築局】	2．住まいの安全・安心度(レベル)の抜本的向上にむ	(5)家具の固定は、命を守る上で重要であること、及び、安価にできる備えであることの啓発を強化すること。	本市では、広報誌やホームページ及び、民間企業が発行している紙媒体への記事掲載、区役所や福祉施設等へ助成事業のチラシ配架を行っております。今後も様々な機会を活用し、継続した周知啓発を行ってまいります。	総務局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
396	【建築局】	２．住まいの安全・安心度(レベル)の抜本的向上にむけて	(６)住宅の建替え、改修工事を行う際に、防災・減災対策、住環境の改善、エコ住宅推進、バリアフリー化へのインセンティブが働くように、各種の補助制度を拡充すること。	より多くの市民に各種補助制度を活用していただくため、30年度から住宅の耐震改修補助とエコリノベーション補助を併用できるよう、制度の拡充を行いました。より市民に制度を活用いただけるよう、しっかりと周知啓発に取組み、住宅の耐震化や住環境の改善、省エネ化、バリアフリー化等の促進に繋げてまいります。	建築局	
397	【建築局】	３．住環境・みどりの整備・保全、開発行為の規制等について	(１)上郷猿田地区開発計画予定地域は、災害リスクの高い宅地開発に適さない土地柄である。災害リスクのある地域に、市街地を拡大しないために開発は不許可とすること。	開発の許可については、都市計画法において、法令に規定された基準等に適合していれば許可しなければならないとされております。よって開発許可が申請され、法令に適合することが確認された場合、開発を不許可とすることは困難です。	建築局	
398	【建築局】	３．住環境・みどりの整備・保全、開発行為の規制等について	(２)公共公益負担義務を逃れるために、分割開発などの脱法的な開発・宅地造成等が依然後を絶たない。用途変更される土地の開発、宅地造成等については、従前の土地・面積は一体とみなし、全体面積に対する開発許可条件を適用するなど、実効ある措置がとれるように関係条例を改正すること。	都市計画法の開発行為にあたらない大規模な共同住宅の建築についても、横浜市開発事業の調整等に関する条例の対象としており、歩道状空地や雨水流出抑制施設、さらに周辺の方も利用可能な自由利用空地などの施設の整備を求めています。	建築局	
399	【建築局】	４．災害対策	(１)災害リスクが高い斜面地・崖地の開発は抑制することができるように関係条例改正すること。	横浜市では、斜面地を中心に、市域の約６割を「宅地造成工事規制区域」に指定し、崖を生じる宅地造成工事を許可制にすることで安全を確保しています。 また、神奈川県では、土砂災害特別警戒区域の指定を進めており、分譲住宅等の開発や、建築物の構造等を規制しています。 本市が所管する開発許可等は、県の許可と連携して対応しています。	建築局	
400	【建築局】	４．災害対策	(２)開発・宅造の許可及び完了検査等の許認可業務を行う際には、必ず現場に足を運ぶこと。また、関係部署は、膨大な業務量に見合う人員を確保すること。	開発や宅地造成の許可にあたっては、すべての案件について現地の状況をあらかじめ確認しています。その上で、宅地造成等規制法の技術基準に適合するよう審査・検査し、安全な宅地となるよう指導しています。	建築局	
401	【建築局】	４．災害対策	(３)市内の土砂災害警戒区域にある9,769の崖地のうち、早急な対策が必要とされている1,364か所については、すみやかに対策できるように予算と人員を確保すること。	平成26年度に建築防災課を設置して以降、必要な執行体制及び予算を確保しながら、がけ地の安全等を推進するため取り組んでいます。引き続き、専門家との連携による相談体制の強化など、様々な工夫を図り、総合的ながけ地対策を推進していきます。	建築局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
402	【建築局】	５．住まいにかかわる相談窓口の設置	（１）18年度要望への回答は、住まいに係る相談は、「区の体制を充実する」としている。しかし、市民は「区役所で相談できる」ことをほとんど認識していない。「建築や住まいに係る相談は、気軽に区役所へ」との情報発信を強めること。また、相談窓口の体制は、建築の専門職員を配置するなど抜本的に充実させること。	住まいの相談窓口については、身近な場所で、総合的な住情報を提供し、相談体制を充実させていくため、共に協力いただける団体との連携を進め、全市域的に窓口を展開していきます。また、区役所から当窓口へスムーズにつなげられるよう情報共有を引き続き行います。 また、建築・開発に関する一般相談についても、区と連携しながら取り組んでおり、2018年度中に各区に市民向けの資料を配布します。今後とも区との情報共有を図り、市民サービスの向上に努めてまいります。	建築局	
403	【都市整備局】	１．都心臨海部再開発について	（１）都心臨海部の街づくりは、少子高齢化、人口減少社会の到来という現実、及び、災害に強いまちづくりの切迫性等をふまえ、「エキサイトよこはま22計計画」、「東高島駅北地区再開発計画」等の都心臨海部の一連の再整備計画は、白紙に戻して見直すこと。	新たな中期４か年計画において、横浜駅周辺地区については、エキサイトよこはま２２に基づき、国際都市横浜の玄関口にふさわしいビジネスや交流などの拠点形成を図り、都心臨海部全体を視野に入れた一体的なまちづくりを進める必要があるとしており、東高島駅北地区については、新たな拠点として総合的な地域の再整備を進める必要があるとしていますので、いずれの地区についても着実に事業を推進していきます。	都市整備局	
404	【都市整備局】	１．都心臨海部再開発について	（２）大規模地震時における、超高層ビルの安全性は現時点において担保されていない。超高層ビルを林立させる現「エキサイトよこはま22計画」は見直すこと。	エキサイトよこはま22においては、再開発や老朽建築物の建替等による耐震性の強化などにより、安全・安心なまちづくり（都市防災機能の強化）をまちづくりの方針の一つとしており、今後も取組を進めていきます。	都市整備局	
405	【都市整備局】	１．都心臨海部再開発について	（３）新規大型施設の建設（大型開発）優先でなく、歴史や景観など横浜の魅力を引き出すまちづくりに転換すること。	平成27年に策定した「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」では、「本物が残る港町横浜の歴史・文化」や「港・水際線を身近に感じる豊かな都市空間」を横浜独自のまちの資源とし、こうした歴史や景観生かした取組を進めることとしています。人々を惹きつける新たな拠点づくりとともに、横浜の都市ブランド力・国内外への情報発信力の更なる強化を図っていきます。	都市整備局	
406	【都市整備局】	１．都心臨海部再開発について	（４）横浜駅きた西口鶴屋地区再開発計画、東高島駅北地区再開発計画で交付される補助金の内、私企業に莫大な利益を与えることになる補助金の交付はやめること。	横浜駅きた西口鶴屋地区再開発事業及び東高島駅北地区開発事業に係る補助金については、都市の不燃化等の防災性の向上や都市機能の更新等の公共性を踏まえ、国の「社会資本整備総合交付金要綱」や、「横浜市市街地再開発補助金等交付要綱」、「横浜市土地区画整理事業補助金要綱」等に基づき、共同施設整備費、補償費等の一部を対象として交付しているものです。	都市整備局	
407	【都市整備局】	１．都心臨海部再開発について	（５）東高島駅北地区開発計画における運河埋立計画はやめること。	埋立事業は、土地区画整理事業の実施と合わせて、低い土地への高潮・津波被害を軽減するための嵩上げや、運河への不法係留・不法投棄、悪臭などの地域の課題を解決し、更に埋め立てた土地を地区内道路や公園、横浜駅周辺地区の浸水対策としての雨水排水ポンプ場などに活用していきます。	都市整備局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
408	【都市整備局】	１．都心臨海部再開発について	（６）神奈川台場は、歴史的埋蔵遺産として保全すること。	神奈川台場は、本市の開港の歴史的な遺構であり、多くは土の中に埋まっていると推察されます。今後の調査結果を踏まえて、想定される埋蔵箇所を避けて建築物を配置し、遺構を保存することを基本としています。	都市整備局	
409	【都市整備局】	１．都心臨海部再開発につ	（７）LRT導入構想は白紙に戻すこと。	2020年6月頃に運行を開始する予定の「高度化バスシステム」の導入後の状況により、LRTの検討の必要性について判断しま	都市整備局	
410	【都市整備局】	２．防災まちづくり（被害を出さない地域・社会の実現）の推進について	（１）本市は、大地震の発生確率30年以内82パーセント、豪雨による鶴見川・帷子川流域等の甚大な浸水被害、１万か所近い土砂崩落危険地域、3000か所を超える大規模盛土造成地の存在など、災害リスクが極めて高い大都市である。本市の街づくり計画は、これらの災害リスクをふまえた「計画」に見直すこと。	「横浜市都市計画マスタープラン（全体構想）」、「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」、「京浜臨海部再編整備マスタープラン」などにおいて、防災・減災についての取組を示しており、中期４か年計画や強靭化地域計画において、「強靭な都市づくり」を位置付け、災害に強いまちづくりを進めています。 今後も、プラン等の改定のタイミングに合わせて、その時点の新たな知見を踏まえた防災・減災の観点を取り入れていきます。	都市整備局	総務局
411	【都市整備局】	２．防災まちづくり（被害を出さない地域・社会の実現）の推進につ	（２）国の防災基本計画をなぞるだけでなく、最近の巨大災害等からの最新の知見をふまえて横浜市独自の被害想定、及び、未然防止対策を明確にすること。	本市防災計画においては、国の防災基本計画を踏まえた上で、本市独自に最大クラスの地震・津波を想定し、人的・物的被害及び経済被害を予測しています。また、風水害については、法令に基づき設定される想定し得る最大規模の降雨等を前提とした対策としています。	総務局	都市整備局
412	【都市整備局】	２．防災まちづくり（被害を出さない地域・社会の実現）の推進について	（３）本市の都市マスタープラン、都心臨海部マスタープラン、臨海部再整備計画には、防災・減災の観点を貫徹すること。	東日本大震災後に改定した「横浜市都市計画マスタープラン（全体構想）」や、平成27年に策定した「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」では、防災計画の考え方と整合を図りながら、震災の教訓を踏まえた減災への取組や、局地的な大雨における浸水対策、発災時における避難対策などを盛り込んでいます。 また、平成30年度に改定した「京浜臨海部再編整備マスタープラン」においても、津波・高潮などの視点を踏まえた取組を示しており、今後も、プラン等の改定のタイミングに合わせて、新たな知見を踏まえた防災・減災の観点を取り入れていきます。	都市整備局	総務局

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
413	【都市整備局】	３．横浜駅周辺地区の防災対策	（１）横浜駅周辺地区は、海水面下の地下街と海抜０～1.5mの地盤等で構成された、浸水リスクの極めて高い区域である。その条件にふさわしい「備え」を行うこと。①大地震時に加え、豪雨による浸水被害対策、及び、避難・誘導の計画を本市の責任で策定すること。②初めての来街者でも認識できる「海水面以下にあることを明示した海抜標示」、「避難先、避難の仕方等を示す案内看板の設置」など、基本的な防災・減災情報を周知、徹底する「案内看板・標識」等を地下街全域の必要なところに直ちに設置すること。	横浜駅周辺地区では、「まちづくりガイドライン」の基本ルールとして、建物の耐震化や、地盤嵩上げの将来的な高さ目標などを定めており、災害に強い街づくりを誘導しています。また、地下街等の所有者等は、水防法等に基き、「避難確保・浸水防止計画」を作成し、避難訓練を実施することとなっています。横浜駅周辺混乱防止対策で実施する地震・台風等を想定した訓練に合わせて地下街事業者等による避難訓練を実施するなど、関係区局や周辺事業者と連携して、より実効性のある避難・誘導対策を検討していきます。 来街者への周知につきましては、横浜駅周辺で本市の所有施設である「みなみ通路」、「きた通路」において、海抜表示を設置し、津波を対象とした浸水想定表示を含む避難情報を表示するとともに、地下街事業者に対して来街者に分かりやすい避難情報の表示等を働きかけています。さらに、平成29年度に横浜駅周辺混乱防止対策会議で改定した津波避難マップや滞留者・帰宅困難者避難マップ等を活用した防災啓発などを行っています。引き続き、洪水ハザードマップなども活用しながら、関係区局や周辺事業者と連携して、横浜駅に初めて訪れる方にもわかりやすい周知ができるよう、検討を進めていきます。	都市整備局	総務局
414	【都市整備局】	３．横浜駅周辺地区の防災対策	（２）地下街を含む横浜駅周辺地区における緊急防災情報の掌握・管理・伝達（発信）について2017年度の回答は、「災害対策本部からの情報は３つの情報拠点を通じて各事業所に伝達されることとなっています」となっており、本市が一元的に実施できるシステムになっていない。改めて本市の責任で一元的に災害対応できるシステムを構築すること。	大規模災害時の横浜駅周辺地区における被害や交通機関の運行状況、混雑混乱状況等の災害情報については、区役所や鉄道情報拠点、西口情報拠点、東口情報拠点からの報告や繁華街安心カメラ等により、災害対策本部及び横浜駅行政サービスコーナーに設置する情報連絡本部が集約、管理し、関係区及び関係機関に伝達、共有します。 また、浸水等により避難勧告等を発令する場合には、地下街等事業者には各区から直接伝達し、駅周辺の来街者等に対しては、緊急速報メールや西口、東口の交番に設置する屋外拡声器等を活用して伝達します。 さらに、館内放送の活用など各事業者と連携を図りながら、様々な広報手段により来街者等の安全を確保したいと考えています。	総務局	都市整備局
415	【都市整備局】	４．駅のバリアフリー化、ホームドアの設置等安全対策	（１）ホームドア設置、エレベーター・エスカレーター設置等の駅の安全対策及びバリアフリー化をいっそう促進すること。市民の安全確保と利便性向上のために、本市は国・県・鉄道事業者に速やかに実施することを働きかけること。	横浜市福祉のまちづくり条例に基づき、施設の新設及び改修時に、バリアフリーに関する整備基準を遵守するよう、施設整備者等に対して働きかけてまいります。	健康福祉局	都市整備局 道路局

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
416	【都市整備局】	４．駅のバリアフリー化、ホームドアの設置等安全対策	（２）横浜駅、東戸塚駅のホームドアが設置できない理由を、JR東日本は、「列車ごとのドアの位置が統一されていないためにできない」などとしている。しかし、今の技術水準に照らして設置できない理由にはならない。横浜駅、東戸塚駅をはじめ市内のJR線の駅は、安全最優先でホームドア設置を速やかに実現すること。そのために、本市がJR東日本に対して、速やかな実施を強く迫ること。	JR線の横浜駅、東戸塚駅での可動式ホーム柵の設置は、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議など、あらゆる機会をとらえてJR東日本に対し早期整備を働きかけています。	都市整備局	
417	【都市整備局】	４．駅のバリアフリー化、ホームドアの設置等安全対策	（３）東戸塚駅の安全対策、混雑緩和対策は、駅利用者にとって緊急、切実な課題である。本市が、JR東日本に対し利用者優先の立場で、安全対策と混雑緩和対策を即刻実施することを求めること。	JR東日本は、これまでに混雑対策としてホームにあるベンチの撤去や事務室の縮小、エスカレータの高速運転など、対応可能なことから順次改善を行っています。 今後とも、駅の混雑状況をみながら、JR東日本と連携し、必要となる対策を検討していきます。	都市整備局	
418	【道路局】	１．道路関係予算	（１）道路予算は、高速道路整備偏重から、道路施設の維持管理・保全・更新、及び、市民が日常生活の安全性・利便性を求めている生活道路整備重視の予算に改めること。	本市の道路ネットワークの骨格を形成する横浜環状道路などの高速道路の整備は、横浜港と背後圏の結びつきを強め、横浜港の国際競争力を強化するとともに、一般道路の混雑緩和にもつながるなど、将来にわたる市内経済の活性化や市民生活の利便性向上に資するものです。併せて、災害時の迅速な対応のための基盤として、支援物資や人員の輸送経路を確保するなど、市民生活の安全・安心にも必要不可欠です。 また、都市計画道路や生活道路の整備、道路施設の維持管理・保全・更新も同様に、経済活動の円滑化や市民生活の安全性・利便性の向上になくてはならないものです。そのため、いずれの事業も必要な予算を確保していきます。	道路局	
419	【道路局】	１．道路関係予算	（２）市街地、郊外部における住宅地域の生活道路は、高速道路や幹線道路とは明確に区分して歩行者優先にすること。	引き続き生活道路の安全を確保するため、歩道の整備やあんしんカラーベルトなどにより、安全安心な歩行空間の整備を進めてまいります。	道路局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
420	【道路局】	１．道路関係予算	（３）既存道路を合理的に運用して、生活道路、通学路等の安全対策、渋滞緩和等の課題を解決すること。具体的には、駅周辺地域など交通渋滞の解消や歩行者の安全対策等の課題がある地域を一定の広さのゾーンにして、そのゾーン内の主要なルートを一方通行道路とする道路ネットワークを構築すること。一方通行道路にすることによって、現状の道路幅員でも歩道やガードレール設置等の安全施設の整備を行うことが可能になる。また、一方通行道路のネットワーク化は、少ない予算で可能であり、既存道路の有効・合理的な活用になる。施策展開にあたっては、関係地域住民の理解を得ながら行うことが必要である。安全で便利なまちづくりの具体策の一つとして検討、具体化すること。	住宅地などにおける安全性向上のためには、幹線道路網の整備により通過交通を排除するとともに、歩行者と車の共存を目指す施策も重要です。 一方通行の規制については、沿道の地域にお住まいの方やその道路を使用している方に、利便性の低下や生活環境の変化が生じるため、地域の合意形成が不可欠です。 そのため、地域の皆様が自ら課題解決の方法として発意し、合意が得られた場合に取り得る方策であると考えています。	道路局	
421	【道路局】	１．道路関係予算	（４）老朽化で安全性に懸念のある歩道橋は、県警と協議の上で歩行者の安全を担保したうえで、周辺地域の合意を得られたものについて除却も検討すること。	定期点検の結果に基づく計画的な補修の時期に合わせ、撤去も選択肢の一つとして検討してまいります。	道路局	
422	【道路局】	１．道路関係予算	（５）土木事務所関連予算は、2018年度の回答では、「予算の確保に努めてまいります」としているが、2018年度予算を含む過去５年間の道路維持管理費は、低水準のほぼ同額で推移している。土木事務所関連予算と必要な人員は、努力目標にとどめず増額、増員すること。	土木事務所は、市民の生活を支える地域に密着した重要な行政サービスを担っていますので、必要な執行体制を整え行政サービスの向上に取り組みます。厳しい財政状況ではありますが、安全な生活基盤が保てるよう、予算の確保に努めてまいります。	道路局	環境創造局
423	【道路局】	１．道路関係予算	（６）通学路の安全確保を目的とするスクールゾーンの安全対策は、各学校のスクールゾーン安全対策協議会から出される要望項目に最優先で対応すること。	スクールゾーン協議会からの通学路の安全対策に関する要望は、地域や学校、区役所、警察等と連携しながら、引き続き、歩道の設置や路側帯のカラー化等の安全対策を進めていきます。	道路局	
424	【道路局】	１．道路関係予算	（７）無電柱化事業は、「横浜市無電柱化推進計画」の策定と実施を急ぐこと。	無電柱化の推進に関する法律第８条に基づき、本市においても無電柱化を推進するため、基本方針、期間、無電柱化の推進に向けた施策等を定めた「横浜市無電柱化推進計画」を平成30年12月に策定しました。今後この計画に基づき、無電柱化を推進していきます。	道路局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
425	【道路局】	１．道路関係予算	(８)鶴見区・生見尾踏切の安全対策事業の具体化は、住民意見を尊重し、住民の合意で進めること。	生見尾踏切の安全対策については、「横浜市踏切安全対策実施計画」に基づき、踏切を利用する全ての方が安全に通行できるよう、跨線人道橋の早期完成を図っていきます。 踏切の閉鎖については、踏切が残ることのリスク等について理解していただけるよう、引き続き、丁寧な説明を行っていきます。	道路局	
426	【道路局】	１．道路関係予算	(９)緑区・川和踏切の安全対策は、「都市計画道路中山北山田線の一部として、道路の単独立体交差化を進める」とされている。道路整備事業の着手期日を明確にすること。	川和踏切を含む都市計画道路中山北山田線の整備については、商業施設や住宅など多くの移転が必要になるなどの課題がありますので、今後、他の事業中路線の進捗状況等を見ながら、効率的・効果的な整備手法について検討していきます。	道路局	
427	【道路局】	１．道路関係予算	(１０)バス停の上屋・ベンチ設置は、高齢化にともない地域住民、バス利用者の切実な要望である。他都市で実施している補助制度等に倣い、本市独自の補助制度を創設し、バス事業者に設置を働きかけること。	バス停のベンチの設置については、基本的にバス事業者が整備・管理しています。引き続き、バス事業者にご要望の趣旨を伝えていきます。	道路局	
428	【道路局】	１．道路関係予算	(１１)エスコートゾーンや音声付信号機は、視覚障害者の安全・安心な通行にとって不可欠の施設である。市内全域で積極的に設置すること。	エスコートゾーンの設置にあたっては、歩道上の視覚障害者誘導用ブロックの延長上に設置するよう所管している公安委員会に要望を伝えていきます。 音声付信号機は、所管している公安委員会に設置の要望を伝えていきます。	道路局	
429	【道路局】	２．高速横浜環状南線および北線について	(１)高速横浜環状道路南線整備事業における、「土地収用手続」は、住民の生活権、所有権等を侵害する暴挙である。本市は、事業者である国、ネクスコ東日本に対して土地収用手続きを発動しないよう強く働きかけること。	横浜環状南線の用地取得については、事業を計画的に推進するため、既に土地収用法に基づく手続きによる用地取得を進めています。	道路局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
430	【道路局】	２．高速横浜環状南線および北線について	（２）南線整備事業の巨大なトンネル工事では地盤変動が避けられない。地盤沈下や地下水脈の変化など長期に影響が出ること等を、沿線住民は懸念している。本市は事業者の一員であるとともに、市民の命、財産を守る地方自治体としての責務を負っている。沿線住民の安全、安心を確保するため、被害を最小限にすることを事業者に継続して求めること。住民の不安にこたえる万全の態勢のひとつとして、国、ネクスコ東日本株式会社に対して第三者機関として「地盤変動等監視委員会」等の設置を求めること。	事業者の取組として、必要な箇所への地下水対策工事などを行うほか、測量や家屋調査などを実施し、安全に工事を進めています。 また、事業者からは、万が一施工により地盤変動が生じた場合は、既に設置している地盤工学の専門家を含む有識者検討会が、対策等について検討する予定であると聞いています。 本市としましては、引き続き、安全に工事を進めていくよう、事業者と連携し、事業を推進していきます。	道路局	
431	【道路局】	２．高速横浜環状南線および北線について	（３）高速横浜環状道路北線事業のトンネル工事に伴う、地盤沈下で被害が発生している。本市は市民の財産を守る立場から、事業者に対して誠意ある対応を最後まで尽くすよう、首都高速道路株式会社に厳しく求めること。	今回の地盤沈下の原因になった工事については首都高速道路株式会社が実施していますので、今後、被害を受けた皆様には、地盤変動の収束を確認した後に、同社により適切な補償がなされることになります。現在は補償に先立ち、首都高速道路株式会社の相談窓口に寄せられたご相談を受けて、同社が家屋の調査と応急補修の対応を順次行っています。 本市としても、地域の皆様のご不安やご心配が解消されるよう、引き続き同社に丁寧な対応を行うよう働きかけを続けると共に、連携して取り組んでいきます。	道路局	
432	【道路局】	２．高速横浜環状南線および北線について	（４）高速横浜環状道路北線の関連街路である都市計画道路岸谷線整備計画は、中止すること。	都市計画道路岸谷線は、国道15号と鶴見三ツ沢線を結ぶ道路ネットワークを形成する路線であるとともに、鉄道による地域分断や踏切事故の解消に寄与します。また、災害時には、地域の避難路としての役割や、救急、消防活動を支える道路として、地域防災性の向上が図れることから、必要な路線であると考えます。	道路局	
433	【道路局】	３．高速道路の安全対策	（１）高速道路の逆走が頻発し、高速道路の入口等で分かりにくい場合が見られる。出口と入口が明確にわかる構造、案内表示を設置して逆走事故を未然に防ぐこと。	高速道路の逆走事故の防止に向けては、各高速道路会社において大型注意喚起看板の設置などを実施しているところです。本市としても、引き続き未然に事故を防止できるような対策の推進を高速道路会社に働きかけていきます。	道路局	
434	【道路局】	４．地域生活交通網の改善・整備の促進	（１）地域交通サポート事業の運行経費への公費投入を行うこと。	地域交通サポート事業は、地域主体の取組により利用を促し、採算性を確保することで、路線の維持・充実を図っていくことが重要です。 ワゴン型車両で運行する路線での採算性確保や採算の見込みにくい地区からの相談が増加しているという課題に対応するため、地域交通サポート事業の支援内容の拡充を検討しています。	道路局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
435	【道路局】	４．地域生活交通網の改善・整備の促	（２）地域交通サポート事業での敬老パス利用を検討すること。	地域交通サポート事業においては必ずしもバス事業者が運行するわけではありませんが、敬老パス利用の可否については課題として認識しています。	道路局	健康福祉局
436	【道路局】	５．自転車対策	（１）横浜市自転車総合計画に基づいて、安全、便利な乗り物として自転車利用が広がるように取り組むこと。そのために、自転車利用のマナー向上の啓発などに、引き続き積極的に取り組むこと。	自転車のルールをわかりやすくまとめたルールブックを区役所、交通安全キャンペーン等で配布するほか、中学校・高校の入学時や、乳幼児検診時におけるチラシの配布、小・中・高校生向けの自転車交通安全教室の実施など、各世代や対象者に応じた効果的な啓発を行っていきます。	道路局	
437	【道路局】	５．自転車対策	（２）自転車保険への加入を誘導するための啓発を強化すること。	自転車保険の一覧表をHPで公表しているほか、加入状況チェックシート等のチラシを活用し、加入促進の取組を行っています。 今後は、民間企業と連携した啓発や、車内広告等を活用した広報等により、さらなる加入促進を図っていきます。	道路局	
438	【道路局】	５．自転車対策	（３）駅周辺の放置自転車・バイクはひきつづき深刻である。対策は取り締まり強化一辺倒でなく、ルールとマナーの啓発を強化すること。	放置自転車等の対策については、従来より移動作業の他、周知啓発活動を行っているところです。今後も、駐輪マナーを含む周知啓発活動に努めていきます。	道路局	
				（下線部について回答） 自動二輪車（125cc超）の駐車場については、四輪自動車同様、民間事業者による整備を中心に考えております。また、横浜市駐車場条例に基づき、商業施設等を新築等する際には、自動二輪車駐車場の設置を義務付けています。	都市整備局	
439	【道路局】	５．自転車対策	（４）新しい技術や機材を導入等により、自転車・バイク駐輪場の整備・拡充を図ること。	駐輪場については、既存の駐輪場の有効利用や、民営駐輪場の整備促進、さらに附置義務条例の適切な運用による駐輪場の確保などにより駐輪環境の改善に努めていきます。	道路局	
				（下線部について回答） 自動二輪車（125cc超）の駐車場については、四輪自動車同様、民間事業者による整備を中心に考えております。また、横浜市駐車場条例に基づき、商業施設等を新築等する際には、自動二輪車駐車場の設置を義務付けています。	都市整備局	
440	【港湾局】	１．港湾整備	（１）安倍政権の国際コンテナ戦略港湾政策が進める、過大な貨物需要を前提とした新港湾計画は取りやめ、効率的で需要に見合った港湾整備計画にすること。	現行の横浜港港湾計画における目標貨物量の推計は、世界の人口やGDPなどの経済指標等に基づき行っており、引き続き必要な施設整備を行っていきます。	港湾局	
441	【港湾局】	１．港湾整備	（２）山下ふ頭にIRは誘致しないこと。同ふ頭の再整備は拙速を避け、百年先を見通した再整備計画にすること。	山下ふ頭の再開発については、有識者や地元を代表する皆様からなる検討委員会の議論を基に、市民意見も踏まえ、平成27年９月に「横浜市山下ふ頭開発基本計画」を策定しました。 同計画では、ＩＲを前提とすることなく、「ハーバーリゾートの形成」に向け、観光・ＭＩＣＥを中心とした、魅力的な賑わいの創出を図ることとしております。	港湾局	政策局

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
442	【港湾局】	１．港湾整備	（３）臨港幹線道路整備は中止すること。	臨港幹線道路は、港湾施設の整備や臨海部再開発などに伴う発生交通の円滑な処理を図ることを目的として横浜港港湾計画に位置付けており、臨海部の各地区における基盤整備の進捗状況など将来の交通需要や周辺道路網の整備状況を踏まえて、順次整備を行っていきます。	港湾局	
443	【港湾局】	２．働きやすい港湾	（１）港湾施設で働く女性労働者数の増加に見合うように、女性トイレを男性トイレに併設するなどして、増やすこと。	女性トイレについては、直近では南本牧ふ頭のトレーラー待機場所に設置した屋外ユニットトイレ４基のうち１つは女性専用としています。また、当面の対応として、新たにコンテナターミナルとして供用予定の本牧D1についても、車両待機場等へ屋外ユニットトイレの設置について調整を進めています。今後も関係者のご要望を聞きながら順次、施設の改善や設置位置を検討を進めてまいります。	港湾局	
444	【港湾局】	２．働きやすい港湾	（２）大黒ふ頭税関前バス停留所への街灯の設置が困難であれば、近接した街路灯の照度を上げ、停留所周辺をさらに明るくすること。バス停のベンチについては、港湾で働く人の福利厚生の立場から、港湾局の責任で設置すること。	大黒ふ頭税関前バス停留所の街路灯の照度については平成30年2月25日に近接する街路灯の照度を上げて対応しました。 バス停のベンチについても、平成30年2月16日に設置しました。	港湾局	
445	【港湾局】	２．働きやすい港湾	（３）港湾局予算を投入して、大黒ふ頭へマイクロバス等による港湾労働者の通勤の足を確保すること。	現在、大黒ふ頭では、大黒ふ頭連絡協議会等と検討会を設け、事業者間の乗り合い運行バス等も含めた通勤対策についての協議を進めているところです。 港頭地区の就業環境改善は重要と認識していますので、必要な通勤対策について、今後も港湾関係団体等の皆様とともに検討を進めてまいります。	港湾局	道路局 交通局
446	【港湾局】	２．働きやすい港湾	（４）港湾労働者を対象に、職場環境についてのアンケート調査を港湾局自身が実施し、働きやすい港湾環境の向上を図ること。	福利厚生施設や物流施設について、指定管理者において利用者アンケートを行い、港湾で働く方々の要望を把握し、反映する取組を行っています。これに加えて、港湾局が直接港湾で働く方々の要望をお伺いする場として、労働組合からの申し入れの機会を設けています。 今後も港湾関係の皆様と協力し、安全、安心な働きやすい港づくりを行ってまいります。	港湾局	
447	【消防局】	１．消防力・救急体制の強化	（１）車検時や事故時に対応する非常用救急自動車の確保は、整備指標に基づく車両台数は確保できているが、更新の目安である年数を超えたものや10万キロの走行距離を超えたものなどがあり、車検時への対応や災害救援などに十分対応できるよう、車両の更新を含めて充実を図ること。	車検時や救急件数多発時に使用する非常用救急自動車は、整備指標に基づく23台、100%を確保しています。引き続き、計画的な整備や更新を進めていきます。	消防局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
448	【消防局】	１．消防力・救急体制の強化	（２）消防車両についても同様に計画的な更新を進めること。非常用消防自動車の充足率100㌫化を速やかにはかること。	31年度に消防ポンプ自動車を４台製作予定のため、車両の状況にもよりますが、非常用消防自動車は４台増加することとなり、整備指標67台に対し63台、94％の充足率となる見込みです。 今後も消防車両の計画的な更新を進め、非常用消防自動車の確保に努めて行きます。	消防局	
449	【消防局】	１．消防力・救急体制の強化	（３）救急出場の現状に見合うよう、また、災害救援などにも派遣が可能なように、さらなる消防職員の人員増を図り、消防力・救急体制を強化すること。	救急自動車については、30年度に４隊を増隊し、整備指標である77隊としました。災害派遣については、現有人員において市内の消防力を低下させないよう行っております。	消防局	
450	【消防局】	１．消防力・救急体制の強化	（４）医療局、区役所などと連携し、市民が安心して利用できるよう、横浜市救急受診ガイド、救急電話相談の周知と利用促進のための広報をさらに充実させること。合わせて、イベントなどで利用の仕方を実地講習することを充実させること。	横浜市救急受診ガイド、横浜市救急相談センターについては、これまでも医療局、区役所などと連携し、広報を実施しているところですが、今後も広報誌への掲載、防災指導や救命講習での広報、大型集客施設の電光掲示板への掲載など、あらゆる機会、様々な媒体を活用して広報を進めていきます。 また、救急の日のイベントや消防出初式をはじめ、様々なイベントで利用方法についての実地講習もしていきます。	消防局	
451	【消防局】	１．消防力・救急体制の強化	（５）救急相談センター＃7119の利用が急増している。健康福祉センターでの対応は、すでに満杯状態なので、市民要望に応えるためにも、場所の確保と、人員の増強をすすめること。	救急相談センター（＃7119）については、受電件数の増加に伴い、既に昨年10月に移転しています。今後も、引き続き必要な人員を配置していきます。	医療局	
452	【消防局】	１．消防力・救急体制の強化	（６）市民防災センター利用促進のための広報を引き続き積極的に行うこと。	来年度も本市及び民間企業の広報媒体を活用した情報発信の他、消防署等を通じた利用促進の取組など、機会を捉えた広報活動を積極的に行います。	消防局	
453	【消防局】	１．消防力・救急体制の強化	（７）スタンドパイプ型の初期消火器具等の設置目標700を早期に達成するためにも補助事業を強化すること。併せてさらに、補助数を増やすこと。	地域の初期消火力を高めるとともに、共助の取組を推進し、地域防災力の向上を図り、改訂された地震防災戦略に掲げる、初期消火器具等700基の目標達成に向け、来年度も引き続き設置補助を実施してまいります。	消防局	
454	【消防局】	１．消防力・救急体制の強化	（８）消防職員への健康相談や健康教育等を、計画的・継続的に行うために、保健師と管理栄養士を、各区に配置すること。	消防局では、現在２名の保健師を配置し、職員に対して栄養管理や食生活へのアドバイスを含めた健康管理に関する指導を行っており、新たに栄養士を雇用する予定はありません。	消防局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
455	【消防局】	１．消防力・救急体制の強化	(９)消防職員が十分に力を発揮できるように、休憩時間に心身ともに休むことができる環境を整えること。その手だてとして執務環境を定めた庁舎建設基準に照らして、一刻も早く、まだ整っていない消防署所の当直室の個室化、休憩室の整備等を進めること。現場の施設改修の要望に応える予算を付けて早急に実施すること。	26年度から28年度にかけて新設した、緑、南、金沢、港南の４つの消防署及び蒔田消防出張所は寝室の個室化、休憩室を整備しました。 現在建設中の保土ケ谷消防署及び設計中の消防本部庁舎は、寝室の個室化及び休憩室を整備をします。 既存施設については、寝室が狭隘なため、パーテーションなどによる区画化のほか、カプセルベッドを導入するなど工夫し、職員の意見も取り入れながら執務環境の改善を進めます。	消防局	
456	【消防局】	１．消防力・救急体制の強化	(１０)当直業務における女性用の寝室や、トイレ・浴室などの独立性を確保し、休憩時間に身体を休められる休憩室を設けるなど、女性消防士が働きやすい環境整備を行うこと。	当直業務においては、女性用の寝室や浴室などの独立性を確保し、休憩時間に身体を休められる環境を整備することが、非常に重要だと考えています。女性職員がより多くの場で活躍できるよう、環境整備を進めて行きます。	消防局	
457	【消防局】	１．消防力・救急体制の強化	(１１)無料低額宿泊所を、計画的に査察を行うこと。無料低額宿泊所への査察指導を強めて、居住者の安全確保を図るためにも、査察にかかわる人員増を行うこと。	無料低額宿泊所については、その利用形態から消防法令上、共同住宅として取り扱っています。共同住宅の査察については、定期的な査察は実施していませんが、必要に応じて実施することとしています。 無料低額宿泊所の査察については、現在の人員体制において適切に実施してまいります。	消防局	
458	【消防局】	１．消防力・救急体制の強化	(１２)火災予防査察として、防火対策強化のためにも、本市が把握している無料宿泊施設と類似の事業を行いながらも届け出のない、いわゆる「無届施設」を査察の対象とすること。また、これらのアパートや雑居ビルへの立ち入り査察が、少なくとも定期査察が十分にできるようにし、改善指導が徹底できるよう指導課の人員増を行うこと。	いわゆる「無届施設」については、その使用形態から消防法令上、無料低額宿泊所と同様に共同住宅として取扱うため、定期的な査察を実施する対象としていません。 なお、本市で把握している「無届施設」については、平成30年度中に健康福祉局を中心とする関係部局による合同の調査を実施し、その機会を捉えて当局では出火防止指導を実施することとしています。	消防局	
459	【消防局】	１．消防力・救急体制の強化	(１３)火薬・ガスを扱う事業所への査察・指導を行う指導課の人材育成と人員増を行うこと。	火薬類や高圧ガスの規制事務を担当する職員については、第５次地方分権一括法が成立した27年度に係長１名、係員２名を配置しました。その後、規則や審査基準の制定などの移譲準備作業のため、毎年３名の職員を増員させ、現在は係長２名、係員11名により事務を行っています。 人材育成については、担当職員を経済産業省や関係団体等が主催する研修に参加させるとともに、これまで高圧ガス保安法の事務を行っていた神奈川県に職員を派遣し、専門的な知識や技術の習得に努めています。	消防局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
460	【消防局】	１．消防力・救急体制の強化	（１４）コンビナート火災等への対応強化を図るために、消防局・署所と事業所との連携強化をさらに図ること。そのために、事業所側の経営陣や情報提供者との意見交換会や合同消防訓練の充実を図ること。	公設消防機関と事業所が相互に火災防御に係る知識、技術を高めることが重要であることから、平時から定期的に事業所経営陣との意見交換会や合同消防訓練を実施するほか、事故発生時、駆けつけた消防隊へ迅速に必要な情報を伝達できるように、事業所側の情報提供者を定める制度を導入するなど、コンビナート火災等への対応強化に取り組んでいます。	消防局	
461	【消防局】	１．消防力・救急体制の強化	（１５）神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査報告書により高圧ガスタンクの大規模災害時の爆発被害として、爆発事故放射熱による暴風圧及び容器破裂による破片の飛散についての算定では、2000m以上に影響を及ぼすタンクは、京浜臨海部で21基、根岸臨海地区で10基ある。区や近隣住民、事業所に対して日ごろからの周知や、共同の避難訓練を実施すること。	石油コンビナート災害の発生初期は自衛防災組織等が活動し、消防隊到着後は相互に連携し災害に対応します。自衛防災組織等には大容量泡放射システムなどを配備し、消防隊には石油コンビナート災害に対応する消防車両等を配備し災害に対応します。また、自衛防災組織等と消防隊との合同訓練を毎年実施するとともに、関係区局等と連携し防災訓練を実施します。	消防局	
462	【消防局】	１．消防力・救急体制の強化	（１６）在日米軍との間で締結されている消防相互援助協約は、危険物に関する情報提供の仕組みを設けるなど、火災等への消防活動が安全に効果的に行われるよう見直すこと。また、住民への情報提供ができるようにすること。	日米地位協定により、米軍が管理している施設内の詳細を把握することは困難です。 ただし、消防相互援助協約に基づく応援要請を受け、当局部隊が災害対応を行う場合には、危険物などの情報提供により状況に応じて、火災警戒区域又は、消防警戒区域を設定して住民の安全を確保するとともに災害の早期鎮圧を図ります。 また、現場の指揮本部では、住民等に対し適切な広報を行うため、警察機関及び区役所と連携を図ります。 今後も、案内付訪問や合同訓練を通じて関係強化を図ってまいります。	消防局	
463	【消防局】	２．消防団	（１）旧耐震基準の消防団の器具倉庫の耐震化、消防車両の更新（15年サイクル）は、期日を定めた計画をたて、着実に進めること。	昭和56年に改正された建築基準法の「新耐震設計基準」施行以前に建設された器具置場については、老朽化等による優先度を考慮した上で順次建替えを進めています。 また、消防団車両については、15年を更新の目安としていますが、メンテナンス等をしっかり行って有効活用するとともに、走行距離等を考慮し、老朽化している車両から順次更新整備を進めています。	消防局	
464	【消防局】	２．消防団	（２）消防団の被服などいっせいに更新する装備品については、団ごとに装備品が変わらないよう、いっせいに支給できる予算措置をとること。	消防団活動に必要な被服・装備品については、計画的に整備していきます。	消防局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
465	【消防局】	2．消防団	(3)消防団の出動報酬は実績に見合った予算を確保し、交通費などが自己負担とならないように、きちんと調整すること。	消防団の活動実績を踏まえて、出動報酬に係る予算を拡充しています。 また、消防団が業務で出張した場合の旅費についても、各消防署でしっかりと対応していきます。	消防局	
466	【消防局】	2．消防団	(4)消防団の分団長会議に、各消防署庶務課消防団係が、代休が確実に取れるなど、無理なく出席できるようにすること。	消防団の分団長会議については、現在、各消防署庶務課消防団係の担当者が出席しており、担当職員の労務管理についても各消防署の実情に応じて対応していきます。	消防局	
467	【消防局】	2．消防団	(5)消防団員確保、団員の技術力の向上について、団任せにすることなく、引き続き局として積極的にかかわること。	消防団員の加入促進については、消防団・消防署・消防局が一体となって様々な手法で取り組んでいます。平成31年１月時点で消防団員の充足率が100%になりましたが、引き続き定員充足率の維持に向けて取組んでいきます。 また、消防署と消防団が連携した各種訓練の実施や基礎的諸能力の確認などを通じて、消防団員の災害対応力の強化を図り、地域防災力の更なる向上を図っていきます。	消防局	
468	【消防局】	2．消防団	(6)消防団活動に必要なガソリンなどが十分にいきわたるよう、各消防署任せではなく、局として予算措置をとること。	消防団車両や資機材等に必要となる燃料費については、消防団活動に支障が出ないよう、各消防署に配付しています。	消防局	
469	【消防局】	3．救急救命体制の充実	(1)救急要請に応えることができるよう、高規格救急車、資器材の更新整備をさらに充実させること。	年間約20万件の救急要請に的確に対応するため、高規格救急車の更新整備、積載する資器材の適正な維持管理を実施します。	消防局	
470	【消防局】	3．救急救命体制の充実	(2)高齢化に伴い、また急激な気象変動等で、救急救命の要請は年々高くなり、これまでの整備指針でいいのかが問われている。全面的総合的な見直しを含めて、救急救命体制の充実強化について検討を行うこと。	今後、整備指標上充足した77隊の運用効果を確認するとともに、更なる効果的、効率的な運用方法、救急需要予測でも懸念される日中時間帯の需要のピークに対応できる救急隊の運用、77隊以上の救急隊の必要性などについて、引き続き検討していきます。	消防局	
471	【消防局】	3．救急救命体制の充実	(3)救急要請に的確に答えることができるよう、救命救急体制のさらなる充実を図るためにも、消防職員の増員と共に、救急救命士養成を大幅に拡大し、さらなる増員をすすめること。また、国にも増員に対する支援を行うよう求めること。	救急救命士有資格者確保については、各消防署の救急隊員を横浜市救急救命士養成所に入校させ内部養成するとともに、平成27年度の採用試験から、救急救命士有資格を採用するため、試験区分（救急救命士区分）を新設し対応しています。今後も救急需要の増加に適切に対応し、市民の皆さまの安全・安心を確保できるよう、引き続き努力するとともに、国に対する支援要請に関しては、他都市の状況等を踏まえ、今後の対応を考えていきます。	消防局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
472	【消防局】	３．救急救命体制の充実	（４）救急消毒室の各行政区に複数の消毒室の整備を急いで行い、全署所への整備をすすめること。整うまでにも代替措置を確実に講じること。また、整備を進めるために国に財政的支援を求めること。	各行政区に１か所以上の消毒室の設置を目標に整備を進めており、消防庁舎の新築、建替え時等には救急消毒室を整備しています。 昨年度は、市立病院のほか救命救急センターを有する医療機関などにご協力をいただき、救急隊が医療機関の洗浄施設を借用できることとなりました。 なお、財政的支援についても国の動向を注視していきます。	消防局	
473	【水道局】	１．水道法について	（１）水道法改正が行われても、民営化しないこと。	横浜市の水道事業につきましては、厳しいながらも、これまでの経営努力により黒字を維持できています。また、130年の歩みの中で蓄積してきた技術・ノウハウがあり、市民の皆様からも信頼をいただいています。 今後も効率化に向けた経営努力や技術継承をしっかり行いながら、公営企業として継続していくことを市民や市会の皆様にご理解いただけるよう、事業を運営してまいります。	水道局	
474	【水道局】	２．企業団について	（１）水道企業団からの受水を減らすこと。	神奈川県内広域水道企業団からの受水については、施設の更新時や緊急時のバックアップなど市内全域の安定給水を確保する上で重要であることから、必要量を受水しています。 なお、基本的には、自然流下系の優先活用の考え方により、市全体の給水量の減少に合わせ企業団の受水量は減らしていくことになると考えています。	水道局	
475	【水道局】	３．ＣＯ２の削減について	（１）局が所有している施設・土地等に、可能な限り太陽光パネルの設置し、小水力発電なども行い、創エネを積極的に取り入れ、ＣＯ２削減の先頭に立つこと。	横浜水道長期ビジョン・中期経営計画に基づいて、太陽光発電設備、小水力発電設備の導入を行い、再生可能エネルギーの活用を図っています。 局が保有している施設・土地等へのさらなる設置については、水道施設を維持管理する上での影響を考慮し、導入可能性のある場所や導入手法、費用対効果等の調査を行いながら進めていきます。	水道局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
476	【水道局】	４．水道料金について	(１)2020年度以降も現在の料金体系を維持し、水道利用加入金を半額にしたことによる減収を理由にした、値上げは行わないこと。	水道利用加入金の見直しは、建売住宅や共同住宅の購入者で現市民適用の要件を満たす市民が現市民適用制度を受けることができないという不公平を是正したものであり、課題は課題として、しっかりと改善を行い、その上で財源確保や経費削減など、経営基盤の強化に向けた努力を進めていきたいと考えています。 また、水道料金収入の減少傾向が続く厳しい経営環境においても、老朽化した施設の更新や大規模な地震災害に備えた水道施設の耐震化を着実に進めていく必要があります。 安全で良質な水を安定して供給するため、アセットマネジメント手法による施設の更新費用の縮減・平準化や経常経費の節減等に取り組むとともに、平成30年度に外部有識者による「横浜市水道料金等在り方審議会」を設置し、本市にふさわしい水道料金についてご審議いただいています。 31年９月頃に審議会から答申をいただいた上で、31年度中には料金体系の在り方の方向性を取りまとめる予定です。	水道局	
477	【水道局】	４．水道料金について	(２)こども青少年局や健康福祉局にも協力をえて、保育所や特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に対する水道料金減免制度を復活させること。	厳しい財政状況及び受益者負担適正化の観点から、社会福祉施設に対する水道料金の減免を見直してまいりましたが、今後も上記の理由から制度を実施することは困難だと考えます。	こども青少年局	健康福祉局
				社会福祉施策の一環として行われていた一般会計からの繰入れが平成20年度に廃止されたことに伴い、当該施設への水道料金の減免制度を廃止しています。 水道局独自の施策として、福祉政策のひとつに位置付けられる減免制度を実施することは困難と考えます。	水道局	
478	【水道局】	４．水道料金について	(３)今後も「緩やかな見守り」を継続すること。	横浜市が孤立予防対策として取り組んでいる「緩やかな見守り」については、検針業務等の中で、お客さまの使用水量の増減変化や状況の異変等を察知した場合、水道局が連絡を受け、区役所又は警察などの関係機関に通報する取り組みを実施していますが、今後も検針受託事業者の協力を得て継続していきます。	水道局	
479	【水道局】	４．水道料金について	(４)他局とも連携し、水道料金を滞納している市民には「何故滞納に至ったのか」、「他に何か困りごとはないか」等を訪問し聞くなど、寄り添うこと。	水道料金の滞納者から経済的に困窮していると相談があった場合は、分納等のお支払計画をご提案するなど、滞納者と話し合い、できる限りの寄り添った対応をしています。 また、水道局の対応だけでは解決が困難な場合は、各水道事務所の窓口に設置してある各区福祉保健センター生活支援課への案内チラシをお渡しし、ご相談いただくようお伝えしています。	水道局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
480	【水道局】	５．水道管更新について	（１）近年の豪雨災害の被害状況や、直下型地震の起こる確率が高い都市であることが明白となったことを鑑み、老朽管の更新・耐震化事業は、年間110キロメートルペースではなく、国の補助も引き出し、早期に事業を終わらせること。	老朽管の更新・耐震化事業は、管の布設年度及び材質、事故が発生した場合の影響などを総合的に勘案し、優先順位をつけて進めています。なお、現在の年間110kmのペースよりもスピードアップして進めるためには、厳しい財政状況への対応、局内の執行体制の整備、工事請負事業者の確保など多くの課題がありますので、まずは現在の事業ペースで着実に進めていきたいと考えています。 また、更新・耐震化事業のための財政措置の拡充等について、「大都市水道事業管理者会議」、「公益社団法人日本水道協会」、「地方公営企業連絡協議会」等のメンバーとして、毎年国等に対して要望しています。 今後とも、様々な機会を捉え、関係機関に対し要望を行い、さらなる補助金の確保に努めていきます。 なお、31年度から、西日本における「平成30年７月豪雨」による被害状況を踏まえ、土砂災害や河川氾濫等の豪雨被害によるリスクに備えて、水道施設における豪雨対策の検討を始めます。	水道局	
481	【水道局】	６．水道局職員定数について	（１）適正化の名の下での、職員定数の削減をやめること。	経営環境が厳しさを増す中、持続可能な経営基盤を構築していくため、引き続き、より効率的な執行体制を追求するとともに、技術継承や災害対応力を考慮しながら、必要な人員を配置してまいります。	水道局	
482	【水道局】	６．水道局職員定数について	（２）技術継承のため、水道技術者の採用試験を継続すること。	確実に人材育成・技術継承をしていくため、将来を見据えた長期的な視点で人材確保に取り組んでいきます。 この取組の一環として、28年度より本市職員採用試験の高校卒程度の試験区分に新たに水道技術区分を設けて募集・選考を実施し、毎年度採用を行っております。 今後も、水道技術職の採用を継続していきたいと考えています。	水道局	
483	【水道局】	７．災害時の備蓄について	（１）災害時の断水に備え、飲料水の備蓄の必要性について、特に、高齢者や障害者等、情報を得られない市民への啓発を徹底すること。また、飲料水の備蓄の状況を調査し、把握すること。	高齢者や障害者等、情報を得られにくい市民の方々に対しては、「広報よこはま」や「検針のお知らせ」を活用し、飲料水備蓄の啓発を行っています。また、資源循環局と連携し、市内全域のごみ収集車から、飲料水備蓄を啓発する放送を行っています。 飲料水の備蓄の状況については、「ヨコハマeアンケート」や概ね４年ごとに実施している「水道に関するお客さま意識調査」において、備蓄の有無や備蓄量、備蓄をしていない理由などを伺い、今後の取り組みの参考としています。 引き続き、災害時に備えた飲料水の備蓄の必要性について、市民啓発に努めてまいります。	水道局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
484	【交通局】	１．市営地下鉄について	(１)朝、夕、近隣のイベント開催時など、乗客の混雑が見込まれる時の事故発生や災害発生には、運転士一人では対応できない。車内トラブルが発生した際は、安全運転も困難なため、車掌業務を復活させること。	ワンマン運転を実施するにあたっては、必要な安全対策設備を整えるとともに、適切な異常時対応ができるよう職員に対する十分な教育訓練や健康管理を徹底するなど、ハード・ソフトの両面でお客様の安全を確保しており、必要に応じ職員を増員しております。引き続きワンマン運転を行ってまいります。	交通局	
485	【交通局】	１．市営地下鉄について	(２)事故発生時・災害時には、避難誘導に人手が必要になる。全駅・ホームに要員を常時配置すること。	全駅のホームに駅係員を常時配置することは困難ですが、事故発生時や災害時はお客様の安全確保を最優先に考え、ホームを含めた駅構内での避難誘導を迅速に行ってまいります。	交通局	
486	【交通局】	１．市営地下鉄について	(３)市内で活動している障害者団体に避難誘導訓練への参加を呼び掛けること。また車椅子の方だけでなく、さまざまな障害を持っている方々に参加依頼すること。	大規模地震が発生し、車いすのお客様が乗車している想定の異常時訓練を昨年度実施しました。今後も障害者の参加も含めた様々なケースを想定し、訓練を実施してまいります。	交通局	
487	【交通局】	２．市営地下鉄駅ホーム等のバリアフリー化について	(１)ブルーラインの駅舎トイレで音声案内未設置の所は、リニューアルに合わせることなく、早期に設置すること。	トイレの音声案内については、順次計画的に設置を進めています。 平成31年度については、湘南台駅、阪東橋駅、関内駅、新横浜駅、あざみ野駅の設置を予定しており、トイレのリニューアルや駅案内サイン改修にあわせ実施してまいります。	交通局	
488	【交通局】	２．市営地下鉄駅ホーム等のバリアフリー化につい	(２)ブルーライン駅のエスカレータの音声案内は、エスカレーターリニューアルに合わせることなく、早期に設置すること。	エスカレーターの音声案内については、順次計画的に進めています。 平成31年度については、高島町駅の整備を予定しています。	交通局	
489	【交通局】	３．シニアパスについて。	(１)シニアパスを値上げ前の料金に戻すこと。	シニアパスを平成16年に発売を開始した当初は、高齢者の外出支援として週２日程度の利用を想定した運賃設定をいたしました。 しかしながら、お客様アンケートの結果、購入者のうち週４日以上の利用が約８割、通勤での利用が約６割と、導入時の想定と大きくかい離しており、一乗車あたりの単価が小児運賃を下回ることが判明しました。 今後、高齢者人口が増加していくなかで、シニアパスの制度及び市営バス路線を維持していくためには、応分のご負担を頂く必要があり、通勤定期券より約3割安い通学定期券と同水準の運賃に改定することとしました。 以上の経緯により値上げ前の運賃に戻すことは考えておりません。	交通局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
490	【交通局】	４．市営バス運転手の待遇について	（１）嘱託職員と正規職員との処遇の違いを改善し、１時間当たりの賃金を同額にすること。現在の給与表の正規職員の基準は引き下げないこと。	民間企業の水準を考慮し、現在の経営状況を踏まえて、適切な給与水準の確保に努めてまいります。	交通局	
491	【交通局】	４．市営バス運転手の待遇について	（２）乗務員の健康面・精神面を考慮し、（トイレの）設置可能な場所を探し、環境創造局と協議し設置を急ぐこと。	起終点となる全ての箇所にトイレを設置するのは困難な状況ですが、トイレが設置できない場所については、近隣の公共施設や駅、商業施設のご協力を得て借用しております。引き続きご協力を呼びかけるとともに、休憩場所やトイレ休憩を考慮したダイヤを編成してまいります。	交通局	
492	【交通局】	５．市営バスについて	（１）公営交通の責任を果たす立場から、交通不便地域の声を聞き、路線の拡充と新設を行うこと。また、財政局に支援を求めること。	公営交通の責任として、将来に渡り、市民の足である市営バスネットワークを維持していくことが大切だと考えます。そのため、経営力を高め、自主自立の経営を行ってまいります。	交通局	
493	【交通局】	５．市営バスについて	（２）高齢者の利用が多い時間帯・路線は、座席数の多い車両を使用すること。	現在、座席数の多い車両と少ない車両が混在していますが、今後とも利用状況を考慮し、適切な車両の運用に努めてまいります。	交通局	
494	【交通局】	６．市営バスのバス停留所の改良について	（１）広告付きにこだわることなく、要望の出ている全てのバス停留所に、上屋とベンチを計画的に設置すること。	バス停上屋については、広告付き上屋を主体としながら直営による設置を行っております。ご要望の箇所については、道路占用許可基準などの設置条件を満たしていることを前提に、乗降客数など優先順位を精査しながら、地域住民の方々のご理解が得られた場合に設置しております。	交通局	
495	【教育委員会】	１．教育費無償の原則等について	（１）義務教育は例外なく無償を貫くこと。本市が義務教育の中で必要最小限度求めている学級費などの保護者負担については低所得家庭への援助制度をつくること。	義務教育無償の原則にたち、本市としても対応しており、保護者負担については、必要最小限の範囲にとどめるよう、学校長あて通知しております。	教育委員会事務局	
496	【教育委員会】	１．教育費無償の原則等について	（２）全国の自治体で実践がはじまっている学校給食費の無償化を実施すること。	学校給食の実施に係る費用については、学校給食法第11条及び施行令により、学校設置者の負担と保護者の費用負担の区分が示されており、法令に則り食材費相当分を給食費として徴収しております。	教育委員会事務局	
497	【教育委員会】	１．教育費無償の原則等について	（３）市立高等学校の授業料無償化を所得に関係なく実施すること。またその財政措置の復活を国に求めること。	高等学校授業料無償化の見直しについては、高等学校等における教育にかかる経済的負担の軽減を適正に行うため、高所得世帯の生徒等に対して所得制限を設け、低所得世帯の支援の拡充に充てるものです。本市としては、国の方針に則り、適切に対応していきたいと考えております。	教育委員会事務局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
498	【教育委員会】	１．教育費無償の原則等について	(４)すべての子どもたちの教育を受ける権利を保障するために、横浜市高等学校奨学金制度の成績要件をなくすこと。また、一人当たりの増額と募集枠の拡大を行うこと。	横浜市高等学校奨学金は、条例の規定により、学業成績優秀で経済的理由により就学が困難な者を対象とした制度となっています。こうした現行制度の趣旨や社会経済情勢も踏まえ、応募要件などについて、一部見直しを検討してまいります。	教育委員会事務局	
499	【教育委員会】	１．教育費無償の原則等について	(５)公立と私立の高校の学費格差を是正するために、市として独自の私立高校生に対しての学費補助制度を創設すること。	現在、私立高校の生徒に対しては、就学支援金のほか学費補助金、奨学給付金などが支給されています。こうした状況を踏まえながら、本市高校奨学金制度の応募要件などについて、一部見直しを検討してまいります。	教育委員会事務局	
500	【教育委員会】	１．教育費無償の原則等について	(６)本市の高等教育の一翼を担っている私立高校に対して、現行制度を見直しして補助金の増額を行えるよう、国・県にも財政措置を求めること。	私立学校法で、私立学校の所轄庁は県知事とされておりますが、教育環境の整備や教育格差などを含めて、国、神奈川県、本市で役割を分担しております。 今後も、施設・設備の整備等の助成により、私立学校の教育条件の維持及び向上を図ってまいります。	教育委員会事務局	
501	【教育委員会】	２．就学援助について	(１)就学援助については、援助率（13.5パーセント）の低さを直視し、生活保護利用者に準じる「準要保護者」の所得基準を引き上げ、援助率を引上げること。	就学援助の認定にあたっては、所得金額から家庭状況を考慮した一定額を控除した上で、生活保護基準に当てはめており、他都市と比較しても適正な水準であると考えております。	教育委員会事務局	
502	【教育委員会】	２．就学援助について	(２)就学援助の申請について、保護者の申請への心理的負担を減らすためと、学校での事務作業を減らすために教育委員会へ郵送する手続きに統一すること。また、申請用紙の申請理由記入は、記述式ではなく、大和市のように〇をつける方式に切りかえること。	申請窓口につきましては、学校において家庭環境の把握や書類不備の確認等を行いながら、学校長が、就学援助が必要な児童生徒として教育委員会へ申請書類を提出しております。郵送でのお申込みについては、各学校へお尋ねください。 申請用紙につきましては、他都市の申請用紙等を参考に、保護者がわかりやすい申請用紙の作成に引き続き努めてまいります。	教育委員会事務局	
503	【教育委員会】	２．就学援助について	(３)就学援助の入学準備金については、３月の支給ではなく必要な時期に支給されるようにさらに前倒しをはかること。また修学旅行費については教育委員会による現物支給とすること。	入学準備費の入学前支給の時期につきましては、さまざまな状況を踏まえ、今後検討してまいります。修学旅行費の現物支給は困難ですが、引き続き迅速な支給を心がけてまいります。	教育委員会事務局	
504	【教育委員会】	２．就学援助について	(４)本来本市が法律通り実施していれば就学援助で無償となる中学校給食を本市が実施していないために、就学援助を受けている家庭でも昼食に対しての援助が受けられない弊害をなくすために、少なくとも就学援助を受けている家庭は無条件に「ハマ弁」を無償で提供すること。	横浜型配達弁当（ハマ弁）は、学校給食法に定める学校給食ではありませんので、就学援助（学校給食費）制度で支出することは困難です。 生活環境によって昼食の用意が困難な生徒に対しては、「ハマ弁」による支援を平成29年1月から実施しております。必要とする生徒にハマ弁による支援が行き届くよう、丁寧な周知に努めております。なお、より多くの生徒に支援が行き届くよう、現行の仕組に加えて、就学援助等対象者への支援を拡充します。	教育委員会事務局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
505	【教育委員会】	２．就学援助について	（５）部活動に関する費用の支給を定額ではなく実費支給とし、就学援助ですべて対象にすること。	中学校については部活動での費用をクラブ活動費として、国の予算単価を基準に学年ごとの支給額を定めているため、全額を支給することは困難です。	教育委員会事務局	
506	【教育委員会】	３．障害児教育について	（１）北綱島特別支援学校の分校方針を撤回し、本校として存続させること。	北綱島特別支援学校は、上菅田特別支援学校の分校として、現在在籍する児童生徒及び近隣の新就学児も受け入れていきます。	教育委員会事務局	
507	【教育委員会】	３．障害児教育について	（２）市立学校の個別支援学級について、担当教員が孤立しないようスキルアップや授業交流などをさらに進めて個別支援学級の質の向上を図ること。また個別支援級の教員加配を行うとともに施設設備の充実をはかること。	個別支援学級の教員の専門性を高めるために、基礎研修を行うとともに、今後も多様な専門研修を開催します。研修の成果が現場で生かされるように、より実践的な研修を工夫するとともに、スキルアップ研修にも継続して力を入れてまいります。 教職員の配置については、標準法を基準とし、各学校の指導内容等の実態を吟味しながら市立学校全体の枠の中でバランスの取れた教員配置を行ってまいります。また、施設整備についても対応を検討してまいります。	教育委員会事務局	
508	【教育委員会】	３．障害児教育について	（３）特別支援学校での教職員の加配を行うこと。また施設・設備面等の充実をはかること。	教職員の配置については、標準法を基準とし、各学校の指導内容等の実態を吟味しながら市立学校全体の枠の中でバランスの取れた教員配置を行ってまいります。 また、施設・設備の整備については、教員配置の状況に応じて、対応を検討してまいります。	教育委員会事務局	
509	【教育委員会】	３．障害児教育について	（４）希望する障害児が普通校に入学できるよう、教員の加配や施設整備などの条件整備を進めること。	義務教育における就学・教育相談において、本人と保護者の意見を丁寧に聴取するとともに、学校、地域療育センター等の関係機関とも連携し、本人に関する客観的な情報の収集及び本人と保護者への適切な情報提供などを経て、就学先の合意形成を図り、就学先を決定しております。 また、障害のある児童生徒一人ひとりが「居住地域における自立と社会参加」を実現するために、インクルーシブ教育システムの構築を推進してまいります。 なお、教職員の配置については、標準法を基準とし、各学校の指導内容等の実態を吟味しながら市立学校全体の枠の中でバランスの取れた教員配置を行ってまいります。施設整備についても、個々の状況に応じて、学校と協議のうえ、改善に努めてまいります。	教育委員会事務局	
510	【教育委員会】	４．夜間中学校について	（１）中学校夜間学級の設置目的に日本語の指導を明記し、日本語を習得して基礎学力のいっそうの充実が果たせるようにすること。	現在、夜間学級に通う生徒への日本語指導については、横浜商業高校での日本語教室の利用の他、１時間目に課題別学習の時間を設け、個人の課題に応じた学習を行っております。今後も引き続き、基礎学力の一層の充実に向けて研究を進めてまいります。	教育委員会事務局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
511	【教育委員会】	４．夜間中学校について	（２）本市の中学校夜間学級の周知方法について、従来のホームページや広報よこはま等にとどまらず、必要な方に届くよう独自のPRポスターをつくるなど創意工夫をして幅広い周知に努めること。	ホームページをはじめ、各区役所でのポスター掲示やチラシ配架の依頼及び「広報よこはま」、「横浜市暮らしのガイド」への掲載など、様々な広報媒体による周知を図っております。	教育委員会事務局	
512	【教育委員会】	４．夜間中学校について	（３）横浜市教育委員会のホームページの夜間学級のページを充実させること。また、その際に、設置要綱で示されている目的の記述に沿うように更新すること。	ホームページは、入級希望の方が必要とされる情報を精選して掲載しています。また、夜間学級が設置されている蒔田中学校のホームページへのリンクを貼付しており、実際の学校生活等、詳細について知ることも可能です。 なお現在、同ページは設置要綱に合致した記述に変更されております。	教育委員会事務局	
513	【教育委員会】	４．夜間中学校について	（４）中学校夜間学級の生徒に、就学援助を認めること。	就学援助については、本市学齢児童生徒就学奨励条例により、「学齢児童及び学齢生徒の保護者」を対象に実施していますが、夜間学級を対象とした実施については、さまざまな状況を踏まえ、今後検討してまいります。	教育委員会事務局	
514	【教育委員会】	４．夜間中学校について	（５）本市の中学校夜間学級の増設を検討すること。また、県に対しても中学校夜間学級の設置を求めること。	平成26年度に５か所に分散していた夜間学級を１か所に統合し、現在、その充実に努めているため、増設の予定はありません。 また、県教育委員会主催の中学校夜間学級等連絡協議会に参加し、情報交換や協議を行っております。	教育委員会事務局	
515	【教育委員会】	４．夜間中学校について	（６）多様な生徒が学ぶ夜間学級できめ細やかな指導体制を整えるために、少なくとも６名以上の専任教員を確保すること。	蒔田中学校については、平成30年度から、副校長２名体制にしております。専任教員については、国、県、政令市等の動向を注視しながら、対応を検討してまいります。	教育委員会事務局	
516	【教育委員会】	４．夜間中学校について	（７）夜間学級の入学受け入れは原則随時可能とすること。	教育課程を鑑みて、前期末(10月１週目)までを受け入れ期間としております。	教育委員会事務局	
517	【教育委員会】	４．夜間中学校について	（８）全国の多くの夜間中学校が公開授業を実施しているように、本市の夜間学級も市民に開かれたものとすること。	配慮を必要としている生徒が入級しているため、市民への公開授業はしておりません。	教育委員会事務局	
518	【教育委員会】	４．夜間中学校について	（９）夜間学級での給食を実施すること。	夜間学級については、中学校の一般級に準じております。	教育委員会事務局	
519	【教育委員会】	５．教職員の業務軽減について	（１）異常な教職員の長時間勤務の状況を軽減するよう、また子どもたちにとっても行き届いた教育が図れるように、本市として小学校３年生から中学３年生までの35人以下学級の実現を図ること。本来、正規教員を配置すべきところへの臨任教員での対応方針を見直し、正規教員の採用枠を増やすこと。	現在、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、あるいは国の方針に基づき、小学校１、２年生は35人以下学級を実施しております。学級規模については、法制度や人件費の財源確保などの課題があるため、国、県、他政令市等の動向を踏まえて対応してまいります。	教育委員会事務局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
520	【教育委員会】	５．教職員の業務軽減について	（２）教職員の労働について、働いた分だけ残業代を支払う、など労働基準法通りの運用とするよう、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の改正を国に求めること。	勤務実態に見合った教職員の処遇のあり方について、国へ見直しを要望しています。	教育委員会事務局	
521	【教育委員会】	５．教職員の業務軽減につ	（３）教員一人あたりの授業コマ数を減らすこと。	人件費の財源確保などの課題があるため、国、県、他政令市等の動向を踏まえて対応してまいります。	教育委員会事務局	
522	【教育委員会】	６．中学校の部活動について	（１）中学校での部活動について、教員の部活への参加はあくまでも自主的な活動であることを校長会での徹底と全教職員へ通知を出すこと。	教育活動の一環である部活動については、「横浜の部活動～部活動の指針～」【改訂版】（平成27年3月）により、調和のとれた学校生活の実現を目指して取り組んでおります。	教育委員会事務局	
523	【教育委員会】	６．中学校の部活動について	（２）中学校での部活動について、本来やるべき授業に支障をきたしかねない朝練の禁止や平日での部活休養日や土日での部活動の制限を教育委員会として取り決めること。	平成30年度より学校の実態に応じた部活動休養日を設定するよう、各学校に通知いたしました。	教育委員会事務局	
524	【教育委員会】	６．中学校の部活動について	（３）中学校での部活動について、顧問である教員が個人負担することのないよう、遠征旅費など部活動にかかる費用については公費でみること。	旅費については、必要な予算の確保に努めてまいります。	教育委員会事務局	
525	【教育委員会】	７．学校司書について	（１）学校司書について、専門性のさらなる向上のために、現在資格のない司書へのスキルアップの機会を確保し、資格取得を援助すること。また、学校司書同士の情報交換など交流の場を確保すること。	今後も引き続き、月１回、年間10回程度の学校司書研修を計画的に実施するとともに、研修内容の精査や見直しを適宜図ることで、学校司書の専門性のさらなる向上を目指してまいります。資格取得の援助は困難です。	教育委員会事務局	
526	【教育委員会】	７．学校司書について	（２）学校司書について、交通費を支給すること。また不安定な非常勤職員から常勤職員へと切り替えること。	平成31年度から交通費を支給しますが、非常勤職員から常勤職員への切り替えは困難です。	教育委員会事務局	
527	【教育委員会】	８．教育条件の整備について	（１）スクールゾーンの安全性について、学校ごとのスクールゾーン協議会で出される要望の実現をはかるように、関係部局に働きかけるなど、スクールゾーンの安全対策の責任部署を専任化すること。	スクールゾーン対策協議会で出される要望は、児童への安全指導等のソフト面から道路標示の補修等のハード面など様々です。 方面別学校教育事務所を含めた教育委員会事務局は、それぞれの所管業務を通じて、学校におけるスクールゾーン対策を支援しています。 今後も、関連部局とも連携しながら、スクールゾーン対策を実施してまいります。	教育委員会事務局	
528	【教育委員会】	８．教育条件の整備につい	（２）「日の丸」「君が代」の学校行事への強制はしないこと。	今後も、学習指導要領に基づき適切に取り扱われるよう指導してまいります。	教育委員会事務局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
529	【教育委員会】	８．教育条件の整備について	（３）日本語習得の指導を必要としている児童・生徒（外国籍等含む）へよりきめ細やかな支援ができるよう、指導人員の確保・増等、強化すること。	日本語指導が必要な児童生徒に対しては、当該児童生徒が一定数在籍する学校に、「国際教室担当教員」を配置するとともに、特に在籍の多い学校には「日本語支援非常勤講師」及び「外国語補助指導員」を配置しております。また、日本語指導資格をもった講師が指導を行う、日本語教室もあわせて実施しております。 さらに、平成29年９月に開設した日本語支援拠点施設において、プレクラスや学校ガイダンス、就学前教室（さくら教室）の実施や、日本語指導の研修・研究等を行っております。 今後も引き続き、日本語指導が必要な児童生徒へのきめ細かい支援ができるよう、体制を整えてまいります。	教育委員会事務局	
530	【教育委員会】	８．教育条件の整備について	（４）国際教室担当教員を増員すること。また日本語指導のための教材費がまかなえるように予算をつけること。	担当教員を拡充できるよう予算の確保に努めてまいります。 また、日本語指導のための教材費については、「国際教室担当教員」配置校を対象に、通常の学校配当予算とは別に、予算を配当しております。	教育委員会事務局	
531	【教育委員会】	８．教育条件の整備について	（５）私学教育の振興をはかるためにも、朝鮮学校への補助金交付を再開すること。	国際情勢を鑑み、国際港都横浜における国際交流の増進及び私学教育の振興を図る趣旨に反する時は、補助の対象としないとしており、慎重に判断してまいります。	教育委員会事務局	
532	【教育委員会】	８．教育条件の整備について	（６）LGBTなど性別に違和感をもつ児童生徒が気軽に相談できるよう、カウンセラーによる相談体制の充実を引き続き図るとともに、学校現場における対応にも配慮するような市独自のガイドラインを作成すること。さらに、教職員と児童・生徒の啓発活動を今後も継続して充実をはかること。	平成27年4月に文科省から通知された「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」に基づき、横浜市でも学校における相談体制や児童生徒への支援の充実などを通知しました。教職員が正しい知識を持って理解し配慮できるよう、より相談しやすい環境の整備や教職員の研修の充実に取り組んでまいります。 中学校に進学後も、引き続き小学校で相談していたカウンセラーに相談できるよう、「小中一貫型カウンセラー配置」を全中学校ブロックで実施するなど、週１回程度、児童生徒や保護者が相談を受けられる体制を整備しております。平成31年度は児童生徒や保護者が安心感をもって相談できるよう、研修等を通じた人材育成に努めてまいります。	教育委員会事務局	
533	【教育委員会】	８．教育条件の整備について	（７）学校配当予算（学校運営費）を実態に合わせ増額すること。	厳しい財政状況ですが、学校配当予算を含む教育予算の確保に、引き続き取り組んでまいります。 なお、教育課程の実施に必要な経費は、原則公費負担としています。	教育委員会事務局	
534	【教育委員会】	９．学校施設整備について	（１）学校施設の修繕について、子どもの安全確保の観点から必要な修繕が進むように、学校特別営繕費を増額すること。	依然として厳しい財政状況にありますが、子どもの安全確保を優先して予算確保に努めてまいります。	教育委員会事務局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
535	【教育委員会】	９．学校施設整備について	（２）小中学校の建て替えについて、築年数の古い学校については前倒しでの実施を進めること。また建て替えの対象としている385校について、長寿命化と並行してできる限り早いペースでの建て替えを進めること。	「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」に基づき、建替えを進めてまいります。 学校建替事業を計画的に進められるよう、予算の確保に努めてまいります。	教育委員会事務局	
536	【教育委員会】	９．学校施設整備について	（３）小中学校の建て替えに当たっては、国が示す基準通りに校庭面積を整備すること。	学校施設の建替えにあたっては、校地を効率的に活用してグラウンドの必要面積を確保するよう努めてまいります。	教育委員会事務局	
537	【教育委員会】	９．学校施設整備について	（４）中学校の建て替えに当たっては、給食施設の設置を行うこと。	本市の中学校昼食については、ライフスタイルや日々の都合に合わせてハマ弁、家庭弁当、業者弁当から等しく選べる選択制として実施しております。 給食実施には施設整備費に多くの費用がかかるだけでなく、給食室や給食センターの設置に必要な用地がないこと、全校実施まで期間を要することなどから、給食実施は難しいと考え、ハマ弁を導入しています。学校ごとにできるところから中学校給食を実施することについては、公平性に欠けるとともに長期の期間を要することから、選択制の中で中学校の昼食を充実していくことにしております。	教育委員会事務局	
538	【教育委員会】	９．学校施設整備について	（５）小中学校の建て替えに当たっては、体育館も含めてすべての部屋でのエアコン設置を基本とすること。	コスト面や技術面で大きな課題もありますが、教育環境の充実のため、空調設備の性能や効果を調査しながら検討を進めてまいります。	教育委員会事務局	
539	【教育委員会】	９．学校施設整備について	（６）全校でのプール整備を堅持すること。「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」を撤回し、公園プールとの統合は行わないこと。	「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」に基づき、小学校と中学校の敷地が隣接している学校や、市所有のプールが学校の至近にある学校について、当該学校の建替えや大規模改修等の際に、学校規模や施設の状況等を勘案しながら共同利用の可能性を検討し、検討の結果、授業及び児童・生徒の引率等に支障がないことが確認された場合は共同利用を推進し、困難な場合には、これまでどおり学校内にプールを整備することとしております。	教育委員会事務局	
				（下線部について回答） 平成27年10月に各施設の利用状況、施設配置等を踏まえ策定した「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」に基づき、市所有のプールが至近にある学校については、当該学校の建替え等の際に、学校プールへの集約について検討します。	総務局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
540	【教育委員会】	９．学校施設整備について	（７）武道場について、整備されていない残り29校について整備を進めること。	武道場については、中学校147（分校を除く）校のうち、118校で整備済みです。 残りの学校については、敷地の状況など設置条件が厳しくなっておりますが、方法や手順を検討し、学校とも調整しながら、引き続き取り組んでまいります。	教育委員会事務局	
541	【教育委員会】	９．学校施設整備について	（８）学校司書の配置の効果もあり学校図書室の貸し出し数が増加しており、それに対応して蔵書を増やせるよう学校配当予算を増額すること。	学校の図書費については、本市の財政状況が厳しい中においても、読書活動の充実のために以前から一定規模の予算を維持しています。 また、図書費は学校配当予算に含まれていることから、必要な場合には学校長の裁量でさらなる執行が可能です。	教育委員会事務局	
542	【教育委員会】	９．学校施設整備について	（９）「横浜市立小･中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」のうち学校統廃合推進方針は中止すること。	「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」では、小規模校は、児童生徒同士よく知り合うことができ人間関係を密にすることができる等、小規模校の良さを認めています。一方で、行動範囲や対人関係が狭まり、多様な個性と触れ合える機会に恵まれにくいことや、行事や集団活動の実施に制約があるなど小規模校の課題を解消する必要があることから、通学区域の変更や学校統合等による学校規模の適正化を進めています。 今後も引き続き、「横浜市立小･中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」に基づき、学校規模の適正化に努めてまいります。	教育委員会事務局	
543	【教育委員会】	９．学校施設整備について	（１０）教育効果が定かでない義務教育学校の拡大はやめること。	９年間を通して学習指導及び生活指導の円滑な接続を図ることを目的として義務教育学校を設置しています。 既存の義務教育学校において、制度上のメリットや特色を生かした教育課程の編成を行い、先進的な実践・研究を推進するとともに、今後の義務教育学校の設置について、引き続き検討してまいります。	教育委員会事務局	
544	【教育委員会】	９．学校施設整備について	（１１）小中学校に保管されていた放射線汚染土について、大部分は保管庫に移設されましたが、そのまま埋め戻した小中学校４校についての汚染土も回収して移設すること。	マイクロスポット対応除去土壌の埋設処理については、測定結果が本市対応の目安値未満の場合は、原則として施設敷地内に埋め戻すという本市の処理方針に基づき、実施しております。 その際、埋設処理をした箇所の空間放射線量は、周囲の測定値と変わらないことを確認しています。そのため、既に埋設処理を実施した除去土壌を移動する予定はありません。	教育委員会事務局	
545	【教育委員会】	９．学校施設整備について	（１２）夏季は40℃以上にもなる学校の給食室について、現在戸塚区の川上北小学校で設置しているように、労働環境からも衛生面からも、エアコン設置を進めること。	給食室のエアコンは、調理場での火気の使用や必要な換気の量が多いことから、エアコンを設置しても効果が低いため設置は行っておりません。なお、熱中症予防対策として備品型スポットクーラーの導入等について学校に通知しました。	教育委員会事務局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
546	【教育委員会】	９．学校施設整備について	（１３）大阪北部地震で問題になったブロック塀等の安全性について、全ての学校施設を専門家がきちんとチェックをすること。危ないと判断されたブロック塀等は早急に除却して改修すること。	現行の建築基準法の仕様に合致しないことが判明したブロック塀については、順次、解体撤去工事を行っています。 引き続き、劣化等を考慮して、ブロック塀の改修を進めてまいります。	教育委員会事務局	
547	【教育委員会】	９．学校施設整備について	（１４）学校の体育館・武道場にエアコン設置を行うこと。	コスト面や技術面で大きな課題もありますが、教育環境の充実のため、空調設備の性能や効果を調査しながら検討を進めてまいります。	教育委員会事務局	
548	【教育委員会】	９．学校施設整備について	（１５）子安小移転整備用地の賃借料の見直しを行うとともに、契約にもとづき等価交換される現子安小校地についてはすべてを対象とすること。	平成30年4月に移転新築した子安小学校については、平成27年5月から民有地を賃借しています。民有地を取得するため、土地所有者と協議を行い、平成27年3月に旧子安小学校の一部と土地交換することで合意しています。その後、協議を継続して行った結果、土地交換に伴い差金を支払うことで協議が整いましたので、平成30年度中の交換契約の締結と所有権移転にむけて準備を進めてまいります。	教育委員会事務局	
549	【教育委員会】	１０．学校安全教育の推進	（1）学校現場での事故について、事故が起こった場合、すみやかに事故を公表することと、子どもの立場に立って補償を行うこと。また学校任せにせず教育委員会主導で解決をはかること。	学校現場での事故については、各学校において学校安全計画等で緊急時の対応について定めるほか、学校体育等における事故の未然防止のために、「運動活動時等における安全の手引き」等を活用した安全面に配慮した体育活動へ取組を推進しており、学校体育安全指導研修等を悉皆研修として開催し、その内容を各学校において校内研修を実施し、教職員で共有するようにしています。 また、事故発生後の対応については、平成28年3月31日に文部科学省より発出された「学校事故対応に関する指針」に基づき、事故の調査や検証をする学校保健審議会学校安全部会を平成29年10月に設置し、指針に基づいた公表しております。 子どもの補償については、日本スポーツ振興協会の災害共済給付制度によって対応しております。	教育委員会事務局	
550	【教育委員会】	１０．学校安全教育の推進	（2）学習指導要領上も位置付けられておらず、事故が多発している、ピラミッドやタワーなどの高さのある組体操は禁止すること。	スポーツ庁通知を踏まえ、児童生徒の安全確保を最優先に各学校の実態に基づき、ねらいを明確にし、児童生徒・教職員・保護者等で共通理解を図った上で、安全管理に努めるようにしております。	教育委員会事務局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
551	【教育委員会】	１０．学校安全教育の推進	(３)部活動の中でも突出した死亡事故率が高い柔道について、文科省通知に基づき条件が整っていない（武道館がなく体育館に畳を設置するが固定できないなど）中での柔道の授業は行わないこと。また学習指導要領で示されたすべての技を取り扱わなくてはならないわけではないことを改めて徹底し、大外刈りや背負い投げなどの危険な技を禁止するなど、カリキュラムを改善すること。	学校の教育課程は、学習指導要領に基づき、生徒の実態を踏まえて各学校が主体的に編成し、運営改善を図っています。 なお、武道安全等指導員を各方面事務所に配置し、学校に訪問するとともに武道授業や部活動の安全指導を行っております。	教育委員会事務局	
552	【教育委員会】	１０．学校安全教育の推進	(４)自衛隊への職場体験学習や自衛隊員による学校での講話は実施しないこと。	自衛隊を含め、さまざまな職業を知ることは大切であり、勤労観・職業観を育むために職場体験や職業講話を実施しています。どのような事業所で活動させるかについては学校長の判断のもとに行われています。	教育委員会事務局	
553	【教育委員会】	１０．学校安全教育の推進	(５)学校保健安全法の施行規則の改正があり、四肢の状態を確認することが必須になったことに伴い、従来の内科医では専門外であり、整形外科校医を制度化すること。	本市の財政状況が厳しい中で、学校整形外科医の制度化の実現は非常に困難であると考えております。	教育委員会事務局	
554	【教育委員会】	１０．学校安全教育の推進	(６)近年の学校現場の労働環境の悪化が問題になっている中、市立学校への産業医の配置について、労働安全衛生法で定められた通り、教職員数50名以上のところには嘱託産業医を選任するにとどまらず、一校一校に産業医を配置すること。	労働安全衛生法等に則り、教職員50人以上規模の横浜市立学校においては、産業医を選任し職場巡視や衛生委員会の開催、教職員の健康管理やストレスチェックの結果を踏まえた面接指導等産業医業務を行っています。今後もきめ細かな教職員への健康管理・安全衛生管理を行えるよう、引き続き産業医の配置に努めてまいります。	教育委員会事務局	
555	【教育委員会】	１０．学校安全教育の推進	(７)銃剣道について、相手ののどや左胸を突くような刺殺訓練であるため、横浜市立中学校での銃剣道の実施は行わないこと。	学校の教育課程は、学習指導要領に基づき、生徒の実態を踏まえて各学校が主体的に編成しております。	教育委員会事務局	
556	【教育委員会】	１１．学校給食等について	(１)ハマ弁をやめ、学校給食法にもとづいた中学校給食を実施すること。そのための実施計画をつくること。	本市の中学校昼食は、ライフスタイルに合わせて「ハマ弁」「家庭弁当」「業者弁当」から等しく選べる選択制とし、中学校昼食の充実に取り組んでおります。 給食実施は、施設整備費に多くの費用がかかることや、給食室や給食センターの設置に必要な用地がないことから、難しいと考え、ハマ弁を実施しております。 ハマ弁は、価格や栄養バランスの点で、他都市のデリバリー型給食と遜色ない内容となっております。引き続き、献立の充実を図り、喫食率の向上に努めてまいります。	教育委員会事務局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
557	【教育委員会】	１１．学校給食等について	（２）小学校の給食へ公費を投入して給食費の値下げを行うこと	学校給食の実施に係る費用については、学校給食法第11条及び施行令により、学校設置者の負担と保護者の費用負担の区分が示されており、法令に則り食材費相当分を給食費として徴収しております。	教育委員会事務局	
558	【教育委員会】	１１．学校給食等について	（３）国が提示する栄養基準を100㌫満たせるよう小学校給食の内容充実をはかること。	文部科学省が提示している学校給食摂取基準に対して、エネルギー、たんぱく質、カルシウム、ビタミン等についてほぼ１００％基準を満たしています。最近の異常気象や災害が原因で約２０万食分の食材の調達が困難となり、献立変更等を余儀なくされる事態も生じる場合もありますが、栄養基準を１００％満たせるよう引き続き内容の充実をはかってまいります。	教育委員会事務局	
559	【教育委員会】	１１．学校給食等について	（４）小学校給食の調理業務について、民間委託を進めることなく、順次直営に戻すこと。	依然として厳しい財政状況の中、より一層効率的かつ効果的な行政運営を行わなければならず、学校給食調理業務においても、行政が果たすべき責務と役割を明確にしたうえで、市民サービスの水準を低下させることなく、業務の効率性を一層高めていく必要があるため、今後も民間委託を実施していきたいと考えております。	教育委員会事務局	
560	【教育委員会】	１１．学校給食等について	（５）学校栄養職員について、全小学校に正規雇用で配置し、増員をはかること。	学校栄養職員の配置については、法律の規定をはじめ、人材の確保、毎年の人件費の財源確保などの点から、様々な課題があります。今後も、国、県、他政令市等の動向を踏まえ、対応を検討してまいります。	教育委員会事務局	
561	【教育委員会】	１１．学校給食等について	（６）小学校の給食食材の放射線測定について、毎日ブロック別に最低1校の全量検査を実施すること。	給食の食材については、毎日、小学校１校を選定し、翌日に学校給食で使用する牛乳・主食、全国の検査で基準値あるいはその１／２を超える放射性セシウムが検出された食材等について、放射性物質検査を行っております。 なお、食材は市場で流通している物資を、各校で必要としている分量を集約し共同購入しているため、小学校１校を選定し、必要な検査を実施することで、他校で使用する物資の安全性も併せて確認できるものと考えております。	教育委員会事務局	
562	【教育委員会】	１１．学校給食等について	（７）学校給食での食育の観点から、市内産農産物の利用目標を数値で定め地産地消を進めること。	本市の学校給食は１日20万食に及ぶため、必要な数量の確保が困難であるという課題がありますが、一斉供給などの取組を引き続き進めてまいります。	教育委員会事務局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
563	【教育委員会】	１１．学校給食等について	(８)中学校の昼食時間について、各学校で弾力的に運用しているものの、原則15分としているのは食育の観点からあまりにも短すぎることを解消するようカリキュラム編成を変更すること。	市立中学校の昼食時間については、各学校が授業時間などとの関係から時間配分を行っており、教育委員会で一律に定めておりません。 多くの学校では、昼食時間の前に準備時間を設定しております。また、昼食にかかる時間には個人差がありますので、時間内に食べ終わらない場合には、個々の状況に応じて昼休みにあたる休憩時間も引き続き食事をして良いと指導しております。 なお、食育の観点から、ゆとりのある食事時間を確保することは大切ですので、適切な時間配分について学校長に要請を行いました。	教育委員会事務局	
564	【教育委員会】	１２．教科書採択・副読本等について	(１)教科書採択について、実際に教科書を使う学校現場の声をより採択に反映されるように、学校現場の声を聞く仕組みを整えること。	市立学校で使用する教科書は、横浜が目指す子どもの姿を実現するために、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づいて採択しております。 また、各教科の専門的知識を有し、教育現場を熟知している現職の教員である教科書調査員による調査研究の結果と、子どもの学習実態を踏まえた横浜市教科書取扱審議会の答申を尊重しつつ、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行っております。	教育委員会事務局	
565	【教育委員会】	１２．教科書採択・副読本等について	(２)教科書採択について、公正であり適正な採択であることを客観的に証明できるように、記名式で行い、全委員が採択理由を述べること。さらに、他自治体では当たり前の多くの傍聴者に開かれた場での採択を行うこと。	教育委員会会議の採決の方法は、「横浜市教育委員会会議規則」において、挙手、記名投票、無記名投票の中から教育委員会で決定することとしております。 教科書採択についても、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、公正な採択が確保できるよう、採決の方法をその都度教育委員会で決定しております。 また、教科書の採択理由の説明については、これまでの教科書採択においても、議論の中で全委員が教科書を採択する上で大事にしている観点や考え方を発言しておりますが、引き続き市民の皆様にわかりやすい議論となるよう工夫してまいります。 教科書採択を行う会議については、通常、教育委員会会議を開催している会議室を使い、静ひつな環境を確保することに努めております。会議の傍聴については、教科書採択は市民の皆様の関心が高いことから、会議室に入れなかった傍聴希望者の皆様が受付を行った会場で映像中継によって御覧いただけるようにするなど、なるべく多くの市民の皆様に対して、審議での様子が分かるよう工夫しております。	教育委員会事務局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
566	【教育委員会】	１２．教科書採択・副読本等について	(３)教科書の採択地区について、現行の全市１区から行政区毎に戻し、将来的には学校採択をめざすこと。	横浜市では小中一貫教育を推進しており、市内小・中学校が共通の教科書を使用することで、学習内容や題材、順序が同じになる利点があること、また、授業研究の深まりが期待できることなどから、今年度についても、１採択地区で採択を行いました。	教育委員会事務局	
567	【教育委員会】	１２．教科書採択・副読本等について	(４)市民に教科書を身近に知ってもらう教科書センターの設置個所数を現在の４か所からまずはすべての区の図書館等、抜本的に増やすこと。	教科書センターは、教科書を展示し、教科書の調査・研究の便を図ること等を目的として、都道府県によって設置されています。横浜市内の教科書センターは、中央、鶴見、神奈川、磯子、都筑図書館の計５館です。	教育委員会事務局	
568	【教育委員会】	１２．教科書採択・副読本等について	(５)教科書展示会で出された市民の方からのアンケートは、教科書採択審議に反映させること。	教科書展示会運営に関する御意見等につきましては、よりよい展示会運営ができるよう、できる限り対応してまいります。	教育委員会事務局	
569	【教育委員会】	１３．図書館の充実について	(１)山内図書館の指定管理制度について、館長でさえ契約社員というほど不安定雇用の温床となる指定管理制度をやめて、直営に戻すこと。	指定管理者制度については、現行の図書館サービス水準の維持・向上を図りつつ、効率的な運営を進める管理手法として導入しました。指定管理者選定評価委員会による第三者評価においても、「図書館運営を着実に実施しており、十分な実績を示している」との評価を得ていることから、指定管理による山内図書館の運営を継続してまいります。	教育委員会事務局	
570	【教育委員会】	１３．図書館の充実について	(２)一人あたりの蔵書数が圧倒的に少ない本市の図書政策と一区一館の図書館体制を見直し、図書館増設計画を策定し、増設すること。	図書館の新設・増設について現在計画はありません。	教育委員会事務局	
571	【教育委員会】	１３．図書館の充実について	(３)中央図書館について、歴史的価値のある蔵書を保管し続ける場所を新たに確保すること。	新たな保管場所を確保する予定はありませんが、現在の書庫を含め施設全体の有効活用を図りながら、適切な資料管理に努めてまいります。	教育委員会事務局	
572	【教育委員会】	１３．図書館の充実について	(４)聴覚障害者の図書館利用について、手話・筆談等によるコミュニケーションを担う職員を常時配置すること。また図書館利用の介助、対面朗読、宅配サービスの一層の充実、点字や録音資料、手話や字幕入りの映像資料等のさらなる整備をすすめること。	聴覚障害者が図書館を利用しやすいようにカウンターに筆談用ボードを設置したり、筆談案内の「耳マーク」を表示するなどサービス向上に努めております。 また、障害がある方が図書館を利用しやすいよう、その方に合った方法でコミュニケーションを取るよう努めているほか、必要に応じて館内利用のお手伝いを行っています。厳しい財政状況ではありますが、引き続き、資料の充実にも努めてまいります。 なお、引き続き、図書音訳者の研修を実施しております。	教育委員会事務局	
573	【教育委員会】	１３．図書館の充実について	(５)本市のあまりにも貧弱な図書館政策を補うために、図書取次サービスが行われている場所で、市立図書館蔵書検索ができるよう機器を設置すること。	図書取次サービスは、利用者がパソコンや携帯電話などから検索し予約した本をお渡しするものです。蔵書検索機については、取次場所のスペースが狭いことや経費面などから設置は困難です。	教育委員会事務局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
574	【教育委員会】	１４．文化財保護について	(1)関東圏でも希少な製鉄生産の遺跡である栄区の上郷深田遺跡は本格的に調査し、児童・生徒・市民が学ぶことができるよう、文化財として保護すること。遺跡を守る観点から、上郷猿田地区開発計画に反対すること。	開発計画地内には、上郷深田遺跡を含む周知の埋蔵文化財包蔵地（栄区№．９７）の全体が含まれており、事業の実施にあたっては、文化財保護法等に基づく事前の発掘調査などの保護措置が必要です。 関係者や市民の意見などを踏まえ、関係区局などと調整しながら、できるだけ遺跡に影響を与えないよう事業者と協議をすすめてまいります。	教育委員会事務局	
575	【教育委員会】	１４．文化財保護について	(2)市内各地にある戦争遺跡を調査し、保護、市民公開に取り組むこと。また、広報に努めること。	所有者及び関係機関への働きかけを検討してまいります。	教育委員会事務局	
576	【教育委員会】	１４．文化財保護について	(3)磯子区の三殿台遺跡・考古館の補修を早急に行うこと。	三殿台遺跡については、平成30年度に、劣化した復元古代住居の一部建替・修理を実施しております。その他の部分についても引き続き対応を検討してまいります。三殿台考古館についても、どのような補修・改修が望ましいのかも含めて検討をしてまいります。	教育委員会事務局	
577	【教育委員会】	１４．文化財保護について	(4)横浜市歴史博物館や付随する野外施設の適切な補修を行うこと。また現在赤字となっている指定管理料の引き上げを行うこと。また、本施設を直営に戻すこと。	横浜市歴史博物館や付随する野外施設については、状況に応じて補修を検討してまいります。 指定管理料については、業務内容や、状況の変化、市の予算方針などを含めて対応を検討してまいります。 指定管理者制度は、指定管理者の能力を活用して博物館等の設置の目的を効果的かつ効率的に達成し、市民サービスの向上などを図るために導入しております。	教育委員会事務局	
578	【教育委員会】	１４．文化財保護について	(5)東高島駅北地区開発の区域に在る、神奈川台場跡はほとんどが埋まっているため、全体像が分かっていない。しっかりと調査し、地域住民の声に応え、保存すること。	神奈川台場は、文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地として周知されております。今後、開発状況に応じて必要な調査を行ったうえ、保存方法を検討してまいります。	教育委員会事務局	
579	【教育委員会】	１５．教育文化センターについて	(1)教育文化センターについて、早急に整備すること。	現在、検討プロジェクトにおいて、コンサルティング会社を交えながら、新たな教育センターの機能や施設規模・事業手法等の具体的な検討を行っています。関係局とも連携しながら、早期の施設確保を目指してまいります。	教育委員会事務局	
580	【選挙管理委員会】	１．参政権を保障するために	(1)選挙公報の点字・音訳版の発行を公職選挙法に盛り込むよう、公職選挙法の改正を引き続き国に申し入れること。	平成30年６月７日に、指定都市選挙管理委員会連合会（本市を含めた20政令指定都市の選挙管理委員会で構成。）から視覚障害者が候補者の政見等を知る機会を確保するよう法令等の改正を要望しました。引続き要望を行ってまいります。	選挙管理委員会事務局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
581	【選挙管理委員会】	１．参政権を保障するために	（２）横浜市長選挙、同市議会議員選挙のお知らせの点字・音訳版があることを周知徹底し、全ての視覚障害者が受け取ることができるようにすること。また、拡大版を作ること。	平成27年の市議会議員選挙及び平成29年の市長選挙では、「広報よこはま」の点字版録音版の配布者リストに基づき、配布したところです。今後も引き続き、視覚障害者支援を行う団体等の協力をいただきながら、必要とされている方の把握に努めてまいります。	選挙管理委員会事務局	
582	【選挙管理委員会】	１．参政権を保障するために	（３）投票所へ行かれない方のために、郵便投票対象者の要件緩和を国に求めること。	平成30年６月７日に、指定都市選挙管理委員会連合会（本市を含めた20政令指定都市の選挙管理委員会で構成。）から障害者等の選挙権行使を容易にするための制度改正を要望しました。引続き要望を行ってまいります。	選挙管理委員会事務局	
583	【選挙管理委員会】	１．参政権を保障するために	（４）投票所に行くことができない人に対し、要望があれば車での送迎を行うなど、投票所までの対応をすること。	一人で投票所に行くことができない人への支援に関しましては、介護保険制度の外出介助や、社会福祉協議会で実施する移動支援サービスをご利用いただくことを考えております。	選挙管理委員会事務局	
584	【選挙管理委員会】	１．参政権を保障するために	（５）期日前投票開始時までに、点字の候補者名簿を作成すること。	点字候補者名簿は、告示日の17時以降に作成するため、告示日翌日から始まる期日前投票には間に合いませんが、今後も、できる限り早く作成できるよう努めてまいります。 国政選挙及び県知事・県議会議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査にかかわる書類の点字・録音版については、神奈川県選挙管理委員会が作成しています。神奈川県選挙管理委員会に、候補者（政党等）の点字名簿及び国民審査の裁判官の点字名簿の早期納入の実現について引き続き働きかけていきます。	選挙管理委員会事務局	
585	【選挙管理委員会】	１．参政権を保障するために	（６）記入台の明るさを確保すること。	投票所におきましては、一般的な事務室で作業するときの明るさを確保するよう努めており、光量が不足する場合には補助灯で補っています。記載台が暗く感じる場合には、補助灯を設置、または設置されている記載台にご案内しております。	選挙管理委員会事務局	
586	【選挙管理委員会】	１．参政権を保障するため	（７）代筆の際のプライバシーを確保すること。	今後も、守秘義務のある市職員で補助を行い、選挙人が誰に投票したかが知られないよう努めてまいります。	選挙管理委員会事務局	
587	【選挙管理委員会】	１．参政権を保障するために	（８）投票しやすい環境を整備するために、投票所と期日前投票所を増やすこと。	期日前投票所は、各区選管において、原則区役所及び臨時の２カ所を設置しており、このうち、臨時投票所の場所については、交通の便や区役所との配置バランス及び施設確保の可能性などを総合的に考慮し、決定しています。今後も、より利便性の高い場所に施設を確保できるよう、検討してまいります。	選挙管理委員会事務局	
588	【選挙管理委員会】	１．参政権を保障するために	（９）投票所は、どこでも投票できるようにすること	現在の制度上、選挙人名簿を投票所ごとに整備している為、どこでも投票できるようにすることは困難です。 共通投票所については、ネットワーク構築等課題も多いため、他都市の状況も見据えながら検討を進めてまいります。	選挙管理委員会事務局	

2019年度横浜市の予算編成に対する日本共産党の要望≪日本共産党横浜市会議員団≫についての回答

※「整理番号」が色付きのものは、回答を複数区局に割り振っている項目です。

整理番	大項目	小項目	要望事項	回答	回答区・局等	共管区・局等
589	【選挙管理委員会】	１．参政権を保障するために	（１０）外国に行っている人の投票する権利を保障すること。	公職選挙法にて『在外投票制度』が設けられており、国政選挙に限り、在外選挙人名簿に登録されている方は、外国での投票が可能です。在外選挙人名簿への登録については、申請が必要となるため、外国へ行かれる有権者への制度周知に努めてまいります。	選挙管理委員会事務局	
590	【選挙管理委員会】	１．参政権を保障するために	（１１）すべての投票所のバリアフリー化をすすめること。	従来より、車いすの方などが安全に投票できるよう、段差のある投票所には、「段差是正スロープ」を設置するなど、投票環境の改善に取り組んできましたが、平成25年の市長選挙より、「誰もが投票しやすい投票所」のモデルを作成し、このモデルの中から対応可能な取組について、実施しています。 平成29年執行の横浜市長選挙及び衆議院選挙では、すべての投票所へ車椅子を配置することができました。引き続き、「誰もが投票しやすい投票所」の実現に向け、努めてまいります。	選挙管理委員会事務局	
591	【選挙管理委員会】	１．参政権を保障するため	（１２）選挙公報が確実に届くように配布体制の再チェックを徹底すること。	選挙公報が有権者の皆様に確実に届くよう、配布体制も含め確認してまいります。	選挙管理委員会事務局	
592	【議会局】		（1）政務活動費使途基準を厳格にすること。	政務活動費の使途基準については、市会運営委員会等における議員間での検討・協議を経て定められています。内容を変更する場合にも、同様の手続きを経て決定されるものと考えております。	議会局	
593	【議会局】		（2）職員の長時間勤務を是正すること	議会局職員の超過勤務時間については、全庁的な取組強化に合わせて、仕事や働き方の見直しなどにより減少しています。引き続き、長時間労働是正と超過勤務時間の更なる縮減に努めていきます。	議会局	
594	【議会局】		（3）議員からの業務外活動については、応じないこと。	議会活動が円滑かつ効果的に行われるよう、議員の適正なサポートに努めてまいります。	議会局	